

令和 6 年度

自 己 点 檢 ・ 評 價 報 告 書

令和 7(2025)年 10 月

国士館大学

「令和6年度　自己点検・評価報告書」の公表にあたって

学校法人国士館 理事長
国士館自己点検・評価委員会
委員長 濱野 隆

今日の大学には地域社会が直面する課題解決への貢献、グローバル人材の育成など多くのことが期待されており、これらの課題に対する大学の取組みに対し厳しい視線が注がれています。

このような状況下において、本学は建学の精神のもと「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」を使命とし、教育研究活動の推進や、我が国の体育スポーツ・武道文化の発展に努めるとともに、社会の多様なニーズに応えるための改善・改革を推進してまいりました。

本報告書は、これまでの本学の取り組みを日本高等教育評価機構が定める評価基準、及び本学が独自に設定した評価基準に基づき、自己点検・評価を行い、その結果をまとめたものです。

本学の教育研究活動、経営に関する取組み、社会貢献、国際交流、それぞれの自己評価と、基準ごとに自己点検・評価で発見された課題、課題に対する改善策と今後の取組予定について、記載しています。

今回の自己点検・評価では、関係各部局から大量のエビデンスを収集し、その分析を通じて、本学が建学の精神に基づく強み・特色を生かし教育研究活動の充実を図っていることの検証を行い、その結果をつぶさに記述しております。また、特記事項として、本学が力を入れている防災教育について、取組の実態や地域社会との連携、国士館高校への防災学習の提供について述べています。

最後となりますが、「令和6年度　自己点検・評価報告書」の発刊にあたり、長期にわたり編纂にご尽力いただいた自己点検・評価委員会委員、法人部会・大学部会委員の方々、並びに各方面でご協力賜った教職員の皆様に敬意を表し、心から感謝を申し上げます。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 ······	1
II. 沿革と現況 ······	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 ······	10
基準1. 使命・目的等 ······	10
基準2. 学生 ······	16
基準3. 教育課程 ······	39
基準4. 教員・職員 ······	47
基準5. 経営・管理と財務 ······	57
基準6. 内部質保証 ······	67
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 ······	75
基準A. 社会貢献 ······	75
基準B. 国際交流 ······	87
V. 特記事項 ······	94
VI. 法令等の遵守状況一覧 ······	95
VII. エビデンス集一覧 ······	
エビデンス集（データ編）一覧 ······	109
エビデンス集（資料編）一覧 ······	110

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

國士館大学（以下、「本学」という。）は、以下の建学の精神を定め、今まで、継承している。

日本の将来を担う、國家の柱石たるべき眞智識者「國士」を養成する

國士館教育の伝統は、社会啓蒙を目的に大正 2(1913)年に結成された青年大民団の活動にその淵源がある。柴田徳次郎を主幹とする青年大民団は、結社の規約に「士道の大本」に基づき「心身の修練」と「智徳の精進向上」を目指すことを掲げ（「青年大民團規約」）、青年に自覚を促し「國家の柱石」たる指導者、すなわち「國士」を養成し、国家社会の改革向上に貢献することを目指した（「青年大民團主旨」）。

青年大民団は、機關誌『大民』（大正 6(1917)年 11 月号）誌上に「活學を講ず」の宣言を発して、新たに独創的な教育機関を開設する意義をあきらかにし、これをもとに作成された「國士館設立趣旨」（以下、「設立趣旨」という。）に基づき、柴田徳次郎ら有志によって、大正 6(1917)年、現在の東京都港区南青山に「國士館」が創立された。当時の世相を「物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて、徳性の涵養を忘る」と批判するとともに、「科學智の必要なる」は当然ながら、ただ「科學智の売買」のみに墮することを避け、「物質文明」を統御する「精神教育」を重視することで、吉田松陰の精神を範とする第二の松下村塾を目指し、日本の将来を担う「國家の柱石たるべき眞智識者（國士）を養成」することが不可欠であると説いている。ここに掲げられた教育の理想は、大正 8(1919)年に國士館が、松陰神社の隣接地である世田谷の現在地に講堂を建設し、拠点を移して財団法人化する際にも継承され、法人設立の目的として明記された「國士タルノ人材ヲ養成スル」ことが、その後の國士館の建学の精神となった。

同じ年、『大民』誌上に掲載された「國士館の本義」は、國士館教育のねらいを「活學を講じて活人を作る」と明言し、また「明智を開いて知行合一」する教育こそが、「國家の柱石たるべき眞智識者（國士）を養成」すると喝破している。こうして建学の精神となった「國士」の養成について、初代学長の長瀬鳳輔は、「國士」とは国を思う大人格者であり、名聞や富貴に囚われぬ、心の美しい人格者こそ「國士」である、と定義している（「國士館の主旨及び本領」『大民』大正 8(1919)年 12 月号）。

(2) 大学の基本理念

本学は、以下の教育理念を定め、今まで、継承している。

徳性の涵養に努め、力に屈することなく、いかに貧しても志を変えることのない、智力と胆力を備え、平衡を得た人格を有する者、すなわち「國士」を育成する

いかにして「國士」を養成するのか、ということについて、前掲の「設立趣旨」や「宣言」は、「科學智」を機械的に切り売りするノート式教育を「死學」として退け、「陋陥僅かに膝を容るるの一小寺子屋たり」とも、教師と学生が「眞に師たり弟たるの情誼に依つ

て」結ばれることで、互いに「信念の交感」をはかりつつ、学び合うところに國士館教育の神髄があるとしている。

これらは、大学創設へ向かう國士館において示した昭和27(1952)年の「國士館再建趣意書」(以下「再建趣意書」という。)においても、創立以来の伝統が堅持されている。「再建趣意書」は、今日の教育が「目的を忘れた」ものであると批判し、「本当の人間」を育むことが「教学育人の目標」であると説きつつ、「國士館は、深く日本の将来を考へ、国の常識に基いて役に立つ人間を作りたい」として、どのような誘惑にも平常心を失わず「平衡を得た人格」者の育成を教育理念としている。

(3) 使命・目的

本学の目的は、「学校法人國士館寄附行為」「國士館大学学則」「國士館大学大学院学則」に定められ、学部・研究科の教育研究上の目的を定めている。

「学校法人國士館寄附行為」

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

「國士館大学学則」

第1条 國士館大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたどり、心身を鍛磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

「國士館大学大学院学則」

第1条 國士館大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

これらの人材養成は、創立期から現在に至るまで連綿と継承されている。

大正15(1926)年、館長柴田徳次郎は「國士館の主義」について示し、その本旨は「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の涵養にあると述べ、また、これを養うには、日常不斷に「読書」「体験」「反省」に励むことが肝要であるとした。この本旨の内容を次のように説き、学生に向けて周知した。

不斷の「読書・体験・反省」を行うことで四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付けた人物が「國士」である。

誠意とは、親切である。勤労とは、働く事である。見識とは、正しい理解力である。気魄とは、責任を尽くすことによって、次第に養われる「心の強さ」「信念の力」である。

誠意、勤労、見識、気魄の精神を如何にして養うか。

それは、不斷の読書、体験、反省を励むことである。

読書とは、書き書物を読む事である。先輩友人の善言嘉語を聞く事である。

世の中の事、自然の現象を、心を込めて観る事である。真に理解する迄やるのである。体験とは、善いと感じた事は、直ちに実行する。善いと思うだけでは、実行しないのは、まだ真に感じたのではない。真に理解したのではない。読書して得た事は、実際に使う。反省とは、体験したら、これが思う通りに、善い結果になったか如何か、じっと考えて見る。反省して見ると、思い通りにやれる事もあれば、思わぬ結果を見る事も多い。そこでまた読書する。実行する。考える。これを昼も夜も、遊ぶ時も、働く時も、常に怠らずに繰り返すことで、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付け「國士」たり得る人物になる。

(『國士館と教育』資料より)

以来、國士館では、不断の「読書」「体験」「反省」によって、「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の四徳目を涵養することが、伝統ある教育目標として重んじられるようになり、創立以来の「士道の大本」に基づく「文武両道」の学風と相まって、智力と胆力を備え、平衡を得た人格者の育成を今日に継承されている。

(4) 大学の個性・特色等

本学は大正6(1917)年の創立以来、建学の精神と教育理念に基づき、個性と特色ある教育・研究と社会貢献を行っている。

文武両道の教育

本学では創立以来、一貫して「文武両道」に秀でた人間形成を重視する教育を行ってきた。日本の伝統的な諸道の技術と日本の伝統文化や生活文化の基盤にある礼儀・作法を身体感覚として身に付けることを目指し、全学部の保健体育科目で武道種目を開講し履修できるようにしている。また、21世紀アジア学部では「日本の伝統科目」を開講し、茶道、華道、書道、日本舞踊、日本の伝統音楽、謡・仕舞、合気道、弓道、空手といった伝統諸道から2科目を選択必修とし、文武両道教育を実践している。

「活学」の追究と実践

師弟が膝を交えて親しく活学を講ずる道場として開学した本学は、実践教育を重視している。急激な社会変化の中、予測困難な時代に生きる学生に対して、主体的に考える力を養い、未来を切り拓いていく能力を育成するために、PBL(Problem Based Learning)やグループ・ワークなどアクティブラーニングの手法を多く取り入れ、講義科目と実験・実習科目や演習科目とのつながりを重視したカリキュラムを構築している。また、全学部の新入生全員を対象として「防災総合基礎教育」を実施するとともに、全学共通教育科目に「防災リーダー養成論」「防災リーダー養成論実習」を開設して全学部で開講し、災害時に社会で役立つ人材の養成を行っている。

きめ細かい学生支援

本学は建学以来、学生への支援体制を整備し、「目指せ、学生・生徒への愛情日本一」を目標に教職員一丸となって学生支援に取組んでいる。各学部に学年担任の教員と各学部事

務課および教務課（学部担当）に職員を配置しており、教職員が協働してきめ細かい学修支援を行っている。学生生活全般の支援は学生部が、就職支援はキャリア形成支援センターが、学部および学部事務課並びに教務課（学部担当）と協力して行っている。また、外国人留学生に対しては国際交流センターが、学部および学部事務課並びに教務課（学部担当）と連携して学修支援・生活支援を行っている。

地域と社会を支える教育・支援

本学の教育・研究機能を活用して、さまざまな形で社会貢献をしている。教職員・学生の社会貢献としては、東京マラソンでのモバイル AED 隊を駆使したマラソン救護をはじめ、数多くのマラソン大会で救護体制確立に寄与している。防災・救急救助総合研究所では、地域住民を対象とした災害対応や救命処置に関する講習を数多く実施しており、災害時には被災地に学生・教職員編成の災害ボランティア派遣を実施している。その他、学部の特性や各教員の研究を活かした地域との交流や社会への貢献が盛んに行われている。また、充実したスポーツ施設をはじめ、3 キャンパスの教育施設を学外利用者に開放し、地域・社会に貢献している。

令和元(2019)年度に SDGs(国連が推進する持続的発展に係る目標群)を踏まえ、ENGSO Youth (欧州非政府スポーツ機構・青少年部門) と「スポーツと SDGs 3 大陸プロジェクトに関する内部パートナーシップ契約」を締結し、アフリカ、アジアおよび欧州における指導者研修等のプロジェクトに、日本で唯一の大学パートナーとして参画し、スポーツにおける国際連携・貢献をしている。

また、令和 6(2024)年 1 月 1 日に発生した能登半島地震において被害を受けた石川県七尾市に、防災・救急救助総合研究所所属の教員を中心として、学生ボランティアを継続的に派遣し被災地の支援を行った。ボランティアに参加した学生は 100 名を超え、本学の防災カリキュラムを受講した学生もしくは防災士の資格を持つ学生が中心となり、専門の知識と技術を有した教員の指導を受けながら、複数グループに分かれてサロン活動の運営・周知、専門学校内の片付け・清掃、被害家屋の瓦れき撤去、傾いたブロック塀の撤去などを行った。

グローバル化への対応

体育学部に「海外武道実習」「救急処置実習 E (海外実習)」を開設し、21 世紀アジア学部にアジア言語科目と海外研修（それぞれ中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ビルマ語から選択）を置いて必修科目とするなど、グローバル化に対応した教育を行っている。また、本学では国際交流センターを設置して、世界 25 か国 1 地域 53 大学 3 研究機関と学術協定を結び、学生・教員の相互交流・研究を行っている。学生には交換留学や短期留学などの留学機会を十分に提供しており、外国人留学生には全学部で日本語教育科目を配当し、生活面のサポートや地域貢献・地域交流の機会を提供している。

公務員・教職に強い国士館

本学は、長年にわたり国士館ブランドの一つとして「公務員・教職に強い大学」を堅持してきた。伝統的に消防官、警察官、教員を数多く輩出しており、「大学探しランキングブ

ック」によれば消防官採用者数および警察官採用者数は、全国で上位にランクインしている。

教職については、本学では全ての学部学科で教員免許取得が可能であり、特に、体育学部こどもスポーツ教育学科では、卒業時に小学校教諭1種、中学校教諭1種（保健体育）および高等学校教諭1種（保健体育）の各種教員免許を取得することができる。また、3キャンパスに教職支援室を開設し、教育現場を退職した校長経験者からなる教職支援アドバイザーによる支援を展開している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

年	事柄
大正6(1917)年	東京・麻布に私塾「國士館」を創立
大正8(1919)年	世田谷へ移転、世田谷校舎（現世田谷キャンパス）開設 財団法人國士館設置（現在地）
大正12(1923)年	國士館高等部設置（昭和5(1930)年3月閉校）
大正14(1925)年	國士館中等部設置（大正14(1925)年3月閉校）
大正15(1926)年	國士館中学校設置（昭和24(1949)年3月廃止）
昭和4(1929)年	國士館商業学校設置（昭和24(1949)年3月廃止）
昭和5(1930)年	國士館専門学校（国漢剣道科・柔道科）設置（昭和30(1955)年3月廃止）
昭和17(1942)年	國士館高等拓殖学校設置（昭和9(1934)年11月廃止） 國士館高等拓殖学校（満蒙支科・南洋科）設置 (昭和20(1945)年12月廃止)
昭和20(1945)年	戦禍により校舎焼失
昭和21(1946)年	法人・学校名称を至徳学園に変更 (至徳専門学校、至徳商業学校、至徳中学校となる)
昭和22(1947)年	至徳中学校（新制3年制）設置
昭和23(1948)年	至徳商業高等学校（新制3年制）設置（昭和24(1949)年3月廃止） 至徳高等学校（全日制普通科＝新制3年制、 定時制商業科＝新制4年制）設置
昭和26(1951)年	財団法人至徳学園から学校法人至徳学園に変更
昭和28(1953)年	学校法人至徳学園を学校法人國士館の名称に復す（國士館高等学校、國士館中学校となる）。 専門学校は至徳のまま、昭和30(1955)年3月廃止）
昭和31(1956)年	國士館短期大学（2年制）設置
昭和33(1958)年	国文科・経済科二部設置（経済科二部昭和41(1966)年3月廃止、 国文科平成15(2003)年3月廃止） 短期大学に体育科（3年制）設置（昭和35(1960)年3月廃止） 國士館大学設置 体育学部（体育学科）設置

年	事 柄
昭和36(1961)年	政経学部（政治学科・経済学科）設置
昭和37(1962)年	政経学部に経営学科設置
昭和38(1963)年	工学部（機械工学科・電気工学科）設置 (平成19(2007)年4月理工学部に改組、平成25(2013)年3月廃止)
昭和39(1964)年	工学部に土木工学科・建築学科設置 太宰府校地取得（平成25(2013)年4月閉鎖）
昭和39(1964)年	日本政教研究所設置(平成21(2009)年3月廃止)
昭和40(1965)年	国士館大学大学院設置 政治学研究科・経済学研究科（各修士・博士）設置
	政経学部二部（政治学科・経済学科）設置（平成19(2007)年3月廃止）
昭和41(1966)年	鶴川校舎（鶴川キャンパス）開設 法学部（法律学科）設置
	文学部（教育学科・史学地理学科・文学科）設置
昭和49(1974)年	教養部設置（平成8(1996)年3月廃止）
昭和51(1976)年	イラク古代文化研究所設置
昭和53(1978)年	武道・德育研究所設置
平成4(1992)年	多摩校舎（現多摩キャンパス）開設、体育学部移転
平成6(1994)年	大学院に工学研究科（修士）設置 国士館高等学校・中学校男女共学制導入
	高等学校に定時制普通科（3年制）設置
平成7(1995)年	大学院に法学研究科（修士）設置 国士館大学福祉専門学校（介護福祉学科）設置 (平成19(2007)年3月廃止)
平成9(1997)年	大学院に経営学研究科（修士）設置
平成11(1999)年	大学院経営学研究科・工学研究科・法学研究科に博士課程設置
平成12(2000)年	体育学部に武道学科・スポーツ医科学科設置
	高等学校に通信制普通科設置（令和元(2019)年12月廃止）
平成13(2001)年	法学部に現代ビジネス法学科、大学院にスポーツ・システム研究科（修士）・人文科学研究科（修士）設置
	工学部電気工学科を電気電子工学科に名称変更
平成14(2002)年	21世紀アジア学部（21世紀アジア学科）設置 工学部機械工学科を機械情報工学科、土木工学科を
	都市システム工学科、建築学科を建築デザイン工学科に名称変更
平成15(2003)年	大学院スポーツ・システム研究科、人文科学研究科に博士課程設置 政経学部を昼夜開講制に改組
平成18(2006)年	大学院に総合知的財産法学研究科（修士）、 グローバルアジア研究科（修士・博士）設置 国士館大学地域交流文化センター完成

年	事 柄
平成19(2007)年	工学部を改組し理工学部（理工学科）設置
平成20(2008)年	世田谷キャンパスに梅ヶ丘校舎（34号館）完成 体育学部にこどもスポーツ教育学科設置
平成21(2009)年	鶴川キャンパスを町田キャンパスに名称変更
平成22(2010)年	大学院に救急システム研究科（修士）設置
平成23(2011)年	経営学部（経営学科）設置
平成24(2012)年	防災・救急救助総合研究所設置
平成25(2013)年	大学院救急システム研究科に博士課程設置
平成28(2016)年	政経学部政治学科を政治行政学科に名称変更
平成29(2017)年	国士館創立100周年
令和2(2020)年	国士館大講堂・国登録有形文化財（建造物）登録 国士館楓の杜キャンパス開設
令和4(2022)年	国士館多摩南野キャンパス開設

2. 本学の現況

・大学名 国士館大学

・所在地 世田谷キャンパス：東京都世田谷区世田谷四丁目 28 番 1 号
 町田キャンパス：東京都町田市広袴一丁目 1 番 1 号
 多摩キャンパス：東京都多摩市永山七丁目 3 番 1 号
 楓の杜キャンパス：東京都町田市野津田 3101
 多摩南野キャンパス：東京都多摩市南野二丁目 11 番 1 号

・学部構成

学部	学科等	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	在籍学生数
政経学部	政治行政学科	175	0	700	769
	経済学科	360	0	1,440	1,595
体育学部	体育学科	220	0	880	977
	武道学科	90	0	360	379
	スポーツ医科学科	150	15	630	649
	こどもスポーツ教育学科	80	0	320	336
理工学部	理工学科	335	0	1,340	1,476
法学部	法律学科	200	0	800	915
	現代ビジネス法学科	200	0	800	859
文学部	教育学科	120	0	480	536
	史学地理学科	170	0	680	782
	文学科	100	0	400	432

学部	学科等	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	在籍学生数
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	350	0	1,400	1,515
経営学部	経営学科	270	0	1,080	1,229
総 計		2,820	15	11,310	12,449

※1 編入学定員は「若干名」の場合は「0」、募集を行っていない場合は「-」と表記。

・大学院構成と学生数

研究科	専 攻	修士課程			博士課程		
		入学定員	収容定員	在席者数	入学定員	収容定員	在席者数
政治学研究科	政治学専攻	20	40	32	10	30	7
経済学研究科	経済学専攻	20	40	26	10	30	2
経営学研究科	経営学専攻	20	40	24	3	9	1
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻	30	60	23	3	9	3
救急システム研究科	救急システム専攻	10	15	13	3	9	5
工学研究科	機械工学専攻	8	16	12	-	-	-
	電気工学専攻	8	16	8	-	-	-
	建設工学専攻	10	20	25	-	-	-
	応用システム工学専攻	-	-	-	2	6	1
法学研究科	法学専攻	10	20	18	4	12	1
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻	20	40	24	-	-	-
人文科学研究科	人文科学専攻	20	40	12	3	9	1
	教育学専攻	15	30	14	2	6	2
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	30	60	26	-	-	-
	グローバルアジア研究専攻	-	-	-	2	6	1
合 計		221	437	257	42	126	24

・教員数

学部等	教授	准教授	講師	助教	計
政経学部	25	13	10	0	47
体育学部	42	18	10	2	72
理工学部	36	10	1	0	47
法学部	33	7	0	1	41
文学部	37	14	4	0	55
21世紀アジア学部	18	4	2	0	24
経営学部	16	4	3	0	23
防災・救急救助総合研究所	1	3	3	0	7
工学研究科応用システム工学専攻	0	0	0	1	1
合 計	208	73	32	4	317

※大学院は学部教員が兼担している。

III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「学校法人国士館寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」第3条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。」と定めている。【資料 1-1-a】

国士館大学（以下、「本学」という。）および国士館大学大学院（以下、「本大学院」という。）は、寄附行為第3条に基づき、それぞれ「国士館大学学則」（以下、「学則」という。）第1条、「国士館大学大学院学則」（以下、「大学院学則」という。）第1条を定めている。

【資料 1-1-b】【資料 1-1-c】

学則第1条において、「教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたつとび、心身を鍛磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。」と、大学院学則第1条において、「教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。」と、それぞれ使命・目的を定めている。

本学の使命・目的に基づく学部・研究科の教育研究上の目的は、大学設置基準第2条および大学院設置基準第1条の2に基づき、学則第40条および大学院学則第33条に具体的に明文化している。【資料 1-1-d】【資料 1-1-e】

1-1-② 変化への対応

本学および本大学院では、社会情勢の変化に対応すべく、学部・研究科の改編の検討と、毎年教育研究上の目的および三つのポリシーの見直しを行っている。【資料 1-1-f】

理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部では、令和8(2026)年度に向けて学部改編の検討を行っている。

令和6(2024)年度の対応では、理工学部において、18歳人口の将来推計や全国の分野別志願者動向、学系の志願者動向などをもとに、学部組織等の改編を検討し、法学部では、各学科のコース制の見直しやゼミ改革等について議論を行っている。

文学部では、時代の移り変わりに伴う在学生の学びの質の変化に対応すべく、学科・コ

ースの再編を行い、21世紀アジア学部では、社会情勢の変化や社会的ニーズの高まりに対応するために、時代に見合った新しいカリキュラムの改訂を行うこととなった。

また、本大学院においては、令和5(2023)年度より多様な学生を受け入れるべく「特定課題研究コース」について、すべての研究科で導入に関する検討が行われ、既に導入していた経済学研究科および経営学研究科に加え、令和7(2025)年度より政治学研究科において導入することとなった。【資料1-1-g】

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 学内外への周知

1-2-② 中長期的な計画への反映

1-2-③ 三つのポリシーへの反映

1-2-④ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 学内外への周知

学内への周知については、新入生には、入学式での理事長の祝辞、学長の式辞、新入生オリエンテーションにおける学長講話等を通して建学の精神を説明している。在学生には、学部・研究科の学生便覧に教育研究上の目的や三つのポリシーを掲載して、新年度実施のオリエンテーションやガイダンスを利用して周知している。また、世田谷キャンパス・町田キャンパス・多摩キャンパスの随所に建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネルを掲示し周知徹底に努めている。【資料1-2-a】【資料1-2-b】【資料1-2-c】【資料1-2-d】

学内教職員に対しては、教育研究上の目的や三つのポリシーの見直しにあたっては、随時学内において理解と支持を得ながら進めている。学部・研究科の教育研究上の目的を見直す場合は、教授会、研究科委員会の協議において学部、研究科に關係する教職員の理解と支持を得ている。その後、学部長会、研究科長会で承認を受け、理事会で審議・決定をしている。新採用教職員研修や新年挨拶行事、創立記念式典の折に触れて、理事長、学長より本学の建学の精神や使命・目的について教職員への浸透を図り、その理解と支持を得ている。【資料1-2-e】

学外への周知については、ホームページに建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的や三つのポリシーを公表している。また、大学案内と国士館要覧にも、建学の精神や使命・目的を周知しているほか、国士館大学新聞（年4回発行）においても建学の精神・教育理念・教育方針を掲出するなど周知に努めている。【資料1-2-f】【資料1-2-g】【資料1-2-h】【資料1-2-i】【資料1-2-j】

このほか、大講堂や国士館史資料室を活用して次のとおり学内外への周知を行っている。

大講堂

大正6(1917)年に現在の港区南青山の地に創立した「國士館」は、新校地を求めて大正8(1919)年に、創立者柴田徳次郎が私淑した吉田松陰を祀る松陰神社の隣地に移転した。大

講堂はこの時に建築され講義等が行われていた。また、式典や講演会も行われ、頭山満や中野正剛など、多くの名士たちが登壇した。昭和 20(1945)年 5 月、戦争による空襲を受けた際にも、学生や教職員の尽力によって焼失を免れた。

現在では、完成当時から変わらず同じ地に現存する唯一の建造物であり、平成 29(2017)年 10 月には「国登録有形文化財（建造物）」として正式登録された。大講堂は国士館教育のシンボルとして、本学の建学の精神と使命・目的をその歴史とともに現在に伝えている。

【資料 1-2-k】【資料 1-2-l】

國士館史資料室

平成 21(2009)年には國士館史資料室を設置し、國士館の歴史に関わる文献、文書および物品等を調査・収集、整理・保存している。その成果をもとにして、『國士館史研究年報 楓原（ふうげん）』を平成 22(2010)年 3 月の創刊以来、毎年発行している。平成 27(2015)年には國士館 100 周年記念事業の一環として、『國士館百年史 史料編』(A5 判上下 2 冊、上：1,002 頁／下：1,049 頁)、平成 29(2017)年 11 月には『ブックレット 国士館 100 年のあゆみ』、令和 3(2021)年 3 月には『國士館百年史 通史編』(A5 判 1 冊、1,213 頁) を編纂・刊行し、建学の精神や使命・目的の周知と理解の促進に役立てている。【資料 1-2-m】

【資料 1-2-n】【資料 1-2-o】【資料 1-2-p】【資料 1-2-q】

また、世田谷キャンパスに隣接する柴田会館内に、常設の「國士館史資料展示室・閲覧室」を置き、通年で資料の展示・公開を行い、学内外を問わず広く公開している。【資料 1-2-r】

世田谷キャンパス 34 号館 1 階展示コーナーでの各種企画展、オープンキャンパスや学園祭などの大講堂を用いた企画展などの開催を通して、学内外に建学の精神や使命・目的の周知に努めている。

そのほか、國士館史資料室職員による学部生を対象とする初年次教育の講義や新採用教職員研修での講義などを行い、建学の精神やその由来を在学生や教職員にわかりやすく周知するための活動を行っている。

1-2-② 中長期的な計画への反映

本学園では、第 1 次中長期事業計画（平成 27(2015)～平成 31(2019)年度）、第 2 次中長期事業計画（令和 2(2020)～令和 6(2024)年度）（以下、「第 2 次中長期事業計画」という。）を策定し、これまで学内外へ公表してきた。【資料 1-2-s】【資料 1-2-t】

令和 7(2025)年度より始まる第 3 次中長期事業計画（令和 7(2025)～令和 11(2029)年度）は、建学の精神のもとに、中期事業計画である「学園のビジョン」「7 つの『重点項目』基本方針・達成指標」「行動目標・達成指標・行動計画・ロードマップ（単年度ごとの計画と目標値）」、短期計画である「単年度事業計画・事業報告」を全体像として掲げており、使命・目的等を反映している。【資料 1-2-u】

1-2-③ 三つのポリシーへの反映

平成 29(2017)年 4 月の学校教育法施行規則の一部改正に対応して、「三つの方針策定委員会」を立ち上げ、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会から出された「三つのポ

リシーの策定および運用に関するガイドライン」を参考に、建学の精神、教育理念、教育指針、教育研究上の目的を反映した三つのポリシーとすることを念頭に置き、すべての学部・研究科の三つのポリシーの見直し作業を行った。以降、毎年学長室学長課より学部・研究科へ三つのポリシーの見直しを依頼し、定期的な見直し体制を構築している。【資料 1-2-v】【資料 1-2-w】

1-2-④ 教育研究組織の構成との整合性

建学の精神及および使命・目的、三つのポリシーを実現するために、教育・研究組織を寄附行為第 4 条、学則第 2 条および大学院学則第 2 条に定め、7 学部 14 学科・10 研究科を設置している。また、学術研究と本学の特性を深化発展させるために、学則第 39 条により大学附置研究所として「防災・救急救助総合研究所」を置いている。

大学の附置研究所等以外にも、学部・研究科が自らの教育研究上の目的を実現するため、大学学則第 39 条第 2 項で 9 附属研究施設を、大学院学則第 31 条で 1 研究施設を【表 1-2-1】のとおり設置している。

【表 1-2-1】

設置元	附属研究施設	設置元	附属研究施設
政経学部	政治研究所	法学部	最先端技術関連法研究所
	経済研究所	21 世紀アジア学部	21 世紀アジア学研究所
体育学部	体育研究所		イラク古代文化研究所
理工学部	理工学研究所	経営学部	経営研究所
法学部	比較法制研究所	工学研究科	ハイテク・リサーチ・センター

また、第 39 条の 4 で地域連携・社会貢献推進センターを、第 39 条の 5 でウエルネス・リサーチセンターを、第 39 条の 6 でデジタルアーカイブセンターを置いている。これら大学全体の教育研究組織の組織図は、【図 1-2-1】の通りである。【資料 1-2-x】【資料 1-2-y】

【図 1-2-1】

国士館大学	
大学院	
■ 政治学研究科	政治学専攻(修・博)
■ 経済学研究科	経済学専攻(修・博)
■ 経営学研究科	経営学専攻(修・博)
■ スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻(修・博)
■ 救急システム研究科	救急救命システム専攻(修・博) 救急救命システム専攻(1年コース)(修)
■ 工学研究科	機械工学専攻(修) 電気工学専攻(修) 建設工学専攻(修) 応用システム工学専攻(博)
■ 法学研究科	法学専攻(修・博)
■ 総合知的財産法學研究科	総合知的財産法學専攻(修)
■ 人文科学研究科	人文科学専攻(修・博) 教育学専攻(修・博)
■ グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻(修) グローバルアジア研究専攻(博)
政経学部	
■ 政治行政学科	
■ 経済学科	
体育学部	
■ 体育学科	
■ 武道学科	
■ スポーツ医科学科	
■ こどもスポーツ教育学科	
理工学部	
■ 理工学科	
法学部	
■ 法律学科	
■ 現代ビジネス法学科	
文学部	
■ 教育学科	
■ 史学地理学科	
■ 文学科	
21世紀アジア学部	
■ 21世紀アジア学科	
経営学部	
■ 経営学科	
附属施設等	
■ 国際交流センター	
■ 図書館・情報メディアセンター	
■ 健康管理室	
附置研究所等	
■ 防災・救急救助総合研究所	
■ 地域連携・社会貢献推進センター	
■ ウエルネス・リサーチセンター	
■ デジタルアーカイブセンター	

学部・研究科・附置研究所の意見を調整するために、学則第 34 条および国士館大学学部長会規程に則り学部長会を、大学院学則第 28 条および国士館大学大学院研究科長会規程に則り研究科長会を、国士館大学附置研究所規程第 11 条に則り附置研究所長会を設け、年に 11 回合同で開催している。【資料 1-2-z】【資料 1-2-aa】【資料 1-2-ab】【資料 1-2-ac】【資料 1-2-ad】

[基準1の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『國士』の養成」を建学の精神として掲げており、各学部・研究科において建学の精神を基に、教育研究上の目的や三つのポリシーが定められている。

社会情勢や学生のニーズに応えるべく、学部・研究科ではカリキュラムの見直しや、教育研究上の目的および三つのポリシーが毎年見直しも行われており、教育の充実を図っている。

使命・目的等を達成するため、共同研究や地域貢献活動を通じて、建学の精神が具体的に実践されている。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

建学の精神に基づき、教育研究上の目的・三つのポリシーが策定され、学生の学修成果を測定・評価するアセスメント・ポリシーも策定されている。このアセスメント・ポリシーには三つのポリシーとの関連性が明確になるよう評価方法を定めている。しかし、学生の実態を把握するためアセスメント・ポリシーに掲げる各項目の結果が学部改編や三つのポリシーの見直しを検討する際に十分に活用されていない現状が明らかになった。このことから、学部・研究科におけるアセスメント・ポリシーの活用が課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

学修者本位の教育を目指すため、学部・研究科においては、学部改編や三つのポリシーの見直しを検討する根拠として、社会情勢の変化のみならず、アセスメント・ポリシーの結果を活用する。

また、令和8(2026)年度に向けて学部改編を行っている理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部は、改編後、改革案がスムーズに運用できるよう引き続き検討を進めいく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知**
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーの策定

本学では、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえて大学全体のアドミッション・ポリシーを定めている。学部・研究科においても、大学全体のアドミッション・ポリシーおよび学部・研究科の教育研究上の目的を踏まえて、学部・学科・学系や修士課程・博士課程それぞれにおいてアドミッション・ポリシーを明確に定めている。

【資料 2-1-a】【資料 2-1-b】

大学全体および学部・研究科のアドミッション・ポリシーは、それぞれのディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを踏まえて策定されており、入学希望者に対して求められる学生像や学力・能力水準を明示している。そこでは、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を備えた人材になりたいという意欲や、カリキュラム・ポリシーに掲げる教育課程・教育内容等に対応できる学力などを受験生に求める内容を示している。

特に学部のアドミッション・ポリシーでは、入学希望者が入学前に身に付けておくべきことや入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性についても明記している。

【資料 2-1-c】

アドミッション・ポリシーの周知

大学全体のアドミッション・ポリシーは、大学案内・入学者選抜要項・ホームページに明示している。学部のアドミッション・ポリシーは入学者選抜要項とホームページに、研究科のアドミッション・ポリシーはガイドブック・学生募集要項およびホームページにて周知している。【資料 2-1-d】【資料 2-1-e】【資料 2-1-f】【資料 2-1-g】

また、高等学校教員（進路担当教員）を対象とした個別相談会（毎年 5 月に開催）等を通じて直接的に高等学校現場に周知を図り、高校生およびその保護者に対してはオープンキャンパスを通して説明を行っている。コロナ禍により対面でのオープンキャンパスを開催できなかった時期には、代替措置としてオンライン相談会を開催するなど、その形式を工夫しながら、三つのポリシーの周知を継続している。令和 6(2024)年度のオープンキャンパスでは、年間延べ 16,935 人の高校生および保護者が来場しており、広範な周知ができている。【資料 2-1-h】【資料 2-1-i】

さらに、学部独自に三つのポリシーを掲載した資料を作成・配布するなど、より積極的な周知も試みている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施

本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な学生を受入れるための、入学者選抜制度を構築している。

学部における入学者選抜は、学校推薦型選抜（一般公募制推薦選抜、内部推薦選抜、指定校推薦選抜）、総合型選抜（スポーツ・武道選抜、AO選抜）、一般選抜（前期選抜、デリバリー選抜、中期選抜、後期選抜、大学入学共通テスト利用選抜）など、複数の入学者選抜制度を実施している。このほか、大学で学ぶ意欲を持つ者の学ぶ機会を広く提供するため、外国人留学生選抜、社会人選抜、海外帰国生徒選抜、編入学・転入学選抜、外国人留学生編入学選抜などを実施している。これら入学者選抜の方法とアドミッション・ポリシーとの関係性はホームページで明示している。

研究科における入学者選抜は、修士課程においては一般選考、社会人選考、留学生選考、学内選考および1年コース選考を、博士課程においては一般選考・社会人選考・留学生選考区分を設け、試験区分ごとに出願資格を定め、専門科目、小論文、外国語などの筆記試験と口述試験等を含む面接を行い、研究科の特色やアドミッション・ポリシーに基づいた選考・審査を行っている。

入学者選抜および入学者の受入れとその検証

入学者選抜は、「国士館大学入学試験運営規程」（以下、「運営規程」という。）「国士館大学入学試験運営要領」に基づき、学長を運営本部長として、適切な体制のもとで運用している。大学院においては、各研究科が入試実施計画を作成し、学長の承認を受けて実施している。【資料2-1-j】【資料2-1-k】

入試問題については、担当副学長を委員長とし、運営規程第5条第1項第2号に基づき、運営本部長により任命された入学試験出題委員で構成される入学試験問題出題委員会において、大学入学共通テスト利用選抜を除き、大学自ら作成している。一般選抜において、出願時に「主体性・多様性・協働性に関する経験等」を入力してもらうことで、学力試験では測ることのできない「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を確認している。また一般選抜では解答方式としてマークシート方式を採用しているが、後期選抜の試験科目のうち「小論文」と「数学Ⅱ・数学B」は記述式問題としている。【資料2-1-l】

病気、負傷や身体の障がいを持つ者に対しては、その状況に応じて不利益とならぬよう、学部試験実施本部および障がい学生支援室と連携し、受験および修学上の配慮措置を講じ、公平な入学者選抜を実施している。

入試区分ごとの学生の受入れに関する適切性については、学部・研究科でそれぞれ点検・評価をした上で、その結果に基づき必要に応じた改善をしている。例えば、学部教授会において、毎年度、指定校推薦の枠数や対象校について検証し見直しを行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学においては、例年全学部で十分な志願者を確保している。なお募集人員について「原則として入学定員の1.09倍」とし、かつ収容定員が1.10倍を超えないよう「中途退学等による減少、および編転入等による増加や留年による滞留などを勘案して各学部が決定す

る」と決議して、適正ではない定員超過が発生しないよう努めている。また定員未充足への対応として入学者選抜追加合格取扱要項を定め、適正な定員の確保に努めている。

過去5カ年の推移を見ると、学部単位では、過去に「入学定員の1.09倍」を超えて学生を受入れた年度が若干あるものの、大学全体では学生受入数を毎年度適正に維持している（過去5年間の学部別入学者数は【表2-1-1】を参照）。

大学院においては、一部の研究科を除き収容定員を充足できていない状態ではある。そこで、10研究科合同の入試説明会を開催するなど積極的に広報活動を行ない、入学定員確保に努めている。【資料2-1-m】

【表2-1-1】過去5年間の学部別入学者数

学部	学科等	入学定員	R2	R3	R4	R5	R6
政経学部	政治行政学科	175	187	180	189	190	196
	経済学科	360	391	384	383	394	392
体育学部	体育学科	220	247	230	241	241	238
	武道学科	90	100	98	100	95	90
	スポーツ医科学科	150	152	159	165	164	163
	こどもスポーツ教育学科	80	88	85	82	86	94
理工学部	理工学科	335	362	366	351	362	368
法学部	法律学科	200	217	217	221	231	235
	現代ビジネス法学科	200	217	218	213	206	209
文学部	教育学科	120	119	137	125	130	132
	史学地理学科	170	175	162	208	181	209
	文学科	100	114	105	123	101	109
21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	350	381	379	376	380	378
経営学部	経営学科	270	286	295	294	296	286
総計		2,820	3,036	3,015	3,071	3,057	3,099

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援を行うため、「国士館大学学部規程」に則り、各学部に教務主任、学生主任の教員を置くとともに、教務課学部担当・統合学部事務課・体育学部事務課・21世紀アジア学部事務課に職員を置き、教員と職員が連携・協働して学修支援を行う体制を整備している。【資料 2-2-a】【資料 2-2-b】【資料 2-2-c】

学部オリエンテーションやガイダンス、履修登録については、各学部の担当教員と教務課学部担当職員（体育学部および 21 世紀アジア学部では学部事務課職員）が協働し、方針・計画・実施方法等について調整を行っている。また、履修期間中の個別相談を含む対応は、教務課学部担当職員（体育学部および 21 世紀アジア学部では学部事務課職員）が行い、柔軟に対応する体制を整えている。【資料 2-2-d】

学生への学修支援体制の充実のため、毎年 3 キャンパスおよび地方都市で全学部を対象に教育懇談会を実施している。在学生の保護者（主に父母）を招待し、大学が実施しているキャリア支援等の取組みについての説明および教員による個別面談等を行い、大学と学生の現況を保護者に伝えている。教育懇談会の方針・計画・実施方法等については、教員と職員（教務課・統合学部事務課・体育学部事務課・21 世紀アジア学部事務課）が連携し対応している。【資料 2-2-e】

TA(Teaching Assistant)・SA(Student Assistant)等の運用や実験・実習補助等の授業支援・学修支援については、授業支援課が教員・職員・教務助手と連携して、方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

大学院では、研究指導教員が主となり、教育および研究はもとより履修指導や修学全般について指導を行っており、大学院課でも職員が履修相談のほか学園生活全般の相談に対応している。

その他、教職課程運営センター運営委員会や就職指導委員会・国際交流委員会など各種委員会においても、教員に加え職員も委員として参画しており、学生の学修・授業支援の充実に向け協働して各種支援を行っている。【資料 2-2-f】【資料 2-2-g】【資料 2-2-h】

図書館・情報メディアセンターでは、新入生オリエンテーション期間に学生の希望に応じた見学ツアーを実施し、入学年度には図書館の利用方法等に関するガイダンスを行っている。また、教員からの要望に応じたゼミガイダンス等を教員と図書館スタッフが協働・連携して計画・実施している。さらに、オンラインの授業・資格試験また動画視聴を中心とした授業等に対応できるよう図書館内施設を整備し、施設の予約についても学外からでも申し込み可能とした。併せて学外からも利用ができるサービスや電子資料の充実化も図っている。

学修支援の一環としては、各分野の現役大学院生が対面でサポートを行うラーニングサポート制度も実施しており、図書館の活用方法、レポートの作成などに関する学生からの相談に応じている。

また、学生向け推薦図書運用指針を定め、教員と図書館が協働・連携して図書館資料の選書を行うことで、図書館の学修支援体制の強化を図っている。【資料 2-2-i】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA・SA 等の活用

本学では、「国士館大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、大学院生を TA として採用し学部生に対する学修指導補助に当たらせている。これは、本学の教育の充実を図るとともに大学院生への教育トレーニングの機会提供および経済的援助を行うことも目的としている。TA は、授業の準備や授業における機材の準備および操作、実験・実習等の補助などの対応を行っている。【資料 2-2-j】

また、「国士館大学スチューデント・アシスタントに関する要綱」に基づき、学部生が授業支援や教育に関わる補助業務に従事することにより、教育の質向上を図ることを目的として、SA による授業支援も行っている。SA は授業に関連した補助業務や授業コンテンツの作成補助なども行っている。【資料 2-2-k】

これら TA・SA を担当する大学院生・学部生に対しては、その役割や業務内容について理解を促すために、「ティーチング・アシスタント ハンドブック」や「スチューデント・アシスタント ハンドブック」を配付している。【資料 2-2-l】【資料 2-2-m】

そのほか、体育学部および理工学部では教務助手を任用し、授業支援や学修支援・生活支援を行っている。体育学部では前述の教務助手のほか、スポーツ医科学科に救急救命士資格を有する実習助手を任用し、学修支援や就職指導を行っている。また、スポーツ・システム研究科および救急システム研究科では研究科助手を任用し、実験・調査等の補助を行っている。【資料 2-2-n】【資料 2-2-o】【資料 2-2-p】【資料 2-2-q】

ICT 等を活用した学修支援

ICT（情報通信技術）を利活用した学修支援として、LMS(Learning Management System)の「manaba」を全学的に導入している。「manaba」では、授業の事前・事後の課題の提示・提出や授業で使用する教材の事前配付のほか、授業後に理解度を測る小テスト・レポート課題の提出および採点、教員による個別指導などがオンライン上で行うことができ、提出した小テストやレポートおよびその成績などの学修履歴を蓄積するポートフォリオ機能も備えている。また、「manaba」を活用して「授業評価アンケート」も実施している。そのほか、スマートフォンアプリ「respon」やブラウザを使って教室内外でのアンケートの実施・回収を行えるようにしている。【資料 2-2-r】

令和 2(2020)年度からのオンライン授業の実施に伴い、「manaba」を全ての入り口として、主に 3 つの方式（オンデマンド型・リアルタイム型・資料配信型）で展開した結果、「manaba」の利用率が飛躍的に向上した。

また、リアルタイムのオンライン授業を行うため、Web 会議システム Zoom（以下、「Zoom」という。）を大学で一括契約しているほか、端末室における Web カメラの貸出しなどを行っており、学生と教員の双方向による学修活動に活用している。

入学前教育

AO 選抜 I・II 期、推薦選抜（一般公募制、内部、指定校）、スポーツ・武道選抜 I 期で合格した生徒を対象に、入学後に使用する講義支援システム「manaba」を活用し、本学の歴史・建学の精神を理解することと、本学が力を入れて取り組んでいる「防災教育」につ

いて学ぶ課題を、入学前教育として課している。

また、学部ごとに学校推薦型選抜や総合型選抜などで早期に合格が決定した生徒を対象に、入学までの継続的な学習習慣を維持させ、大学教育へ円滑な移行を図るために【表 2-2-1】のとおり、入学前教育を行っている。【資料 2-2-s】【資料 2-2-t】

正課外教育

本学の特徴的な正課外教育として、新入生を対象として毎年度実施している「防災総合基礎教育」が挙げられる。

「防災総合基礎教育」は、4月に3キャンパスそれぞれで実施している。災害への備えや災害時の初期対応、各キャンパスの避難場所等の情報が掲載された災害対応マニュアルに関する講義、心肺蘇生法、初期消火の方法、熱中症対策等の内容を含んだリアルタイムでのオンラインクイズを実施している。【資料 2-2-u】【資料 2-2-v】

【表 2-2-1】各学部の入学前教育の取組みと活用状況

学部	入学前教育の取組みと活用
政経学部	政治行政学科は「英語ステップアップ学習」、経済学科は「数学」を必須とした。学習状況に応じたアドバイスを行い、学習結果および学習達成率を総評と共に連絡している。
体育学部	外部委託を行っており、委託業者と課題内容・提出期限・フィードバック時期について調整し、その結果を学部長や教務主任へ報告している。
理工学部	必須項目として「日本語表現法」「数学」、任意項目として「英語」「小論文」の入学前教育を行った。課題の提出を義務付け、その結果を学部執行部および次年度の新入生学年担任教員で共有している。
法学部	社会科学系学部で学ぶ学生に求められる論文作成技能の向上を目的とした文章講座を業者に委託し実施した（10回の講座提供、3回の課題提出）。課題の一部は、入学後に所属する初年次ゼミの担当教員に提供され、教員はその内容を考慮して授業運営にあたっている。
文学部	文学部全体で共通の内容で実施している。「表現力基礎」講座（全10回）を実施し、きめ細かな個別指導を行うとともに、その成績や傾向等を分析して入学後の教育に生かしている。
21世紀アジア学部	外部業者と提携して課題提出、採点、返却等を実施した。
経営学部	高等学校教育の補習として、語学（英語）能力の向上、文章表現力の上達を目指し、外部委託業者を中心としたきめ細かい指導を行うとともに、進捗状況については、適宜管理を行っている。

障がいのある学生への配慮・学修支援

障がいのある学生に対して、受験する前に現状の教室環境施設で対応可能と双方で確認できた場合には受験を認め、合格した際には入学を許可し、入学後はそれぞれの学部・研究科において個別の要望に応じて学修支援を行っている。

令和6(2024)年度からの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に

対応し、令和6(2024)年4月より「障がい学生支援室」を世田谷キャンパスに新設し、学部・研究科と連携して、障がいのある学生の学生生活を支援するための調整を行っている。また「障がい学生支援室」には、専門のコーディネーターを配置し、心身の障がいを理由とした修学上の合理的配慮を希望する学生およびその家族からの相談に随時対応し、適切な配慮内容を策定、学部・研究科への配慮依頼を行っている。

なお、これらの学生に対する合理的配慮の内容については、毎年5月・10月に開催される「国士館大学障がい学生支援委員会」において報告・承認を受け、学内関係者へ周知している。【資料2-2-w】

オフィスアワー制度

正課の授業とは別に、学生と教員のコミュニケーションを密接にする場として、すべての学部・研究科でオフィスアワーを設けている。専任教員が研究室で待機している時間をホームページや掲示により学生に周知し、学生からの授業内容に関する質問や単位取得・レポート指導・学修の進め方などの相談に応じている。ほかにも、卒業後の進路（就職・大学院進学）や転部・転科・休学・留学に関することなど、学生生活全般にわたって助言している。非常勤講師についても授業前後の時間等に学生からの質問や相談等があった場合は教員コミュニティールームで対応している。【資料2-2-x】

外国人留学生等に対する学修支援

外国人留学生に対する学修支援として、多くの外国人留学生が所属する21世紀アジア学部では、学部事務課に外国人留学生の対応を専門とする職員を配置している。また、外国人留学生の在留資格の管理と把握を国際交流センターが各学部等と連携して行っており、必要に応じて面談の実施や修学指導も行っている。

中途退学者への対応

中途退学者への対応について、過年度に引き続いで全学を挙げて対策を実施している。退学希望者の状況把握については、在学生調査において、退学に関する設問を設け、在学中の退学に対する学生の意見を収集している。自由記述形式のものはカテゴリー別にまとめ可視化を行い、学長調整会や学部長会等で情報を共有している。退学希望者については、学生相談WEB受付を活用している。面談希望者については、教務課の学部担当職員が各学部教員や他部署と連携し、組織的な対応を行っている。退学者・除籍者については、退学者・除籍者の情報（事由等を含む）の収集および分析を行い、IR DATA BOOK等にまとめ、各種会議体で共有している。【資料2-2-y】【資料2-2-z】

成績不振学生等への対応

学生の出席状況の把握方法として、出席管理システム、出席カード（主に屋外授業で使用）を利活用している。これらに基づき、連続欠席や成績不振学生（各学年次終了時の指定単位数未満）、留年者に対し、面談による指導を実施している。ゼミ担当教員・学年担任教員による個別面談や教務課学部担当職員（体育学部および21世紀アジア学部では学部事務課職員）による学生への電話・メールなどの対応については、修学指導のために面

談内容や対応内容を記録し、いつでも学修支援状況が確認できる体制を整えている。

そのほか、それぞれの学部で次のような独自の取組みを行っている。

政経学部では、成績不振学生に対して履修登録前に修学指導を実施し、今後に向けた助言を行うほか、対象の保証人に通知文を郵送することで、保護者にも状況を把握していくなどに努めている。修学上の問題に対して早期に対応している。

体育学部では、成績不振の学生の状況把握を行い、学部内でその情報を共有している。また面談等の組織的な対応や履修登録前の指導を行っている。

理工学部では、一定の GPA 値(Grade Point Average)の基準に満たない学生に関して、学年担任を中心として状況把握・面談・履修指導を行い、教員間で情報を共有している。

法学部では、授業への出席率 30%以下の学生を抽出し、当該学生を指導するゼミ担当教員ないしは学年担任が学生と面談して事情を聴取のうえ指導を行い、その結果を「面談シート」に記録し、学生担任のもとに集約、その後、教務課学部担当職員に提出している。さらには、そこで得られた情報は、学科会議において定期的に報告され、教員間での共有がはかられている。

文学部では、成績不振の学生や欠席の多い学生等に対して、必要に応じて学生や保護者との面談を行っている。また、一部の科目では、TA(Teaching Assistant)を雇用し、その活用による学修支援の充実をはかっている。

21世紀アジア学部では、中途退学者・休学者・留年者を減らすため、各学期が始まって1か月を目途に、1・2年生の出席状況に関する調査を「総合演習」担当教員および外国語科目担当教員対象が行っており、出席状況が思わしくない学生に対しては、学年担任と学年担当職員が面談し指導を行っている。また、成績不振が理由で留年した学生に対しては、4月に特別ガイダンスを行い、各学年担任教員が履修相談・指導を行っている。

経営学部では、成績不振学生（修得単位僅少学生）を年2回（3月・10月）、履修登録前に学年担任とゼミ担当教員が面談により、修学指導と組織的な学修支援をしている。対面での面談の他に Zoom、電話、メール等を利用して、学生のニーズに応えている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

2-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、学生自身が卒業後自らの資質を向上させ、社会的および職業的自立を図るために必要な能力を身に付けさせるため、学部ごとに教育課程内におけるキャリア教育科目を展開している。

キャリア教育科目

教育課程内において体育学部・理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部・経営学部では、キャリア教育に関連する科目を開講し、政経学部では初年次のゼミナール科目においてキャリア教育を実施している。

政経学部では、1年次春期に「初年次ゼミナールⅠ」を配置し、キャリア形成支援センターで発行している「Working Gear jr.」を用いて、キャリア教育の導入を行い、秋期に配置している「初年次ゼミナールⅡ」において、「MY CAREER NOTE I ADVANCE」のテキストを用いて、就職への意識づけのためのキャリア教育を行っている。【資料2-3-a】【資料2-3-b】

体育学部では、体育学科のアスリートコースに選択科目で「キャリアアップ講座1」「キャリアアップ講座2」「キャリアアップ講座3」「キャリアアップ講座4」を設け、自らのキャリアを主体的に捉えて、充実した大学生活を送るためのキャリア理論を学び、キャリア開発につなげている。また、社会が求める人材像を意識させ、社会生活を円滑に送るために必要なマナーとコミュニケーション力を養うことや実際の就職活動の基礎知識およびビジネスマナーを習得できるように指導している。【資料2-3-c】

理工学部では、必修科目「キャリアデザインA」および「キャリアデザインB」、選択科目「キャリアデザインC」を設け、SPI試験対策や自己分析、職種・業界研究、エントリーシートの書き方や筆記試験・面接試験対策などの就職活動に向けた指導を行っている。

【資料2-3-d】

法学部では、1年次の秋期に、卒業後の進路選択への意識を明確化させるため、初年次ゼミである「教養教育ゼミB」を開講している。また、専門科目に「キャリアデザインI」「キャリアデザインII」「キャリアデザインIII」を設け、学部が提供する「新聞スクラップ講座」や「卒業生によるキャリア講座」などを開講している。また、本学キャリア形成支援センターが提供する各種公務員や教員を希望する学生を対象とした講座も行っている。また、本学キャリア形成支援センターが提供する「就職講座」の受講を通じて、法学部における学びの先にある自身の進路への意識の醸成を目的として、「キャリアデザイン」を専門科目として設けている。【資料2-3-e】【資料2-3-f】

21世紀アジア学部では、学生の社会的・職業的自立に関わる意識を高めるため、1年生から3年生までの必修科目として「キャリアデザイン1」「キャリアデザイン2」「キャリアデザイン3」を設け、早い時期から卒業後の進路について考える機会を設けている。【資料2-3-g】

経営学部では、専門科目の選択必修科目に「プロフェッショナル・キャリアセミナー」のオムニバス講義を開講しているほか、「プロフェッショナル・ビジネスセミナー」「優良中堅・中小企業研究」「起業家教育講座」を開講しており、企業人から実務に即した講義を受け、学生自身の社会的および職業的自立に向けた準備の機会を設けている。【資料2-3-h】

【資料2-3-i】【資料2-3-j】【資料2-3-k】

経営学研究科では、ビジネス力を養成することを目的とする特定課題研究コースにおいて、経営学分野の基礎的素養を涵養する基礎科目の特別履修により適切に配慮する観点から経営学部の一部科目の特別履修を認めており、経営学部で配置されている学生自身の社会的および職業的自立に向けたキャリア教育科目が履修できる制度を構築している。

スポーツ・システム研究科では、スポーツ科学コースにおいて、将来スポーツ指導者を

目指す大学院生が課外活動クラブの活動にコーチや指導補助として参加し、コーチングやトレーニングを実践することで、コーチやトレーナーとしての実務経験を積むことができる「競技スポーツコーチング特論・実習Ⅰ」「競技スポーツコーチング特論・実習Ⅱ」を開講している。【資料2-3-l】

グローバルアジア研究科のビジネスコミュニケーション分野では、就職を視野に入れた「ビジネスコミュニケーション実習」を開講している。【資料2-3-m】

職業教育科目、資格試験対策科目

教職課程に関する業務を全学的に運営することを目的に教職課程運営センターを設置し、教員養成教育の体制を整備している。すべての学部・研究科に教職課程を置き、学部・研究科の特性に応じた種別の教員免許を取得できるようにしている。【資料2-3-n】

また、それぞれの学部・研究科の特性に応じて各種資格の取得に繋がるようなカリキュラム編成を行い、あるいは資格取得や各種試験合格による単位認定を行うことで学生のキャリア形成の向上を図っている。

さらに、次の学部・学科では特定の職種への就職に対応する科目を独自に展開している。

政経学部では、政治行政学科に公務員養成コースを設け、国家公務員・地方公務員（警察官・消防官を含む）の育成を目指したカリキュラム編成を行っている。

体育学部では、それぞれの学科に、学生の希望する進路や学科又はコースの特性に対応した職業教育科目を置いている。体育学科では3コース制をとっており、学校体育コースでは教員採用試験対策として専門科目に「教職特別講座」を設け、アスリートコースでは公務員採用試験あるいは就職活動に関する科目として「キャリアアップ講座」を設けている。また、トレーナーコースではトレーニング指導や施設の運営・管理に関する科目を置き、キャリア形成を図っている。武道学科では、「社会実践教育論AⅠ」「社会実践教育論AⅡ」「社会実践教育論AⅢ」「社会実践教育論AⅣ」を設け、教職を目指している学生に対して、教員採用試験に向けた対策講座を実施している。加えて、「社会実践教育論BⅠ」「社会実践教育論BⅡ」「社会実践教育論BⅢ」「社会実践教育論BⅣ」を設け、公務員を目指している学生に対して、公務員採用試験に向けた対策講座を実施している。スポーツ医学科では、カリキュラム全体を救急救命士の育成に向けて編成しており、特にその実践的なスキル向上を図るため、「救急車同乗実習」「病院内実習」を置いている。こどもスポーツ教育学科では、教員採用強化のため、外部講師の教員採用試験対策の授業を展開するほか、3年次に学校カウンセリングの考えを基盤とした演習等を通し、望ましい学校経営を行う力量を高め、教育課題の解決を図るために方策について実践的に学ぶ「現代的教育課題および教職総合」を開講している。【資料2-3-o】【資料2-3-p】【資料2-3-q】【資料2-3-r】【資料2-3-s】【資料2-3-t】【資料2-3-u】

法学部では、将来法曹界（裁判官・検察官・弁護士）や公務員等を目指す学生や法学の専門的知識を深めることを通じて各種専門的資格の取得を目指す学生を対象に、専門科目として「法学特殊講座Ⅰ」「法学特殊講座Ⅱ」「法学特殊講座Ⅲ」を開講している。【資料2-3-v】

2-3-② キャリア支援体制の整備

本学では、教育課程内外を通じてインターンシップを実施し、教育課程外においても進路選択に関する相談対応やガイダンスの実施など、学生のキャリア形成支援の体制を整備し、適切に運営している。

教育課程内外を通じたインターンシップ

本学のインターンシップには、学生の職業観や労働意欲の涵養を図ることを目的とし、大学主催で実施するインターンシップと、学生自らが応募して参加する公募型インターンシップ、官公庁・地方自治体が対象となる経由型インターンシップ、そして学部・研究科が独自に実施するインターンシップがある。

大学主催のインターンシップの場合、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や職業意識を高めることを目的として実施している。インターンシップに参加する学生に対しては、参加における心構えや注意事項をまとめた「インターンシップ手引書」を配布し、事前・事後教育を行い教育効果の向上を図っている。学生が早期に企業と出会い、自己の職業適性等を確認するとともに、各企業が開催するインターンシップ等への申し込みに繋げている。【資料 2-3-w】【資料 2-3-x】

経由型インターンシップは、学生が自ら情報を収集し、官公庁・地方自治体等の募集要項に従って、大学を経由して応募するインターンシップであり、大学主催のインターンシップと同様に、主体的な職業選択や職業意識を高めることを目的として実施している。

キャリア形成支援センターが行う「インターンシップ対策講座」では、インターンシップへ参加することの重要性を伝え、エントリーシートの書き方やマナー等を指導し、就職活動への意識を高めることを目的に実施している。【資料 2-3-y】【資料 2-3-z】

インターンシップに参加した学生に対しては、政経学部では「経済学特殊講座Ⅰ」「経済学特殊講座Ⅱ」「経済学特殊講座Ⅲ」、理工学部や法学部および21世紀アジア学部では「インターンシップ」の単位を認定している。令和6(2024)年度入学生より、全学共通教育科目における単位認定を行う予定であり、一部の学部においては所定の条件を満たすことでの認定となる予定である。【資料 2-3-aa】【資料 2-3-ab】【資料 2-3-ac】【資料 2-3-ad】

上記の取組みに加えて、学部独自のインターンシップの取組みとして、21世紀アジア学部では「インターンシップ1」「インターンシップ2」を置き、国内外でのインターンシップの機会を設けている。

研究科独自のインターンシップの取組みも行っており、救急システム研究科では、明治国際医療大学とインターンシップに関する協定を締結し、先方の募集に応じて、大学院修士課程の学生を派遣している。工学研究科では建設工学専攻に「インターンシップⅠ」「インターンシップⅡ」「インターンシップⅢ」「インターンシップⅣ」を置き、建築士事務所で建築設計の補助業務を行っている。総合知的財産法学研究科では、事業経営者（特許事務所等）の下で実務研修を行なうエクスターンシップ科目として「知財管理実務論」を設けている。グローバル研究科では、インターンシップやフィールドワーク調査で長期間実践的に挑戦できる科目として「グローバルアジア特別研究」を配置している。【資料 2-3-ae】

【資料 2-3-af】【資料 2-3-ag】

教育課程外での教職・公務員就職支援

本学では、教職や公務員への就職希望者に対して、教育課程外においても全学的な支援を展開している。キャリア形成支援センターでは、公務員および教員を目指す学生に対して各自の業務について学ぶ「仕事理解セミナー」や「公務員採用試験対策講座」「警察官・消防官採用試験対策講座」「教員採用試験対策講座」を開講して支援している。【資料 2-3-ah】【資料 2-3-ai】【資料 2-3-aj】【資料 2-3-ak】

教職の支援体制としては、教職課程履修学生を対象に 3 キャンパスに教職支援室を開設している。教職支援室では、校長や教員採用試験の面接官などを経験した教職支援アドバイザーが常駐し、教員を目指す学生に対して面談や教員採用試験の論文添削などを行っている。【資料 2-3-al】

政経学部では、公務員を志望する学生のための相談・指導体制を強化することを目的に「公務員相談室」を設け、政治行政学科の専任教員が 10 時から 17 時まで、警察・消防官試験や地方・市役所上級試験をはじめとした公務員志望の学生からの相談に応じている。さらに、「就職活動体験共有会」や「公務員&キャリア・ガイダンス（私の就活体験）」として、公務員や卒業生などを講師に招き、就職試験対策や合格体験についての講演会を開催している。【資料 2-3-am】【資料 2-3-an】【資料 2-3-ao】

教育課程外での就職支援体制

就職支援に関する各種講座・セミナー・助言指導体制については、キャリア形成支援センター長をはじめ各学部から選出された教員とキャリア支援課長で構成する就職指導委員会において事業計画を策定し、それに基づき就職支援を行っている。【資料 2-3-ap】

キャリア形成支援センターが行う教育課程外の就職支援では、年度当初の学部オリエンテーションにおいて、1 年生に対してはキャリア教育を中心に、3 年生に対しては就職活動のスケジュールや就職支援事業の説明等についてガイダンスを行っている。

主だった各種就職支援講座等の概要は次のとおりである。

○『Working Gear Jr.』『Working Gear』の作成

1 年生・3 年生を対象に、ワークシートや先輩の体験談などを交え、有意義な大学生活を送るために必要な情報や心構え・就職活動の進め方などについて掲載した冊子を作成し、各種ガイダンスやグループカウンセリング・学生相談の場で活用し、就職に対する動機付けを図っている。【資料 2-3-aq】【資料 2-3-ar】

○キャリア相談受付

各キャンパスにキャリアカウンセラーを配置し、就職活動に係る各種相談、エントリーシートの添削・面接の個別指導をはじめ、グループディスカッションや自己分析をテーマとしたグループカウンセリングを実施している。また、ハローワークと連携し、求人票の提供から内定につなげる就職支援も実施している。【資料 2-3-as】

○「キャリアガイダンス」「ゼミ別就職ガイダンス」の開催

学生自らが能力や個性にあった進路を選択できるように、ガイダンスを通じて興味・関心の幅や視野を広げる機会を提供している。【資料 2-3-at】

○「就職講座」の実施

就職支援の基幹講座として位置づけ、就職活動を進める上でのノウハウを中心に、自己分析、業界研究、筆記試験対策等、各回テーマを設定している。また、企業の採用担当者によるパネルディスカッションや、4年生の内定者による体験報告会など、学生のニーズに合わせたテーマを盛り込んでいる。

○「仕事理解セミナー」「業界研究フェア」「就活！HOT SPACE」の開催

業界・職種への理解を深めるとともに、学生が各種団体・企業と接点を持つ機会を設けている。【資料 2-3-au】【資料 2-3-av】

○「面接体験セミナー」「面接練習会」の実施

企業の採用担当者を講師に招き、事前講座を含め、自己分析、エントリーシート・履歴書の書き方、個人・集団面接およびディスカッション指導を重点的に行う全3日間の「面接体験セミナー」と、1日完結型の「面接練習会」を実施している。【資料 2-3-aw】【資料 2-3-ax】

○留学生対象就職対策講座

日本での就職を希望する外国人留学生に対して、就職活動のポイントや卒業後の在留資格等について解説を行っている。

○障がい等のある学生のためのキャリアガイダンス

障がいのある学生および何らかの身体的・精神的不安定要素をもつ学生に対し、障がい者採用の仕組みや就職活動のポイントなどを解説し、希望者には別室で個別相談を行っている。

○「教員採用試験対策講座」「公務員採用試験対策講座」「警察官・消防官採用試験対策講座」の開講

大手公務員試験対策予備校と提携して、教員および公務員の採用試験対策講座を学内で開講している。

○「資格講座」の開講

大手資格対策予備校等と提携して、資格講座9講座を開講している。【資料 2-3-ay】

○自治体との協定締結、U・I ターン情報の発信

現在、1道1府21県1市と就職支援協定を締結し、学生のU・I ターン就職促進のために連携している。また、ホームページや Kaede メールなどで U・I ターン情報を発信するほか、教育懇談会（地区会場）において、該当地域のU・I ターン担当者に講演・相談対応を依頼し、父母への案内を行っている。

○SPI3 試験対策

国士館大学教育後援会の支援により、各種講座参加の学部3年生全員に SPI3 試験対策参考書『これが本当の SPI3 だ！』を無料配付し、早期選考対策に繋げている。また、配付した参考書を活用して、「SPI3 対策講座」を実施している。【資料 2-3-az】

そのほか、キャリア形成支援センターでは、多様化する学生のニーズに応えるため、各地方行政窓口や障がい学生就職支援団体、新卒応援ハローワーク、東京外国人雇用サービスセンターと協力・連携している。

研究科において、次のような就職支援の取組みを独自に行っている。

経済学研究科では、税法関係の修了生と現役院生との交流を図るため、「2024年度経済学研究科税法関連分野修了生OBと現役生との交流会」が開催された。【資料2-3-ba】

総合知的財産法学研究科では、正課外で就職・キャリア支援として「就業力増強講座」や、国家試験（弁理士試験等）合格者を排出するための「弁理士試験対策講座」を開講している。加えて、令和6(2024)年度より「知財交流会」を開催し、知的財産関連の実務に就いている修了生の講話および、修了生、在学生、教員との懇親会を行い、就職・進学などの進路選択に対する相談・助言、キャリア形成支援等を組織的に行っている。【資料2-3-bb】

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援体制

充実した学生生活を送ることができるようにするため、学生生活全般を支援する事務組織として学生・厚生課を3キャンパス全てに設置している。同課は、奨学金・課外活動・学生相談・学生食堂・保険・賃貸物件および学生寮斡旋・その他学生生活全般について、学生へのサービス向上および厚生補導の総合窓口としての役割を果たしている。【資料2-4-a】

また、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として学生寮（世田谷キャンパス「ゲストハウス」、町田キャンパス「鶴川寮」）を設置するとともに、寮生の生活全般を支援する組織として寮務課を置いている。同課は、常にきめ細かなサポートができる支援窓口としての役割を果たしている。学生寮においては、学生部教職員・舍監によって構成される寮務会議や、寮生の中から任命された指導学生（寮長・副寮長）を交えた指導学生会議を開催し、学生寮の円滑な運営と生活の安定を図っている。

【資料2-4-b】

学部・研究科においては、学生にとって最も身近なゼミ担当教員や論文指導教員をはじめ、各学部の学生主任や学年担任などの様々な教員が学修指導も含めて学生生活の支援に携わっている。加えて、すべての学部・研究科で、修学指導を含む個別面談やカウンセリングも行っており、学生生活全般にわたって心的支援や生活相談を行っている。

さらに、世田谷キャンパスでは教務課に各学部の学生対応を担当する専任職員を配置し、町田キャンパスと多摩キャンパスでは21世紀アジア学部事務課と体育学部事務課にそれぞれ学生対応を担当する専任職員を配置して、学生生活の安定のための支援を行っている。研究科については、大学院課職員が支援相談窓口の役割を担って学生対応を行っている。

以上の体制に加えて、学生の福利厚生および学生指導等に係る各学部の連絡調整を行うために、学生部長・学生部副部長・各学部の学生主任・大学院研究科主任（代表1人）・学

生部事務部長・学生・厚生課長・寮務課長および国際交流課長をもって構成する学生主任会を定期的に開催している。【資料 2-4-c】

障がい学生に対する合理的配慮を学ぶため、令和 6(2024)年度に教職員向けのシンポジウムを実施し、同年度に設置した「障がい学生支援室」から、これまでの取り組みと今後の課題を報告してもらい、全学的な現状の把握と理解に努めた。【資料 2-4-d】

学生に対する経済的支援

「国士館大学奨学生規程」に基づき、学修を援助することによりその資質の向上を図り、有為な人材を育成することを目的に、人物が優良な学生に対し納入金を減免する奨学生制度を設けている。具体的には、「学業優秀奨学生」「運動技能優秀奨学生」「修学援助奨学生」や、デリバリー選抜・大学入学共通テスト利用選抜Ⅰ期の受験者を対象として、入学金・授業料・施設設備費・教材費が原則 4 年間免除になる「成績優秀奨学生」制度を設けている。【資料 2-4-e】【資料 2-4-f】

外国人留学生に対しても、「外国人留学生奨学生」の制度を設けており、学業・人物とも優れていることを主たる基準とし、支給ランクを 3 段階に分け、経済的な支援を行っている。

大学院生に対しても、「研究スタートアップ支援奨学生」「研究推進支援奨学生」の制度を設けており、経済的な支援を行うことにより、研究・学習に専念できるような環境作りに努めている。

大規模災害が発生した際には、総合安全会議の議を経て、被災により修学継続が困難な状況となった学生に対して学費減免等の措置を行っている。【資料 2-4-g】

また、独立行政法人日本学生支援機構奨学金をはじめ、地方公共団体・民間育英団体・財団・企業等の奨学基金に関して、学生・厚生課による学生の申請手続き等の支援を行っている。令和 2(2020)年度より開始された高等教育の修学支援制度についても、法令に基づいて学生に広く周知し、適切に実施している。

日本学生支援機構奨学金については、返還義務があるため、在学中に奨学生として自覚と責任を持たせ、学修効果を一層高めることができるように 3 キャンパス全てにおいて、奨学金に関する説明会を開催し、徹底した指導を実施している。【資料 2-4-h】

課外活動への支援

学生の課外活動への支援については、現在 105 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」「サークル」になり、その運営について学生・厚生課が指導および助言を行っている。公認クラブには基準に則り、大学から課外活動援助金を支給しているほか、活動施設・部室・ロッカーを提供している。また、各クラブへの指導の徹底や交流を図るため、毎年 6 回開催される「課外活動クラブ主将会議」や、毎年春期休業期間中に実施している「リーダーズキャンプ」を実施している。【資料 2-4-i】【資料 2-4-j】【資料 2-4-k】

経済面における援助に関しては、「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」には課外活動援助金として、企画費・大会参加費・大会参加交通費・課外活動振興費・特別奨励費を支給しており、部長・監督・顧問の指導者に対しても手当を支給している。【資料 2-4-

1】

施設面における援助に関しては、部室等の貸与のほか体育施設や教室利用の便宜を図っている。教室については、昼休み時間および放課後に使用を許可している。

学生相談・健康管理

学生の心の問題や生活相談の支援体制として、各キャンパスに学生相談室を設け、学生が抱える心身の様々な問題に対し、専門のカウンセラーによる相談体制を整えている。また相談の内容によっては、業務委託契約を締結している精神科医とも連携し、より専門的な支援が可能となるように配慮している。【資料 2-4-m】

学生の健康管理面の支援体制として「国士館事務分掌規程」「国士館健康管理室規程」に基づき、世田谷・町田・多摩の 3 キャンパスに健康管理室を設けている。健康管理室は、病気や怪我への対応・感染症拡大防止（重篤な感染症等については、学校法人国士館危機管理規程に基づく感染症予防対策）、薬物乱用防止対応等を目的として、医師（校医）および保健師、看護師の資格を持つ職員を各キャンパスに配置している。【資料 2-4-n】

また、毎年 4 月には学部生および大学院生を対象として学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、再検査が必要な学生等については継続的なフォローを行っており、9 月入学生にも同様に対応している。令和 6(2024)年度の健康診断受診率は、学部オリエンテーション・ガイダンス・「manaba」および掲示等にて周知することにより、86.6%を維持した。なお、令和 5(2023)年度は 86.4%、令和 4(2022)年度は 87.4%であった。また、学内実施の定期健康診断未受診者や再検査対象学生には、メール等を活用して直接指導を行っている。【資料 2-4-o】

新入生（本学に初めて籍が発生した学生）については、4 月および 9 月の健康診断の際に、既往歴や健康に関する相談事項を受診票に記入欄を設けている。受診票に記入された既往歴や健康に関する相談事項によって、校医による健康相談や診察を継続的に受けることができ、各部局との連携の下で、安心して学園生活が送れるように対応している。

そのほか、学生に対しては、一年を通して健康増進・心的支援に関する情報をポスターおよびパンフレットにより発信し、個々の健康管理に対する啓発活動を行い、健康管理室員による健康相談も実施している。また、健康増進情報および感染症予防に関する情報も適時、ホームページおよびメールで発信している。【資料 2-4-p】【資料 2-4-q】

ハラスメント防止の取組み

「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、学園全体のキャンパス・ハラスメント防止についての研修・啓発などに取組むとともに、ハラスメントに関する相談体制として「キャンパス・ハラスメント相談員」を学内の各部局に配置しており、キャンパス・ハラスメントに関する個別相談に対応している。これらのキャンパス・ハラスメント防止の取組みは、ホームページ・リーフレット・国士館大学手帳において周知を行っている。【資料 2-4-r】【資料 2-4-s】【資料 2-4-t】

また、毎年 4 月に行う新採用教員向けの学内研修では、キャンパス・ハラスメント防止を目的とした内容の動画視聴や講話を取入れている。そのほか、教授会や研究科委員会等における注意喚起を適宜行っており、学部内にハラスメント防止のための内規を定め、ハ

ラスマント対策委員会を設置するなどの独自の取組みも行っている。【資料 2-4-v】【資料 2-4-w】

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎等の施設設備の整備

本学は、世田谷・町田・多摩にそれぞれに修学キャンパスを有している。校舎等施設についても設置基準に定める運動場、体育館、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室等を備えている。【資料 2-5-a】

世田谷キャンパスでは、中央に構える大講堂が平成 29(2017)年 10 月に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。同講堂は国士館創立の 2 年後にあたる大正 8(1919)年に建立され幾多の歴史を国士館と共に歩んできた。国士館建学の象徴として創立当時より現存する唯一の建物である。【資料 2-5-b】

多摩キャンパスでは平成 28(2016)年 9 月にはメイプルセンチュリーホール多摩の運用を開始した。本施設は、1 階に最新のトレーニング器具が整備されたスポーツパフォーマンスセンター、2 階には学生のコミュニケーションの場ともなる MCCT 食堂、そして 3 階には授業・イベント等に使用される大教室と、学び・スポーツ・健康、全てが融合した複合施設となっている。また、平成 28(2016)年 9 月には体育館棟 2 階に多目的フロア 2 が完成した。2 面分のマットが敷き詰められ、ホワイトボード等を備え、フロア最奥部にはミーティング室・準備室・教員控室が整備され、授業のほかクラブ活動等マルチに活用されている。

教室環境の整備

世田谷・町田・多摩キャンパスにおいて、教育目的達成のための ICT 機器（主にプロジェクター等）は適切に整備されている。従来のランプ式ではなく、光度の高いレーザー式プロジェクターを整備することで、起動までの速さに加え、明るく見やすい映像を投影することが可能となった。

また、コロナ禍における ICT 機器として、各キャンパス教室への授業収録装置の配備・講義用常設 PC および貸出用 PC の拡充・教室天井への常設カメラの設置を行い、備品として集音マイクスピーカーやハンディビデオカメラ、ウェブカメラなどを拡充した。コロナ禍以降の講義においても活用できる機器を整備し、教育の質向上を図っている。

教室環境・設備に関して、計画的に入れ替えや整備を行っており、今後に関しても、十

分な計画の元、10年サイクルでの教室視聴覚機器の整備を実行していく。【資料 2-4-c】

施設・設備の維持管理

施設・設備の維持管理については、全般を財務部管財課が所掌している。町田キャンパス・多摩キャンパスについては、それぞれ町田校舎事務課・多摩校舎事務課に分任し、「消防法」や「建築基準法」などの関係法令に基づく点検を踏まえ、適宜改修等に対応している。また、施設ごとに施設管理責任者を定め、日常的な管理のほかに施設に対する整備要望書を求め、これに基づく年度毎の施設整備計画を作成し適切な維持管理を図っている。

【資料 2-5-d】【資料 2-5-e】

18号館空調機更新工事、武道棟（柔道場、剣道場、レスリング場）LED化工事、30号館空調機更新工事、第二柔道場改修工事、体育館棟アリーナ(1、2)LED化工事を実施し、施設整備を適切に行なった。第二柔道場改修工事においては、柔道場をトレーニング室へ用途変更し、将来的な学生の自主的な利用を視野に改修を行なった。

また世田谷、町田キャンパス（計 11 棟）の外壁調査を行い、外壁の剥離および落下を未然に防ぐことで、施設の安全性を確保するよう努めている。

図書館の整備

世田谷キャンパスに中央図書館・情報メディアセンター、町田キャンパスに鶴川図書館・情報メディアセンター、多摩キャンパスに多摩図書館・情報メディアセンターを設置しており、閲覧室・書庫等および閲覧席数並びに蔵書数は十分な規模と数量を備えている。【資料 2-5-f】

現行施設・設備においても電動式集密書架のリニューアルを計画的に実行し、また、防犯カメラの更新、館内照明の LED 化などの改修等も順次実施しており、学生が安心・安全に図書館を利用できる環境を整えている。各キャンパスには、学生数、学部等の構成に合わせた規模の図書館を有しており、約 88 万 8,000 冊の蔵書、約 9,000 タイトルの雑誌を所蔵している。学術情報リポジトリにより、本学の学部・研究所等作成の紀要論文や博士論文を収集・搭載し、閲覧可能としている。また、データベース、e ジャーナル、電子ブックなどの電子資料も効率的な予算執行により整備・増強しており、特に、AI・データサイエンスに関する資料を中心に電子資料の充実を図り、学外からも必要な資料にアクセスできる体制を整備している。

さらに、各図書館には、個人学習スペース、グループ学習が可能なグループスタディ室やラーニングコモンズを備え、自学自習に適した環境を整備している。

ICT 等機器・備品やネットワーク環境の整備

情報サービス施設として、世田谷キャンパス 578 台、町田キャンパス 134 台、多摩キャンパス 170 台の PC を端末室に設置している。

ネットワーク環境の提供として、各キャンパス間は高速専用回線(10Gbps)で結び、外部接続（インターネット）には、学術情報ネットワーク(SINET6)を利用している。また、学内 Wi-Fi は「maple-Wi-Fi」が整備されており、AP（アクセスポイント）は 408 台設置している。【資料 2-5-g】

学生寮

学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として世田谷キャンパスに「ゲストハウス」を、町田キャンパスに「鶴川寮」をそれぞれ設置している。「ゲストハウス」は外国人留学生専用の厚生用として、「鶴川寮」は男子・女子それぞれ専用の厚生用・合宿用として運用している。【資料 2-5-h】【資料 2-5-i】

学生寮の管理は 24 時間体制になっており、寮監・舎監・業務委託による管理人が寮務課との連携を図りながら、日々、学生の生活指導・監督を行っている。セキュリティは、各学生寮の建物内外における監視カメラおよび防犯装置を設置し、寮務課員・舎監・常駐警備員又は管理人による巡回や機械警備の配置により万全を期している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

世田谷キャンパスには、理工学部の実習施設が 7 号館と 10 号館に整備されている。7 号館地下 1 階に土木関係の実験室、10 号館地下 1 階に電子関係の実験室が設けられ、充実した設備により専門性の高い実践教育を提供している。また、メイプルセンチュリーホールの地下には、広大な地下実習工場が整備されており、国際学会の会場等に使用されるなど多彩な方法で活用されている。

多摩キャンパスの体育学部スポーツ医学科では、高度な医療器具が揃う臨床実習室およびロープを使った訓練や救助実習を行う救助実習訓練塔が整備され、優秀な救急救命士の養成に寄与している。また、4 台の高規格救急車など数多くの自習機器を備えている。さらに、多摩南野キャンパスは、体育学部や大学院の実習等で使用されており、実習施設として活用されている。

各キャンパスの図書館には、十分な数の閲覧席、学生が自由に利用できるパソコンとプリンター、Wi-Fi などのネットワーク環境、個人学習用の研究個室、グループワークに対応したグループスタディ室・ラーニングコモンズなどの施設・設備を整備し、学生の学習・利用環境を整えている。また、開館時間は、8 時 30 分から鶴川・多摩図書館は 19 時、中央図書館は 20 時 30 分までとなっており、学生の予習・復習などの自習が可能な時間をカバーしている。

図書館には専門的な知識を持ったスタッフが複数業務に従事しており、ガイダンスやレファレンスなど学生の学習をサポートしている。

また、電子ブックやデータベースなどの整備を行い、学外からの図書館資料・学術情報の利用を可能とし、学生による図書館の利用方法や情報へのアクセス方法の多様化に対応している。さらに、学術情報リポジトリに本学の学部・研究所等により作成された紀要論文や博士論文を収集・公開し、閲覧環境を提供している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学では高齢者や障がい者などの多様な利用者に対して施設・設備の利便性を向上させる目的で、校舎を新築・改修する際は、建物出入口の自動扉、スロープおよび各所への点字ブロックの設置を推進している。また、階層の高い世田谷キャンパス 34 号館をはじめ複数の建物でエレベーターを整備している。トイレについても、世田谷キャンパスの 34 号

館および町田キャンパスの屋内野球練習場や多摩キャンパスのメイプルセンチュリーセンター多摩では、オストメイト対応の多目的トイレを設置し、より多くの人がキャンパスを利用できるように配慮している。多摩キャンパス・町田キャンパスには、多目的トイレを有した屋外トイレ棟を新築した。また、町田キャンパス 15 号館にスロープおよび多目的トイレを設置し、学生生活の快適性および利便性の向上に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、教育効果を十分にあげられるように、時間割編成時に科目の特性に合わせた適正な学生数および前年度の同科目における履修者数を勘案し、それに合致した教室を割当てている。

外国語科目（英語科目）は、21世紀アジア学部を除く6学部において、入学時に TOEIC Bridge を実施し、事前に定めた適正人数に合わせた習熟度別クラス編成を行っている。共通教育科目（総合教育科目）については、履修希望者数が多い場合には抽選により履修者を決定し、適正な学生数を超えないよう努めている。

政経学部では、前年度の履修状況に応じて、教務主任・各学科主任・教務課が連携し、学生の履修が集中しないように、時間割配置について毎年検討している。また、各セメスターが始まる直前に履修登録を実施し、履修申込者が多くなった授業科目について、教育効果を十分に上げられるよう、教室サイズに応じた抽選を行なっている。なお、令和6(2024)年度については、教室定員の85%を受講定員と定め抽選を行った。

体育学部では、基本的に1クラス40人を基準とし、実習・演習・体育実技・語学に関しては50人を基準として時間割を作成し、教室の按分を行なうことで、教育効果および実技・実習においては授業の安全性を担保している。体育学科・武道学科・スポーツ医学科は主に多摩キャンパスで授業を開催し、こどもスポーツ教育学科は町田キャンパスで主に授業を開催しているが、多摩キャンパスの教室不足により3学科の語学等の授業を町田キャンパスで開講し対応している。

理工学部では、授業を行うひとクラスの学生数は教育効果を十分挙げられるような人数とし、そのために一部の科目では履修人数を制限している。また、前年度までの履修動向を踏まえ開講曜日時限を調整するなどの時間割編成上の工夫を、各学系のカリキュラム委員を中心に行っている。

法学部では、1年次必修専門諸科目については、受講者数の過度な多さが教育効果の妨げとならないよう、各科目複数コマを開講し、さらには、受講者数が特定のコマに偏ることのないよう、各コマに事前に受講者を割り当てている。また、その際に同一科目の各コマにおいて授業内容の差異が生じないよう、シラバスの共通化をはかっている。さらに毎年、次年度の授業コマとその受講者数を確認しており、授業コマによる受講者数の偏りや、極端な大人数授業が生じないように配慮している。

文学部の一部のコースでは、実習や演習科目等において、受講者数を制限、クラスを分割するなど少人数クラスを設定している。また、卒業論文指導にあたり、ゼミ所属の人数を制限して少人数指導を行っている。

21世紀アジア学部では、授業を行う1クラスの人数を科目の特性により定めている。講義主体の科目は50～150人、多くても200人のクラスサイズを基準として必要なクラス

数を設置するようにしている。クラス人数の上限を超える履修希望者がある場合には、履修者数の調整を行い、学生に対して、次の学期での履修や他のクラスでの履修を勧めている。また、履修者が多い科目は、予め複数クラスあるいは複数学期に開講するようしている。外国語科目、体育実技科目、グループワークや実習を行う科目、パソコンを利用する科目等の教室環境に依頼する科目などは、授業の運営に適した人数を上限として履修者を決定している。

経営学部では、1、2年次のゼミナールや外国語必修科目を30名から40名程度の少人数クラスで実施しており、教員と学生の緊密なコミュニケーションや理解度向上を図り、交友関係構築や学びへの関心促進に努めています。3、4年次の専門ゼミナールや卒業論文はさらに小規模の5名から20名で編成しており、専門的な指導を徹底している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援

学修に関する学生の意見や要望の把握については、「授業評価アンケート」を春期・秋期の年2回実施しており、シラバス・授業内容および授業運営に関する設問を用意しているほか、自由記述欄を設けることで学生からの意見を収集している。集計結果は各教員へフィードバックされ、各教員はその結果をシラバスや授業の改善に活用するほか、シラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄にコメントの記載を行っている。また、評価結果が著しく悪い科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。【資料2-6-a】

また、学修動向に関する調査として、平成31(2019)年度から新入生調査・在学生調査・卒業時調査を毎年実施している。調査項目には、「学修支援に関すること」「学生からの大学に対する意見」を設け、学生からの意見を収集し集計結果を分析している。また、毎月定例で行われている学部長会等で分析結果をフィードバックすることで、学修支援の体制に反映させている。【資料2-6-b】【資料2-6-c】【資料2-6-d】

そのほかにも、学部・研究科で独自の取組みを行っている。

理工学部では、1、2年生についてはアカデミックアドバイザーが、3、4年生についてはゼミ担当教員が直接面談することで学修支援に関する学生の意見を把握している。

文学部では、一部のコースでZoom懇談会や個別相談を実施して学生の声の収集に努めている。

政治学研究科では、学生の学修、生活上の問題を聴取する仕組みとして、教員と職員が同席して定期的に開催される「大学院生談話会」を設置している。その内容は研究科委員会にて報告され、学修支援の体制改善に反映させている。

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活

各キャンパスに「学生の声」相談箱を設置し、学生から寄せられる疑問や要望を適宜把握し、改善に結び付けている。なお、学生・厚生課が提供する学生生活を支援するアプリ（学生部アプリ）上においても、「学生の声」投稿ページを設け、投稿内容は即時に学生・厚生課に転送され、速やかな対応が可能となっている。【資料 2-6-e】

各学期に実施している「授業評価アンケート」では、自由記述欄を設けており、授業内における教員の言動やアカデミックハラスメント等の把握を可視化している。問題となる回答があれば、学長から各学部長へ確認を行い、必要に応じて学部長等から科目担当教員へアプローチをする仕組みを整えている。

外国人留学生に対しては4年に1度、生活・学業・経済状況および本学に対する満足度を明らかにするために「留学生実態調査」を実施して報告書をまとめている。同報告書を活用して、外国人留学生に対する認識・理解の促進・傾向の把握・外国人留学生支援業務の充実等を図っている。【資料 2-6-f】

学修環境

学修環境に関する調査として在学生調査・卒業時調査を毎年実施している。本調査では、教室・体育施設・教育用端末室（PC 室）・学生食堂・図書館等の各施設への満足度を聞く項目を設け、学生からの意見を収集している。集計結果は報告書にまとめ、毎月定例で行われている学部長会等で説明・報告し、学修環境の改善に向け、全学的にフィードバックしている。

また、各学期に実施している「授業評価アンケート」の質問項目も教室環境に関する設問と自由記述欄を設け、施設・設備に対する学生からの意見を収集しており、回答内容を参考にして次年度以降の施設・設備の改善計画を作成している。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、建学の精神や教育理念に基づきアドミッション・ポリシーを明確に掲げ、多様な学生を受け入れる体制を構築している。学修支援では、教職員の連携による指導やICTを活用した履修指導、TA・SA の活用、正課外教育、成績不振や中途退学への対応等、幅広い取組みを実施している。キャリア支援も充実しており、各種キャリア科目的設置、インターンシップや就職支援を行っている。学生生活面では、生活支援・奨学金制度・学外活動の支援、学生相談・健康管理体制やハラスメント防止策も整備している。施設・設備も各キャンパスで適切に管理されている。なお学修支援・学生生活・学修環境に関する学生の意見・要望を各種アンケートで把握し、改善に活かしている。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

これまで一部の教職員を対象にハラスメント研修を実施してきたが、他の教職員や学生に対するハラスメント防止に関する取組みが不十分であるため、より広範に安全・安心なキャンパス作りを進めるためにも、ハラスメント防止に関する取組みを実行することが課題である。

また、合理的配慮が令和 6(2024)年度に義務化されたことに伴い、「障がい学生支援室」が世田谷キャンパスに設置されたが、学生の相談のしやすさを高めるために、多摩キャンパスおよび町田キャンパスに同支援室を設置することが課題である。

さらに、学生調査の結果から得られた学生の声をどのように反映させるかに課題がある。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

ハラスメント防止に関する取組みに関し、教職員に対しては、全教職員を対象にハラスメント防止の研修を実施し、学生に関しては、ハラスメント相談の窓口周知や、ハラスメントの理解を促すための情報提供方法を工夫していく。

合理的配慮を要する学生支援体制として、令和 7(2025)年度内に多摩キャンパスおよび町田キャンパスに「障がい学生支援室」を設置する。

学生調査の結果を有効に活用するため、調査の結果を精査する IR に係る会議体を設置する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

大学全体では建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定している。学部・研究科においては、それぞれの教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを策定している。策定したディプロマ・ポリシーは「何ができるようになるか」という学修成果に重点を置き、ディプロマ・ポリシーに対する学生の理解を促すための独自の取り組みとして、カリキュラムマトリクスを作成し、学生へディプロマ・ポリシーと科目の関連性の明示と体系的な履修を促している。【資料 3-1-a】

大学全体および各学部・研究科のディプロマ・ポリシーはホームページで公開するとともに、大学全体については大学案内で、学部・研究科については学生便覧にそれぞれ掲載し、周知を図っている。【資料 3-1-b】【資料 3-1-c】【資料 3-1-d】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

本学ではディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学部・研究科において単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定している。

学部の単位認定基準については、学則第 50 条に「各授業科目の試験に合格した者には、当該科目所定の単位を与える。ただし、各授業科目について出席すべき時間数（試験時間数を含む。）の 3 分の 2 以上の出席がなければならない」と定めている。研究科については、大学院学則第 44 条に「履修科目に対する単位は、当該科目の試験に合格した者に与える。」（抜粋）と定めている。また単位の基準については、学則第 47 条および大学院学則第 38 条にそれぞれ定めており、単位認定に関しては、シラバスに「評価基準」「具体的評価方法」の欄を設けて成績評価基準を明示している。シラバスの作成にあたっては、学生が授業を履修することで習得できる知識やスキルを「到達目標」の欄に明記するよう、「シラバス作成ガイド」に記載し、科目担当教員全員に配付して周知を徹底している。【資料 3-1-e】【資料 3-1-f】【資料 3-1-g】

学部・研究科の進級基準については、学生便覧において、進級時の進級要件単位数を定め、厳正に判定している。

学部の卒業認定基準については、学則第 42 条（別表第 9）に学部ごとの卒業所要単位を定めており、研究科の終了基準については、大学院学則第 35 条に研究科の修士課程および博士課程ごとの修了所要単位を定めている。

学位授与の要件については学則・大学院学則および「国士館大学学位規程」（以下、「学

位規程」という。)に定めている。学部の学位については、学則第53条に「本大学を卒業した者に、学位を授与する。」(抜粋)と定めている。修士の学位については、大学院学則第40条に「学位論文及び最終試験に合格したものに授与する。」(抜粋)と定めている。博士の学位については、同第41条に「履修科目の成績並びに学位論文及び最終試験の成績の総合判定に合格した者に授与する。」(抜粋)と定めている。【資料3-1-h】

いずれの基準も学生便覧やホームページ上で公開し学生に周知しており、厳正な適用が行われている。【資料3-1-i】

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的を踏まえて大学全体のカリキュラム・ポリシーを策定している。

大学全体のカリキュラム・ポリシーについては、「教育課程と内容」「教育方法」「学修成果の評価」の3項目に分け、教育課程の体系・教育の内容・授業科目区分・授業形態・学修成果の評価方法について目的や手段などを示している。学部・研究科については、大学全体のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部・研究科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

策定したカリキュラム・ポリシーは、大学案内・ホームページに掲載し、広く周知していることに加え、学部・研究科のホームページ・便覧・リーフレットに明記し、年度初めのガイダンス等で適切に周知を行っている。【資料3-2-a】【資料3-2-b】【資料3-2-c】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、カリキュラム・ポリシーとして、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力や態度を身に付けるために教育課程を編成し、それらの系統的な履修によって教育目的を達成できるよう、教育内容、教育方法、学修成果の評価について定めている。本学の教育課程は、「全学共通教育科目」および「専門科目」を設置し、「知識・技能、意欲・態度」、「思考力・判断力・実践力」、「主体性・公徳心」、「協働力・親和力・コミュニケーション力」を修得するため、自主的・総合的な判断力を養成すること、そして社会人として必要な教養を身につけることができる科目や、専門分野の知識を体系的に理解する講義科目、自らの知的好奇心を追求これまでに修得した知識を基に研究・実践する演習科目、修得した知識をもとに専門的な技能の修得を目指す実験・実習科目を配置している。教育方法をバランス

よく組み合わせ学修成果を高め、各授業科目については、到達目標や成績評価の基準と具体的な評価方法をシラバスに明示して学生に周知した上で、公正で厳格な成績評価を実施している。【資料 3-2-d】【資料 3-2-e】

本学のディプロマ・ポリシーの各項目が、具体的にどの科目によって身につけることができるのか、各科目と対応関係を表形式で示すため「カリキュラムマトリクス」を作成しており、毎年見直しを行い更新している。【資料 3-2-f】

また、令和 6(2024)年度には、教育課程の全体像を把握することを目的に、各科目との対応関係や学修の道筋を図で示した「履修系統図」を作成しており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が担保されている。【資料 3-2-g】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学では、カリキュラム・ポリシーに掲げる「教育課程と内容」に従って、教育課程を体系的に編成している。具体的には、「全学共通教育科目」「外国語科目」「専門科目」の履修区分のほか、教職・資格科目等を配置している。「全学共通教育科目」と「外国語科目」については、それぞれの専門教育への接続および連携に配慮した適切な科目配置と運用を行っている。授業科目については必修科目・選択必修科目・選択科目に適切に区分し、各学部・学科・学系・コースにおいて、それぞれの専門分野を体系的に修得できるよう考慮して専門科目をはじめとする教育課程を編成し実施している。教育課程の実施に当たっては、授業科目の学修段階や順序などを体系的に明示することで、学生が各自のレベルや専門性を勘案して履修できるように授業科目のナンバリングを行い、学修の順次性に配慮した授業科目の年次配当、学期配当を行っている。【資料 3-2-h】

また、シラバスにおいて「関連する授業」の項目を設け、各科目に関連する科目を記載し、学生が科目間の系統性を理解して体系的に履修できるように整備している。

履修登録については、学生便覧に単位の基準を明記し、十分な学修時間を確保するために履修登録単位の上限を各学部 49 単位未満（教職科目、随意科目等を除く）に設定している。また、シラバスに授業の概要・ねらい、到達目標、授業内容および授業形態、科目ナンバー、授業計画、準備学修（予習・復習等）の具体的な内容、成績評価方法および基準等を明示し、学生が講義の履修を決める際の判断材料として機能するとともに、授業時間外学習の習慣を促す等、単位制度の実質を保つよう努めている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、令和 6(2024)年度より、国士館の教育理念を深く理解し、幅広い教養を身に付けられるように、学部の枠を超えた「全学共通教育科目」を開始した。興味のある授業に積極的に参加し、さまざまな意見に耳を傾け、自ら考え、答えを導く力を養いながら、

「課題解決型の人材」の育成を目指している。「全学共通教育科目」は、「国士館を学ぶ」をコアカテゴリーとし、「人間と社会について考える」「サイエンスと情報について考える」

「サイエンスと情報について考える」「スポーツ・健康・芸術について考える」「グローバル社会に対応した外国語を学ぶ」の 5 つのカテゴリーに分類されており、学部・学科、学年に関係なく自由に学べるカリキュラムとなっている。全学共通教育科目の内容については、7 学部の教務主任および 9 部門（人文科学部門、社会科学部門、自然科学部門、情報

科学部門、保健体育部門、外国語部門、防災教育部門、データサイエンス教育部門、自校教育部門）の主管を構成員とする全学共通教育科目担当者委員会運営委員会で検討されている。【資料 3-2-i】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部・研究科における教授方法については、建学の精神を踏まえた教育研究上の目的を達成するために、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に即した工夫をしている。そのために、全学的な組織体制として FD 委員会を設け、教授方法の開発も行っている。例えば【表 3-2-2】のとおり、FD シンポジウム等を開催し、外部講師を招くなど、定期的に教授方法について研究する機会を設けている。加えて、学部・研究科において、【表 3-2-3】のようにカリキュラム・ポリシーに適した教授方法に関する研修会等を通じた FD 活動が行われており、教員が各自の授業で実践している。具体的には、グループワーク、アクティブ・ラーニング、フィールドワーク、ディスカッション、PBL(Problem Based Learning)およびプレゼンテーションなどの技法を使って演習や講義を行っている。コロナ禍以降、教育支援システムである「manaba」を利用した小テストやリフレクション・ペーパーなどを利用したアクティブ・ラーニングや反転授業が実施されている。【資料 3-2-j】

【表 3-2-2】令和 4(2022)～令和 6(2024)年度 FD 委員会主催 FD シンポジウム

開催日	シンポジウム名	テーマ
令和 4 年 7 月 16 日（土）	第 27 回 FD シンポジウム	ハラスメントのないキャンパスを目指して
令和 5 年 3 月 11 日（土）	第 28 回 FD シンポジウム	令和 4 年度 FD 委員会の取り組みと令和 5 年度から始まる新たな教育
令和 5 年 7 月 15 日（土）	第 29 回 FD シンポジウム	生成系 AI 教育・研究の未来
令和 6 年 3 月 16 日（土）	第 30 回 FD シンポジウム	令和 5 年度 FD 委員会の取り組みと令和 6 年度から始まる全学共通教育科目
令和 6 年 7 月 27 日（土）	第 4 回 FD・SD シンポジウム	障がい学生に対する合理的配慮の推進に向けて—障がい学生支援室の取り組みから—
令和 7 年 3 月 15 日（土）	第 31 回 FD シンポジウム	令和 6 年度 FD 委員会の取り組みと教室内でおこりうる緊急事態への対応

【表 3-2-3】令和 6(2024)年度 学部別 FD 活動状況

学部	FD 活動
政経学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習意欲の向上と学修成果の把握 ・ICT・アクティブ・ラーニングを用いた学習の改善 ・履修・学修指導に関する業務推進とその効率化 ・学内業務実施における AI・ICT 等の技術活用による業務効率化の検討
体育学部	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスチェックの励行 ・留年者をできるだけ出さないための指導 ・授業改善に向けた取り組み ・カリキュラムの変更を検討 ・救急処置実習の資料の統合化 ・卒業生からの講話による現状把握 ・第 3 回国士館救急救命士会フォーラムの開催 ・ICT 活用指導力養成に向けた取組 ・教員養成の充実を目指した授業改善と学生の学修成果の把握
理工学部	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのポリシーの周知と理解 ・初年次教育 ・授業方法の改善（アクティブ・ラーニングの導入及び推進等） ・履修指導や学修支援（中退予防対策など） ・FD への学生の取り込み（TA、授業支援学生など） ・学生の学修成果の把握
法学部	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度教育の見直し ・ゼミの見直し ・中退予防に向けた取組み
文学部	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのポリシーの運用についての検討 ・初年次教育の充実 ・授業方法の改善 ・学生生活および学生支援に関して ・教育効果の可視化と学生に対する将来像の提供
21 世紀アジア学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学生支援に関する研修 ・教育成果の可視化と改善に対する取り組み ・組織運営の企業的システム化 ・他大学から学ぶ

学部	FD 活動
経営学部	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼミナール体系の見直し ・中退予防に向けた取組み（継続） ・授業方法の改善（アクティブ・ラーニングの導入及び推進等）（継続）
政治学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・3ポリシーの周知と理解 ・授業方法の改善（アクティブ・ラーニングの導入及び推進等） ・履修指導や学修支援（中退予防対策など） ・学生の学修成果の把握
経済学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム改革について ・授業改善および研修会について
経営学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのポリシーの周知と理解 ・新コースの見直し
スポーツ・システム研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ・ラーニングに関する研修会 ・オンライン授業に関する研修会（成績評価方法・基準など） ・授業改善に向けた取組（授業公開など） ・教育成果の可視化と改善に対する取り組み ・カリキュラムに関すること ・学生支援に関すること（障がいを持つ学生に対する支援など）
救急システム研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の推進 ・書籍を用いた FD に関する知識の共有
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善のための FD 研修会 ・修士論文の教育効果を高める取り組み
法学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な法学の習得 ・研究支援
総合知的財産法学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・三つのポリシーの周知と理解 ・授業方法の改善（アクティブ・ラーニングの推進等）
人文科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・FD への学生の取り込み（TA、授業支援学生など） ・教育成果の可視化の取り組み（学外） ・授業方法の改善（アクティブ・ラーニングの導入及び推進等） ・院生の学修成果の把握
グローバルアジア研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ・ラーニングに関する研修会 ・授業改善に向けた取組（学部内授業公開など） ・教育成果の可視化と改善に対する取り組み ・FD への学生の取り込み（TA、授業支援学生など）

学部	FD 活動
防災・救急救助総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・附置研究所の目的の周知と理解 ・研究成果の還元

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

シラバスに「到達目標」の欄を設け、学生が授業を履修することで得られる知識・理解・技能・表現・その他能力について、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとの整合性に留意しながら記載している。併せて、シラバスには、到達目標に対する達成度を評価する際の基準を示す「評価の基準」および実際の測定方法を示す「具体的評価方法」の明記も求めており、これらの評価基準・方法に基づき学修成果の評価を行っている。

【資料 3-3-a】

直接評価

学修成果の直接的評価として卒業論文・卒業研究を用いており、体育学部・理工学部・法学部・文学部・21世紀アジア学部では必修科目、政経学部と経営学部では選択必修科目としている。研究科においても、修士論文・博士論文を課すことで学修成果を直接的に評価している。このほか、学部においては、アセスメント・テストとして1年生と3年生を対象に、毎年 PROG テストを実施し、社会人基礎力に必要な能力を学修成果として直接的に点検・評価している。【資料 3-3-b】【資料 3-3-c】

間接評価

学修成果の間接的評価として、「授業評価アンケート」を用いている。「授業評価アンケート」では、授業に対する理解度を問う項目を設け、学生の自己評価を通して間接的に学修成果を評価している。【資料 3-3-d】

また、2~4年次を対象としている「在学生調査」において、「学習状況」「学びの機会」「授業への取り組み」「身についた力（学習成果）」「成長実感・充実度」についての項目を設け、学生の自己評価を通じた間接的な学修成果を点検・評価している。【資料 3-3-e】

また、前述の「在学生調査」のほか「新入生調査」「卒業時調査」「企業調査」「卒業生調査」を実施し、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先からの卒業生への評価を「教学 IR 基礎データ集」や各報告書にまとめ、大学が定めたアセスメント・ポリシーに準じて、学修成果を点検・評価している。

【資料 3-3-f】【資料 3-3-g】【資料 3-3-h】【資料 3-3-i】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

「授業評価アンケート」の結果について、科目毎に選択式設問の平均値を求め、全体の平均値との比較を行い、自由記述の内容と併せて各教員へフィードバックしている。各教員はその結果に基づき教育内容・方法および学修指導等の改善に努め、またシラバスの「授業評価アンケートフィードバック」欄に集計結果を受けての学生へのコメントを記載している。また、著しく悪い評価を受けた科目については、担当教員に「改善等計画書」の提出を義務付け、授業改善への一層の活用を図っている。

また、全学的な教学に関する事項について検討することを目的として設置された、全学教学委員会において、アセスメント・テストや「教学 IR 基礎データ集」などを使い、教育内容・方法および学修指導の改善のため、学修成果の点検・評価の結果を教学関係部署にフィードバックしている。【資料 3-3-j】【資料 3-3-k】

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

内部質保証体制の一環として、内部質保証推進委員会を経て、全学教学委員会で学修成果の点検・評価を行うことにより、PDCA サイクルが機能している。学修成果としてアセスメント・テストを活用し、本学のディプロマ・ポリシーで求めている能力をリテラシー（論理的思考力）とコンピテンシー（実践的な行動特性）の二側面で客観的に測定し、経年比較や他大学との比較を行い検証しており、学修成果を可視化し全学的な共通理解を図っている。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、学修成果は資料として共有されているが、学生が簡便に学修の達成度を確認できる、いわゆる学修ポートフォリオのような仕組みがないことを整備することが課題である。

また、学修成果の点検・評価を踏まえて学修指導を行っているが、一部学生の修学意欲の向上につながる活用ができていないことが問題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

令和 6(2024)年度より FD 委員会内において、学修成果の可視化を検討するワーキンググループ活動が行われており、引き続き同ワーキンググループにおいて学修ポートフォリオの導入に向けて検討を進めていく。

また、現状の学修指導を継続しつつも、学生調査や学籍情報等の現在取得可能なデータを活用し、修学意欲喪失となる要因の抽出を引き続き進めていく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長について、学則第 25 条第 2 項及に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」ことが定められており、選任方法と権限については、「国士館大学学長に関する規則」「国士館大学学長に関する規則施行細則」に明示している。【資料 4-1-a】【資料 4-1-b】
【資料 4-1-c】

大学の円滑な運営のため、大学に関する共通事項を協議する学部長会を学則第 34 条で定め、研究科に関する共通事項を協議する大学院研究科長会を大学院学則第 28 条に定め、附置研究所に関する共通事項を協議する附置研究所長会を国士館大学附置研究所規程第 11 条に定めて運用している。【資料 4-1-d】【資料 4-1-e】【資料 4-1-f】【資料 4-1-g】【資料 4-1-h】

学長の公務を補佐する体制として、学則第 26 条に基づき副学長を置いている。副学長の職務等については、「国士館大学副学長規程」に定められている。【資料 4-1-i】【資料 4-1-j】

また、学長のリーダーシップを支えるため、事務組織として学長室に学長課、FD 推進課、IR 課を置き、業務内容については、「国士館事務分掌規程」に定められている。【資料 4-1-k】【資料 4-1-l】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

権限の分散と責任の明確化

学長の補佐体制として、学則第 26 条に基づき副学長を置いている。職務等については、「国士館大学副学長規程」に定めている。

学則第 33 条および大学院学則第 27 条で、教授会、研究科委員会の検討事項について、学生の入学、卒業および課程の修了、学位の授与のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会、研究科委員会の意見を聞くことを、学長が別に定めたことなどを規定しており、教授会、研究科委員会の役割・権限を明示している。【資料 4-1-m】【資料 4-1-n】

学則第 33 条および大学院学則第 27 条で定める、学長が教授会又は研究科委員会に意見を聴く教育研究に関する重要な事項、および学長等の求めに応じて教授会又は研究科委員会が意見を求めることができる教育研究に関する事項については、【表 4-1-1】のとおり要綱に定めている。また同要綱に従って、学長が意思決定や業務執行を行うにあたり教授会

又は研究科委員会が意見を述べている。【資料 4-1-o】【資料 4-1-p】

【表 4-1-1】「学長に意見を述べる事項」および「学長の求めに応じ意見を述べる事項」

教授会	学長に意見を述べる事項 (1) 学部長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 大学学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学、復籍及び編入学に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 学生の外国への留学及び外国人留学生の受入れに関する事項 (4) 学生の入学試験に関する事項 (5) 学生の試験及び評価に関する事項 (6) 学生の賞罰に関する事項 (7) 海外との教育、学術又は文化の交流に関する事項 (8) その他、教育研究に関する事項
研究科委員会	学長に意見を述べる事項 (1) 研究科長候補者推薦に関する事項 (2) 理事会上申に係る教員の研究業績の審査等に関する事項 (3) 教育課程及び授業に関する事項 (4) 大学院学則その他教学に関する諸規程に関する事項
	学長の求めに応じ意見を述べる事項 (1) 学生の退学、再入学、休学、転学、復学及び復籍に関する事項 (2) 科目等履修生、聴講生、研究生及び委託学生に関する事項 (3) 入学試験に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) その他、教育研究に関する事項

以上のとおり、学則や関連する規程・要綱等に基づき、大学の意思決定に関する学長と教授会・研究科委員会・附置研究所員会の権限および責任を明示している。

教学マネジメント体制の構築

年 11 回開催する学部長会、研究科長会、附置研究所長会において、教授会、研究科委員会、附置研究所員会から意見を聞く必要のある事項を「協議事項」として採り上げ、教授会、研究科委員会、附置研究所員会の意見を求めている。

これに加え、使命・目的の達成のための教学マネジメントの構築について、本学では「国士館大学全学教学委員会」、「国士館大学教学マネジメント推進委員会」を設置している。

【資料 4-1-q】【資料 4-1-r】

国士館大学全学教学委員会は、内部質保証体制のもと全学的な教学に関する事項について検討することを目的としており、学長を委員長、常任理事（教学担当）、副学長、各学部長、各研究科長、各附属研究所長のほか、教学組織の部長、センター長、事務部長等で構成され、(1) 大学教育に関する全学的な方針に関する事項、(2) 教学関係組織における、教育課程編成・運営に関する事項、(3) その他全学の教学に関する事項、を審議することとしている。

国士館大学教学マネジメント推進委員会は、三つのポリシーに基づいた教育活動を行うため、教学上の全学的な改革改善を推進することを目的としており、学長を委員長、常任理事（教学担当および財務担当）、副学長、学長室長、教務部長および教務部事務部長、学生部長および学生部事務部長で構成され、(1) 建学の精神に基づく全学的な教学マネジメント策、(2) 全学共通教育科目担当者委員会の管理、運営及び在り方、(3) 在学生の教育的、精神的、経済的修学支援策、を検討することとしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学園の事務組織は、法人の事務組織と大学の事務組織、高等学校等の事務組織に区分しており、「国士館事務組織規則」で定めている。法人の事務組織には、理事長室、総務部、財務部等の 15 部署、大学の事務組織には、学長室、教務部、学生部、入試部、キャリア形成支援センター、国際交流センター、地域連携・社会貢献推進センターおよび図書館・情報メディアセンター等に 20 部署を配置している。

また、「国士館事務分掌規程」に各部署の事務分掌を定め、毎年 4 月には各部箇所が当該規程に則り業務分担表を人事課に提出している。「国士館事務組織規則」には本学職員の職位および職務について定めており、職位については、「局長」「部長（級）」「課長（級）」「課長補佐（級）」「係長」「主任」「一般」の七つに区分し、職務内容を明確にして指揮命令系統を定めている。「事務組織体系」「事務分掌」および「職務の内容」を明確に規定しており、これらに則り必要な職員を適切に配置することにより、業務を円滑かつ効果的に行っている。

大学組織の長については、学長室長、教務部長、学生部長、キャリア形成支援センター長、国際交流センター長、地域連携・社会貢献推進センター長および図書館・情報メディアセンター長等の教学役職者は、学長が推薦した大学教員が務めており、入試部長は専任職員が務めている。また、教務部・学生部・キャリア形成支援センターおよび図書館・情報メディアセンターに専任職員が務める事務部長を置き、所属課長を指導監督し所掌事務を掌理しており、学長のガバナンスの下で効果的に遂行できる体制を取っている。

専任職員の採用については、「新卒枠選考」とは別に「専門枠選考」の採用試験を実施し、IT・経理・建築等の専門的な知識および技能を有する職員を確保し、専門能力を十分に活かせる部署へ配置している。【資料 4-1-s】

職員の育成は、「職員研修委員会規程」に基づき設置されている職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修を実施し、それぞれで職員の育成および資質能力向上を図っている。また、これまで公益財団法人 日本高等教育評価機構（以下、「評価機構」という。）へ 4 人、令和元(2019)年度に日本私立学校振興・共済事

業団へ1名の専任職員を派遣した。【資料4-1-t】【資料4-1-u】

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
教員の確保

本学では、「國士館大学教員規則」の前文において、「学園（学校法人國士館及びその設置する学校を言う。以下同じ。）と教員は、相互信頼の上に立ち、協力して学園の発展に寄与しなければならない。このため、教員は、建学の精神に則り、責任をもって誠実にその職務を遂行し、また、学園は、教員が職務遂行能力を最高度に發揮できるように配慮しなければならない。」と規定しており、建学の精神を基盤とした教員の職務と責任を明示している。これに加え、建学の精神を具現化することを目指せる者であることを示した「國士館大学の求める教員像」を定めている。【資料4-2-a】【資料4-2-b】

大学の教員人事について、「大学教員に関する人事調整委員会規程」に基づき「人事調整委員会」を設置し、(1) 教員の人事計画に関すること、(2) 教員の採用および昇格に係る資格審査、人事評価に関すること、(3) その他、教員人事の在り方に関すること、を審議しており、大学設置基準および大学院設置基準や年齢構成・担当コマ数等の観点から適切な教員配置を図り、教員組織の編制に関する方針を決定している。人事調整委員会は、学長を委員長、常任理事（教学担当および財務担当）を副委員長とし、学長室長、教務部長、教務部事務部長を委員、人事課長、教務課長、学長課長を庶務委員として構成している。

【資料4-2-c】

教員の配置

人事調整委員会において、大学設置基準および大学院設置基準に基づく学部・研究科に必要な専任教員数や研究指導教員数等（以下、「設置基準数」という。）・年齢構成・担当コマ数等の観点から適切な教員配置を図っている。学部および研究科については、令和6(2024)年度は、設置基準数を満たしている。

全学共通教育科目に係る立案・調整等を行うことを目的とし、「全学共通教育科目担当者委員会」を設置している。また、同委員会の管理・運営に関する事項を協議するため、「全学共通教育科目担当者委員会運営委員会」を置き、委員長を全学共通教育科目担当者委員会委員長（副学長）、各学部の教務主任、分野毎に設置される各部門の主管（人文科学部門、社会科学部門、自然科学部門、情報科学部門、保健体育部門、外国語部門、防災教育部門、データサイエンス教育部門、自校教育部門）で構成され、担当教員の配置（異動）を含めた共通教育科目に係る事項を協議している。全学共通教育科目担当者委員会運営委員会に

て協議された担当教員の異動については、各学部教授会・人事調整委員会での協議を経て最終的に理事会で承認されるという包括的な運営体制の整備がなされている。【資料 4-2-d】

採用・昇格基準

教員の採用・昇任は、大学設置基準および大学院設置基準並びに「国士館大学教員任用規則」に則り行っており、「大学教員の昇任及び採用の審査に関する運営要領」および「国士館大学全学部共通教員評価基準」(以下、「教員評価基準」という。)により、全学部に共通した教員の採用・昇任の方針を明示している。学部においては、教員評価基準に基づき、対象となる候補者の審査を行い、学部から上申された候補者について人事調整委員会および理事会で審議を行うなど、諸規則に則り教員の採用・昇任を適切に行ってている。

教員評価基準では、対象となる教員の教育活動・研究活動・社会活動等の各評価事項を点数提示し、教員の基礎資料として活用している。【資料 4-2-e】【資料 4-2-f】【資料 4-2-g】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、第 2 次中長期事業計画において、大学のアクションプランの一つとして、FD 活動の推進が掲げられており、FD 委員会を中心に全学的に FD 活動を行っている。また、FD 委員会では、毎年年度初頭に「FD 事業計画」を定め、学長に申請し、事業計画を基づき、FD 活動を行っている。【資料 4-2-h】【資料 4-2-i】【資料 4-2-j】

FD 委員会は、「国士館大学 FD 委員会規程」に構成や協議事項等を定めている。FD 委員会は、担当副学長を委員長とし、すべての学部、研究科、附置研究所からそれぞれ選出された委員と、学長室長、教務部長、教務部事務部長とファカルティ・ディベロッパー(以下、「FDer」という。)で構成されており、学長のガバナンスのもとで運営している。

FD 委員会の取り組みは、FD 事業計画に基づき「FD 活動報告書」にまとめ、学内へ配布するほか、年 1 回 FD ニュースレターを発行し、学内に配布するとともに国内の大学に送付している。【資料 4-2-k】【資料 4-2-l】

FD 委員によるワーキンググループ活動

FD 委員会では、委員によるワーキンググループ(以下、「WG」という。)を編成し、WG ごとに定めた教育の質保証・向上に向けた検討テーマのもと、活動を行っている。令和 6(2024)年度は、「学び多き充実した大学生活を実現するために～学修者本位の教育の実現～」をコンセプトに【表 4-2-1】のとおり構成した WG 活動を実施している。WG の検討結果については、年度ごとに作成する活動報告書において、「提言」および「活動報告」として WG ごとに取りまとめ、学長に報告している。

ファカルティ・ディベロッパーの配置

全学および各学部の FD 活動推進のために、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室が 2 年に一度主催する「ファカルティ・ディベロッパー養成講座」に、教員を計画的に派遣している。同講座の全プログラムを修了した教員は、令和 7(2025)年 3 月現在、体育学部

に 1 名、その他の 6 学部に 2 名ずつ、防災・救急救助総合研究所に 1 名、合計 14 名おり、FDer として全学および学部の FD 活動推進に寄与している。FDer の計画的要請は、第 2 次中長期事業計画にも謳われている。また、全学共通教育科目の 9 部会のうち、6 部会に FDer が在籍することとなり、全学および各学部における FD 活動を推進する体制が、より確固としたものとなった。【資料 4-2-m】

【表 4-2-1】令和 6(2024)年度 WG 別活動テーマ

WG	活動テーマ
第 1WG	アクティブ・ラーニングの実践例の報告および実践集作成
第 2WG	学生の意見を取り入れた FD 活動
第 3WG	学修成果の可視化
第 4WG	授業改善に向けてのその他の取り組みの報告

FD 委員会主催企画

FD 委員会では、毎年 FD シンポジウム・FD 研修会を開催している（直近 3 年間の実績は【表 4-2-2】のとおり）。FD シンポジウムおよび FD 研修会終了後には、内容の振り返りと出席できなかった教員への情報共有を図るため、記録冊子を作成し学内に配布している。

令和 6(2024)年度は、職員研修委員会との共催企画として FD・SD シンポジウムを 7 月に開催し、11 月に FD 研修会を、3 月に FD 委員会の 1 年間の活動を報告する FD シンポジウムを開催した。令和 6(2024)年度より、開催方法を対面とリアルタイム配信（Zoom）でのハイブリッドで開催をしており、参加者の状況に合わせて参加できるよう、開催方法を工夫している。また、公務等によりやむなく欠席せざるを得なかつた教員がシンポジウムや研修会に参加できる環境を整えている。【資料 4-2-n】【資料 4-2-o】【資料 4-2-p】

【表 4-2-2】FD シンポジウムおよび FD 研修会開催実績（直近 3 年間）

シンポジウム／研修会	開催日	テーマ
第 27 回 FD シンポジウム	R4.7.16	ハラスメントのないキャンパスを目指して
第 9 回 FD 研修会	R4.10.29	ナニ!?ソレ!?アセスメント・テスト
第 28 回 FD シンポジウム	R5.3.11	令和 4 年度 FD 委員会の取り組みと令和 5 年度から始まる新たな教育
第 29 回 FD シンポジウム	R5.7.15	生成 AI. 教育・研究の未来
第 10 回 FD 研修会	R5.11.25	コンピテンシーの成長を導く PBL 型授業～学生の声～
第 30 回 FD シンポジウム	R6.3.16	令和 5 年度 FD 委員会の取り組みと令和 6 年度から始まる全学共通教育科目
第 4 回 FD・SD シンポジウム	R6.7.27	障がい学生に対する合理的配慮の推進に向けて-障がい学生支援室の取り組みから-

シンポジウム／研修会	開催日	テーマ
第 11 回 FD 研修会	R6.11.30	学生が学びやすい授業づくりのために～学生募集から考える～
第 31 回 FD シンポジウム	R7.3.15	令和 6 年度 FD 委員会の取り組みと教室内で起こりうる緊急事態への対応

また、毎年度全学部、附置研究所開講科目を対象に、授業公開・授業参観を実施している。参観した教員は、参観した所感や参考になった点などを記す「参観記録」を記載し、「参観記録」は授業公開を実施した教員へフィードバックすることにより、教員が相互に授業の改善を図っている。【資料 4-2-q】

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関する職員の資質・能力向上への取組み

SD(Staff Development)活動は、事務組織の管理運営や教育支援等を含めた大学教職員の資質向上を目的とした研修事業を主として、全学的に取組んでいる。

研修事業は、職員研修委員会規程に基づいた職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修の二つがあり、それぞれ教職員の資質能力向上を図っている。【資料 4-3-a】

職員研修委員会では、事業計画を毎年策定しており、個々の SD 実施にあたっては、1. 階層別（職能）2. 目的別（実務）3. 自己啓発（支援）の 3 区分に体系化して、優先順位の高さなものから実施している。職掌別研修では、平成 29(2017) 年 4 月の大学設置基準改正以後、SD 義務化のほか、対象が学長等の執行部を含む教員まで拡充されたこともあり、学長室・教務部および学生部などの関連部署と職員研修委員会が連携し、教職員合同参加型の SD 実施を推進している。【資料 4-3-b】【資料 4-3-c】

また、平成 28(2016) 年度から実施している世田谷プラットフォーム協定大学との合同 SD については、毎年、大学職員の参加が多いことから、高等教育機関に関する講義やグループワーク等を行い、高等教育の理解を深め、各大学の質保証・質向上に向けて取り組んでいる。【資料 4-3-d】

職員の人事評価は、「専任職員の昇格等の基準」に基づき実施している。2 等級から 7 等級までの専任職員について、職務等級に応じた勤務評価を行い、評価が優良の者に関しては、理事長を委員長とする専任職員昇格審査委員会等で審査の上、上位の等級に昇格させている。【資料 4-3-e】

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

「国士館大学教員規則」において、教員は職務の一つとして「教育及び研究を行うこと」と定められており、研究は「教育の基盤となる」ものであるとの考え方を示している。【資料 4-4-a】

教員の研究施設として各自に研究室を与え、機器備品等の管理運営をしている。また、特定の研究を推進するために附置研究所および附属研究施設等を置いている。【資料 4-4-b】

個人の研究に対して「調査研究費」「学外派遣等の経費」「学内研究助成」を措置するほか、附置研究所および付属研究施設等に対しても必要な予算を措置している。【資料 4-4-c】

【資料 4-4-d】

「国士館大学学外派遣研究員等規程」において、教員は学園の場所において研究を行えるものと定められており、当該研究期間中は研究以外のすべての業務を免除され、研究に専念できる環境を保証している。【資料 4-4-e】

研究活動を支援するため、「国士館大学ポスト・ドクター規程」「国士館大学リサーチ・アシスタント規程」を定め、ポスト・ドクターおよびリサーチ・アシスタントなど研究補助者を雇用できる体制を整えている。【資料 4-4-f】【資料 4-4-g】

関連事務組織として教務部に学術研究支援課を置き、外部研究費に関する情報収集を行うとともに、競争的資金獲得促進業務および知的財産関連業務について、外部有識者による支援の体制（学術研究支援課支援デスク）を整えている。【資料 4-4-h】【資料 4-4-i】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

各種規程に基づき委員会を開催し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

「国士館大学研究者行動規範」を定め、研究者が遵守すべき行動規範を示すとともに、不正防止委員会を中心に、不正防止に向けた規程と運営・管理体制を構築し、厳正に運用している。【資料 4-4-j】【資料 4-4-k】【資料 4-4-l】【資料 4-4-m】

研究費の不正使用を防止するため、コンプライアンス研修を定期的に実施するとともに、「公的研究費使用ハンドブック＜研究費運用基準＞」「調査研究費使用ハンドブック」を整備し運用している。また、不正防止に向けた意識付けを目的とした啓発活動を実施している。【資料 4-4-n】【資料 4-4-o】【資料 4-4-p】【資料 4-4-q】

さらに、研究活動の不正を防止するため、研究倫理教育を定期的に実施するとともに、「人を対象とした研究に関する国士館大学倫理委員会規程」「国士館大学動物実験等管理規程」「国士館大学利益相反管理規程」「学校法人国士館安全保障輸出管理規程」等を整備

し、運用している。【資料 4-4-r】【資料 4-4-s】【資料 4-4-t】【資料 4-4-u】

不正に関する告発窓口と相談窓口を設置し、外部研究資金等については監査室監査課と協力し、厳格な内部監査を実施している。【資料 4-4-v】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人の研究に係る経費については、「調査研究費規程」および「国士館大学学外派遣研究員等規程」に基づき、配分されている。

「学内研究助成」の予算は、調査研究費の過年度執行余剰額（平均 18%程度）をあてるこことしたため、概ね必要な予算を措置している。附置研究所および附属研究施設等に配分される予算は、年度毎の予算編成の影響を受けるが、概ね必要な予算を措置している。

外部研究費の導入については、各種の競争的研究費等の情報を入手・発信するとともに、学術研究支援課支援デスクの協力のもと、研究者に有益な支援体制を整えている。

[基準 4 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長のリーダーシップの強化を目的に、規程を整備しており、教学マネジメントの体制が整備されている。

教員の教育力向上のため、FD 活動が FD 委員会主催のみならず、学部・研究科内で活発に行われ、令和 6(2024)年度の専任教員の FD 活動参加率は 98%であり、多くの教員が FD 活動に参加している。

外部研究費獲得のため、外部委託派遣員による「支援デスク」を設置し、支援デスクは外部研究申請に係る書類等の添削等を行っており、その成果として、外部研究費応募件数は安定的な確保につながっている。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

職員に関して、定年退職や早期退職により、特定の専門知識を持つ職員の不足が課題である。教員に関して、研究面における評価制度の導入は行っているものの、教育面における評価制度が導入されておらず、学修者本位の教育を提供するため、制度導入に向けた検討が課題である。

また、FD 活動について、教員の参加状況は毎年 95%を超えており、FD 活動の内容が教員の授業改善等に生かされる内容であったかについて、効果測定を行っていなかったことが課題である。

さらに、令和 4(2022)年度に大学設置基準が改正となつたが、基幹教員制度の検討が進んでいないことが課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

職員に関して、専門知識を持った職員の採用を促進するために、専門職枠選考や専任職員登用試験を早期に実施する。教員に関して、教育面における評価制度について令和 6(2024)年度より FD 委員会のワーキンググループで検討をしており、同ワーキンググループ等において引き続き制度構築のため未検討な事項の検討を進めていく。

また、FD活動の効果測定については、FD推進課を中心に効果測定の手法の検討を進めしていく。

さらに、基幹教員制度の検討については、将来的な学部学科改組に備え、教務課において規程改正など必要となる事項を明確にしていく。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人国士館（以下、「本法人」という。）は、今般、本法人が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めることを目的として、「私学『国士館』の自主性・自律性の尊重」「安定性・継続性」「教学ガバナンス」「公共性・信頼性」および「透明性の確保」の原則からなる「学校法人国士館憲章『国士館ガバナンス・コード』〈第2版〉」（以下、「国士館ガバナンス・コード」という。）を定め、社会に宣言するとともに、適合状況を毎年確認・公表することで、その実効性を保っている。【資料 5-1-a】

従前より、本法人は、寄附行為第3条に設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」と定め、国家・社会の発展と世界平和の実現に貢献できる有為な人材を育成している。また、高等教育機関として社会的責務を果たすため、本法人の寄附行為、学則をはじめとする関係諸規程は、教育基本法・学校教育法・私立学校法・大学設置基準等の法令に基づいて制定しており、規律と誠実性をもって運営を行っている。【資料 5-1-b】

情報の公表については、学校教育法施行規則第172条第2項および教学マネジメント指針を参考とし、「国士館ガバナンス・コード」並びに「学校法人国士館情報の公開及び開示に関する規程」に基づき、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報を適切に公表しており、法令上公開が定められていない情報についても、国際交流実績、地域・社会連携、中長期的な計画等、自らの判断により積極的に公開している。【資料 5-1-c】

次いで、法人の業務の適正を確保するため、「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、経営、リスク管理、コンプライアンス、監査環境の整備等、内部統制に係る必要な規程の策定、見直し等を行うとともに、それぞれに係る意識の醸成と浸透を図り、法令遵守のもと適切な運営を行っている。【資料 5-1-d】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、理事会の諮問機関として評議員会を設置し、学園の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備している。さらに、国士館教育の推進および財政基盤安定の面から、総合的に教育の将来構想を検討することを目的に「国士館教育総合改革検討委員会」を設置し、

大学・大学院・高等学校・中学校の課題、改革事項を、法人と教学が一体となって推進する体制を整備している。【資料 5-1-e】

また、令和元(2019)年 6 月 5 日に策定した第 2 次中長期事業計画では、推進および進捗の評価体制の整備を目的として、各部局の進捗状況を確認し、単年度事業報告書において公表するなど、管理体制の改善に努めた。令和 6(2024)年度は、当該事業計画の最終年度であることから、次期の中長期的な計画となる「学校法人国士館第 3 次中長期事業計画（2025 年度～2029 年度）」（以下、「第 3 次中長期事業計画」という。）の策定にあたった。第 3 次中長期事業計画では、各部局の進捗状況を基にこれまでの事業計画の達成度を精査し、改革の成果を更に発展させるため、本学園の使命とする建学の精神、ミッションを再確認するとともに、現在着手しているキャンパス再整備計画ともリンクさせた。今後の新たなビジョンとして、重点事業および具体的な取り組みを行動目標に掲げ、事業達成に向けての目標数値および達成期限を設定したほか、各年度の事業計画書には、予算編成方針と重点施策を示し、目的達成に向け業務を遂行していく。【資料 5-1-f】【資料 5-1-g】【資料 5-1-h】

学園の使命・目的については、新採用教職員研修や新年挨拶行事および創立記念式典等の催事において理事長、学長および校長から、建学の精神をはじめ、当該中長期事業計画等に関する周知を図っている。第 3 次中長期事業計画については、策定後に、学部長会や事務連絡協議会等の会議体を通じて、計画目標を共有した。そのほか、毎年度発行する国士館要覧をはじめ、年度 4 回発行する国士館大学新聞やホームページなど各種広報媒体を通じて教職員の理解を得ている。【資料 5-1-i】【資料 5-1-j】【資料 5-1-k】【資料 5-1-l】【資料 5-1-m】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮

環境保全への配慮としては、「エネルギー使用の合理化に関する法律」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、本学の省エネの適切かつ有効な地球温暖化対策およびエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進するため「国士館エネルギー管理規程」を制定し、エネルギーの管理体制を整備している。3 キャンパスにおいて電力使用量のデマンド警報システムによる使用電力量の監視、LED 等の省エネルギータイプの照明器具およびトイレ・廊下などの共用部における照明器具の人感センサー導入、洗面蛇口の自動水栓化、高効率空調機への更新、照明・空調のスケジュール管理により省エネルギー化を推進している。また、個別の省エネ対策として、空調機消し忘れ防止対策を教室、研究室・実験室および事務室に設置されているリモコンで定時 OFF 設定を行い、省エネに取り組んでいる。さらに、事務室や教室等の各施設の空調温度管理（夏季 26°C、冬季 20°C）を行い、毎年 5 月から 10 月までの期間は節電ビズ運動を実施、キャンパスの年間閉鎖期間日数を 16 日間と設定し、地球温暖化および省エネルギー対策への取組を推進している。【資料 5-1-n】【資料 5-1-o】【資料 5-1-p】

人権への配慮

職員の採用については、公平で公正な実施を重視するとともに、人事課長を「公正採用

選考人権啓発推進員」に選任しており、必要な知識、理解および認識を深めるため、公共職業安定所長が実施する「公正採用選考人権啓発推進員研修会」には、人事課長のみならず人事課員が適宜参加し、研鑽を図っている。

ハラスメント防止については、理事や副学長をはじめとする学園の主な役職者等で組織する「国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、基本となる「国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を制定するとともに、「国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則」「国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則」「国士館キャンパス・ハラスメント調停委員会細則」「国士館キャンパス・ハラスメント調査委員会細則」を整備している。【資料 5-1-q】【資料 5-1-r】【資料 5-1-s】【資料 5-1-t】【資料 5-1-u】

また、ハラスメントの発生および相談に適切に対応できるようにするために、相談窓口として「キャンパス・ハラスメント相談員」を各キャンパスの主要部署等に配置しており、基本的人権の保護および教育環境の保全に努めている。【資料 5-1-v】

安全への配慮

防疫（感染症の侵入と予防）については、学校保健安全法、および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき毎年、感染症の流行状況を適時、把握し、感染予防方法等をホームページおよびパンフレット等により周知している。【資料 5-1-w】

AED（自動体外式除細動器）は、世田谷キャンパスに 12 か所、町田キャンパスに 3 か所、多摩キャンパス 6 か所、国士館楓の杜キャンパスに 1 か所、多摩南野キャンパスに 1 か所設置している。設置および運用管理については日本救急医療財団の「AED の適正配置に関するガイドライン」に準拠し、24 時間使用を可能にするため屋外への設置を進め、設置場所の認知度を高めるための周知手段を見直し、使用方法については QR コードを活用して動画による啓発を進めている。【資料 5-1-x】

また、学内の警備体制については、「国士館保安管理規程」に基づき、キャンパスに警備室を配置し、24 時間 365 日態勢で設備監視や警備業務に当たっている。防犯対策として巡回警備を強化し、火災や盗難等の予防に努めているとともに、各キャンパス内には防犯カメラを設置し、機器を使用した効率的な防犯対策や監視を行っている。防火・防災については、「学校法人国士館防火・防災管理規程」に基づき、火災、地震、その他の災害等による人命の安全および被害の軽減を図るため、防火・防災管理委員会を置き、関係する管理業務の適正な運営に努めている。各キャンパスには、教職員による自衛消防組織を置き、

「自衛消防業務講習」修了者を統括管理者および本部隊の各班の班長として配置するとともに、毎年「自衛消防業務講習」の受講者を増やして自衛消防組織の充実を図っている。なお、毎年自衛消防組織による防災訓練として、保安業務会社の訓練施設を借りた自動火災報知受信盤や非常放送設備の操作方法および避難誘導・通報訓練、消火器や屋内消火栓を使った消火訓練を行っている。【資料 5-1-y】【資料 5-1-z】

その他、世田谷キャンパス、町田キャンパスおよび多摩キャンパスでは、自衛消防隊による資機材設営訓練や炊き出し訓練、自衛消防隊の活動能力向上を目的に、個別訓練を実施した。有事に備え、毎月 10 日を「防災点検日」として防災倉庫内の資機材点検を行い、災害発生時に円滑な活動ができよう備えている。防火・防災の啓発活動として学生・教

職員全員に「災害対応マニュアル」を配付し、災害時の対応について周知徹底を図っているほか、マニュアル「地震時の対応マニュアル災害に備える国士館手順書」を作成して、教職員への周知と緊急時に備えている。

地震等発生時の安否確認を目的に「セコム安否確認サービス」を導入し、地震等の発生に備え、学生教職員を対象に、安否確認サービスの送受信訓練を行っている。教室や事務所等においては、震災時の什器備品等の転倒・落下防止対策を行い、各教室には地震発生時の行動ポイントおよび避難経路図を設置している。防災備蓄品については、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、非常食および水を3日分確保している。【資料5-1-aa】【資料5-1-ab】

学園において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、「学校法人国士館危機管理規程」「危機管理基本マニュアル」を定め、理事長を議長とする総合安全会議を設置し、学園における危機管理に当たっている。教育研究活動等に係わる海外危険地域への渡航時には、総合安全会議を実施して、申請に基づき渡航の安全性等を審議して渡航を許可している。新型コロナウイルスの第5類への移行後も、大学構内に引き続きサーマルカメラを設置して、自主的な検温による健康チェックの推奨と感染症拡大の注意喚起を実施している。【資料5-1-ac】【資料5-1-ad】【資料5-1-ae】

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置付けられ、法人の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。さらに、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するため、私立学校法改正に伴う寄附行為の変更および認可申請（令和7年4月1日施行）を行うとともに、内部統制に係る規程等の整備・見直しを実施しており、理事会は適切に運営されている。【資料5-2-a】

理事の選任については、寄附行為第6条および学校法人国士館寄附行為施行規則第2条に基づき適切に行われ、理事長および常任理事は、理事総数の過半数の議決により選任することとしている。【資料5-2-b】

理事会は、毎月1回（8月を除く）開催している。理事の出席状況は良好であり、欠席時の意思表示書の提出状況は適切である。理事会には監事が出席し、法人の業務と財産状況等について監査報告を行っている。また、緊急性の高い議案については「学校法人国士館常任理事会規程」に基づき常任理事会を開催し、機動的意思決定ができる体制を整えている。【資料5-2-c】【資料5-2-d】【資料5-2-e】

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の運営に係る重要事項は、理事会の前に定例学内理事懇談会(以下、「例会」という。)を開催し、法人と大学の意思疎通を図っている。例会は、「定例学内理事懇談会要綱」に基づき、理事長・常任理事・理事長室長・法人事務局長・学長・学長室長・教務部長・学生部長・高等学校・中学校校長を中心に、理事長が指名した学内理事・参与・総務部長・財務部長・教務部事務部長・学生部事務部長および入試部長で構成され、毎月 2 回（8 月は 1 回）開催し、法人と大学との意見調整の場として重要な役割を果たしている。さらに、理事会や評議員会に諮る議案や法人および各部局の管理運営の課題や将来構想、その他法人全般の重要事項について、理事のほか各部局の責任者が構成員となって意見調整を図っていることから、理事会の円滑な運営に重要な役割を果たしている。【資料 5-3-a】【資料 5-3-b】

また、国士館教育総合改革検討委員会では、委員長に理事長、副委員長に学長と常任理事、委員に法人と教学の役職者を置き、国士館教育の推進および財政基盤安定の面から、総合的に教育の将来構想を検討している。【資料 5-3-c】

なお、年 4 回開催される評議員会には、評議員を兼務していない理事も含め、理事は全員が出席し、意見交換が可能な環境を整えているとともに、国士館ガバナンス・コードに基づき実施する理事、監事および評議員を対象とした研修会は、毎年、三者合同で開催し、理事および評議員が共通認識を持てるよう配慮している。【資料 5-3-d】

学園の意思決定および業務執行を行うにあたっては、寄附行為第 11 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定め、第 17 条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を總理する」と定めており、学長については学則第 25 条に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定め、それぞれの権限と責任を明確に示している。【資料 5-3-e】【資料 5-3-f】

理事長と学長は常に法人と大学における課題と問題点を共有し、解決に取り組んでおり、理事長は、理事会や例会で議長として統括し、法人の管理運営に関してリーダーシップをとっている。また、学長は理事会から委任された権限を行使し、学部長会・大学院研究科長会および附置研究所長会を統括し、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。さらに、理事長と学長は、毎年全教職員を対象とした新年挨拶行事（1 月）および創立記念式典の式辞（11 月）で学園の運営方針と課題等を表明し、全教職員への浸透に努めており、適切なリーダーシップを発揮している。

部局等の提案などについて学園の承認を得ようとする場合、関係する会議体の決議を経た後、担当理事と調整した上で例会に上程し、そこで了解を得てから理事会で承認する仕組みとなっている。また、理事会開催日程については、前年度に「国士館大学会議関連日程表」において周知を行い、各部署から提案を行う際の綿密な計画を促している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は、「私学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した学園づくりを進めること」を目的に、次の5つの原則①私学の自主性・自律性の尊重②安定性・継続性③教学ガバナンス④公共性・信頼性⑤透明性の確保に基づき国民に対して宣言する「国士館ガバナンス・コード」を決定している。

5-3-①で述べたとおり、法人と大学の役職者で構成する定例学内理事懇談会や法人と教学の事務組織の管理職で構成する事務連絡協議会などの各種会議体が、法人・教学相互の意思疎通のみならず、相互チェックの役割も果たしている。

また、監事の監査業務により本法人のガバナンス機能を保持している。監事は寄附行為第7条に基づき、法人の理事・教職員および評議員以外の者から、理事会において候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。監事の定数は2人又は3人、任期は3年、職務については寄附行為に規定しており、本法人の業務および財産状況を監査している。監事は、監査室監査課と連携して監事監査を行うほか、各年度の決算について監査し、監査報告書を作成して理事会および評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に原則毎回出席し、学校法人の業務又は財産状況について意見を述べている。加えて、文部科学省が開催する学校法人監事研修会や一般社団法人大学監査協会が開催する監事会議などに参加し、監事監査の質の向上に努めている。【資料5-3-g】【資料5-3-h】

さらに、本法人は寄附行為に基づき評議員会を置いている。評議員会は、寄附行為第32条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。評議員の定数は23人以上32人以内、任期は3年となっており、寄附行為第33条および同施行規則第3条に基づき、教職員・卒業生および学識経験者が、法人および教学、そして学内外からも意見が取り入れられるよう適切に選任されている。評議員会は現在29人で構成され、適切に管理運営している。【資料5-3-i】【資料5-3-j】

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和2(2020)年から令和6(2024)年度までの5年間を対象とした第2次中長期事業計画に「今後の財政見通し（財政推移に係るシミュレーション）」を掲げて、その具現化に向けて単年度の事業計画を策定し、これを実行および推進するための予算を編成することで、適切な財務運営の確立に努めている。【資料5-4-a】

上述の第2次中長期事業計画では、学生数および定員充足率を収入の指標として掲げている。本学では、予算における入学定員超過率を1.00倍で積算計上し、実質100%超の入学者を確保することで安定的に学生生徒等納付金および経常費補助金を確保し、第2次中長期事業計画および財政見通しに基づく経営が可能となり、財務の健全性および安定性に繋がっている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

第2次中長期事業計画では、教育研究活動の向上と教育研究環境の充実を支える安定的な財務基盤を確立するため、次の施策を実施してきた。

収入では、文部科学省の入学定員管理政策が収容定員管理政策へと移行する中、入学者確保および中途退学者抑制への取組みの結果として、事業活動収入の8割前後の学生生徒等納付金を安定的に確保している。また、国又は東京都からの経常的補助も含めて、事業活動収入の1割に当たる経常費等補助金を計上している。

支出では、収支均衡を図るために当該年度予算の対前年度マイナスシーリング又は0%シーリングを毎年度実施している。併せて、PDCAサイクルの一環として過年度の予算執行状況の振り返りや、予算編成過程での常任理事による申請部署へのヒアリングを実施するなど、収支の安定化の維持、継続に努めている。【資料5-4-b】

財務比率から見る収支バランスと財務状況（同系統大学法人平均は令和4年度の数値）

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年、新型コロナウィルス感染症の流行が次第に収束へと向かい、見合せ又は規模縮小していた事業活動が順次再開される中、収支状況も徐々に通常時のそれへと回帰してきた。

事業活動収支については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の法人全体の事業活動収支差額比率において、10.7%、9.0%、10.5%と一貫して収入超過で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均5.4%より高い数値を示している。人件費比率は、48.8%、47.1%、47.4%と継続して50%以下に抑制できており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の50.4%より低い数値を示している。教育研究経費比率は、33.6%、36.9%、35.6%で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の36.8%より低い数値であった。管理経費比率は、6.5%、6.5%、6.2%で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の7.7%より低い数値を示している。これらの事業活動収支計算書関係比率から、本学では適切な支出水準を維持しており、良好な収支バランスを確保していると評価できる。

また、財務状況については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の本法人の固定資産構成比率は、67.0%、72.2%、71.9%で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の86.4%より低い数値を示している。流動資産構成比率は、33.0%、27.8%、28.1%で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の13.6%より倍以上高い数値を示している。これら二つの結果は、本法人の資産構成において流動性が確保されていることを示唆している。積立率は、70.7%、73.1%、73.5%で推移しており、直近の令和5(2023)年度決算では同系統大学法人平均の78.1%より低い数値となっているが、一貫して上昇傾向にある。これらの貸借対照表関係比率から、本学では

財政状態の安定性が確保できていると評価できる。

資金運用

資金運用について、米国では令和 4(2022)年から金融引締めのための利上げを開始し金利は上昇傾向にあったが、国内では依然としてゼロ金利政策が継続され、債券相場は低調であった。償還債権の運用では受取利息・配当金収入の減少が懸念される中で、「学校法人国士館資金運用規程」に基づく徹底したリスク管理と投資元本の確保を念頭に、投資銘柄を政府保証債・財投機関債・地方債・高格付け事業社債から選定している。令和 5(2023)年度末には日銀による 17 年ぶりの利上げが行われ、今後も緩やかな金利上昇が見込まれることから、債券単価への影響を注視し、途中売却も視野に入れ適切な対応に努めている。

【資料 5-4-c】

また、従前から減価償却引当特定資産の繰入を行ってきたが、令和 5(2023)年度に国士館キャンパス環境整備計画の基本構想が策定および公表されたことを受け、減価償却引当特定資産に代わり第 2 号基本金引当特定資産の繰入を開始した。【資料 5-4-d】

補助金・外部資金等

本法人の経常費等補助金の受給状況について、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで、2,025,999 千円、2,027,052 千円、2,129,556 千円で推移しており、安定的に補助金の交付を受けている。

付随事業収入は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで、284,187 千円、292,808 千円、280,176 千円で推移している。そのうち附属事業収入・受託事業収入・公開講座収入の合計は、172,315 千円、175,352 千円、154,963 千円となっており、本学の教育研究活動を活用して外部からの資金を獲得している。

外部研究資金の獲得状況は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで、科学研究費助成事業では、57 件 81,605 千円、56 件 71,630 千円、62 件 97,864 千円を獲得し、そのほか、外部研究資金としては、20 件 42,124 千円、30 件 69,923 千円、28 件 37,710 千円を獲得している。

募金事業

来る令和 9(2027)年の国士館創立 110 周年に向けて、「国士館 110 周年記念事業募金」を令和 2(2020)年 4 月から実施している。本募金事業は、本学園が取り組む第 2 次中長期事業計画に基づく各種事業に対しての支援を学内外に広く募り、教育・研究、文化・スポーツ振興等の更なる発展並びに本学園の使命を果たすべく社会に貢献することを目的としている。本募金事業に係る寄付金額は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度まで、668 件 98,020 千円、625 件 102,387 千円、529 件 90,298 千円で推移している。【資料 5-4-e】

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本法人における会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」「予算規程」「調達規程」「固定資産及び物品管理規程」「国士館旅費規程」および「学校法人国士館資金運用規定」等の根拠規程に則り、適正に実施している。【資料 5-5-a】【資料 5-5-b】【資料 5-5-c】【資料 5-5-d】【資料 5-5-e】【資料 5-5-f】

予算編成に当たっては、予算規程第 9 条に則り、毎年度「予算編成方針」を示し、収入予算および支出予算の編成の考え方（方針）を説明している。また、予算規程第 10 条に則り、予算編成方針に従って予算を編成するために必要な細部の手続きを「予算編成手続き」として定め、学内に周知している。そして、各部課室等において優先的予算付与を希望する場合やシーリング枠を超えて新規事業に伴う予算又は特別予算を申請する場合は、申請元に対して当該事業の実施の必要性および費用対効果を踏まえた適切な資金規模等について常任理事によるヒアリングを行い、その結果を踏まえて予算計上している。これらの取組みにより、予算編成を適切に実施している。【資料 5-5-g】【資料 5-5-h】

当初の予算編成において、収入の根拠となる事実の確認又は変更および事業内容の見直しによる支出の変更に対処するため、補正予算を編成している。【資料 5-5-i】

予算執行に当たっては、予算規程第 14 条の規定に則り、予算編成方針および決定した予算に従い計画的・経済的かつ効率的な執行に努めている。また、予算執行の行動指針を整理した「予算執行に関する留意事項」を明示し、やむを得ず予算の流用が必要となった場合には、予算規程第 17 条第 2 項に則り、「予算流用申請書」の提出を義務付けるなど予算執行における透明性を確保している。【資料 5-5-j】【資料 5-5-k】

各部課室等において優先的予算付与を希望する場合やシーリング枠を超えて新規事業に伴う予算又は特別予算を申請する場合については「事業計画書」の提出を求め、記載事項として「目標」「実施計画」「達成度・目標値」の欄を設け、事後に予算執行の効果を分析し、検証できる仕組みを設定している。【資料 5-5-l】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査では、これまで長きにわたり本学の外部監査を担当した監査法人の解散に伴い、令和 4(2022)年度に新たな監査法人と契約して外部監査を委嘱した。監査法人による監査責任者および監査従事者は最大 6 人、通年において延べ 123 人日に及ぶ厳正な監査を受け、同監査法人が 3 カ月ごとに実施する監事への監査内容報告会が行われ、監査上の連携を図る体制を整備し、当該年度の計算書類に添付する監査報告書を作成している。また、監事は監査報告書に加え、理事会（年 11 回開催）に毎回出席し理事会の求めに応じて財務監査状況に関する意見を述べている。【資料 5-5-m】【資料 5-5-n】【資料 5-5-o】

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

国士館ガバナンス・コードの遵守とその適合状況の情報公開により、ガバナンスの実効

性を示している。特に、環境保全、人権、安全への配慮の点においては、「キャンパス・ハラスメント対策委員会」やこれに伴う「キャンパス・ハラスメント相談員研修」を実施し、学園におけるハラスメントの現況把握および対応を行っている。また、中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立の点においては、第2次中長期事業計画に則した中長期的な財政見通しを策定し、財務関係比率等の指標に留意しつつ、計画に基づく財政運営を行っている。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

第2次中長期事業計画の推進を図るべく、事業報告書編集委員会において進捗管理を行っていたが、進捗を踏まえた中長期事業計画の見直しや推進するための課題の抽出、課題に対する改善案を検討する仕組みが不十分であることが課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

第3次中長期事業計画を進めるにあたり、これまで別々に活動していた第3次中長期事業計画策定委員会や事業報告書編集委員会、事業計画書編集委員会など、既存の会議体の連動および統廃合を検討し、事業計画の推進を目的とした課題の抽出や計画の見直し、事業の進捗管理、次期中長期計画の策定を含め、学園事業全体を管理運営できる体制を整える。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では学則第 1 条の 2 および大学院学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究の取組みに対して 3 年ごとに自己点検・評価を実施している。自己点検・評価は「国士館自己点検・評価委員会規程」に基づき自己点検・評価委員会が中心となって行い、法人関係事項について担当する法人部会および大学関係事項について担当する大学部会を置いて、自己点検・評価を全学的に取組む体制を構築している。【資料 6-1-a】【資料 6-1-b】【資料 6-1-c】【資料 6-1-d】

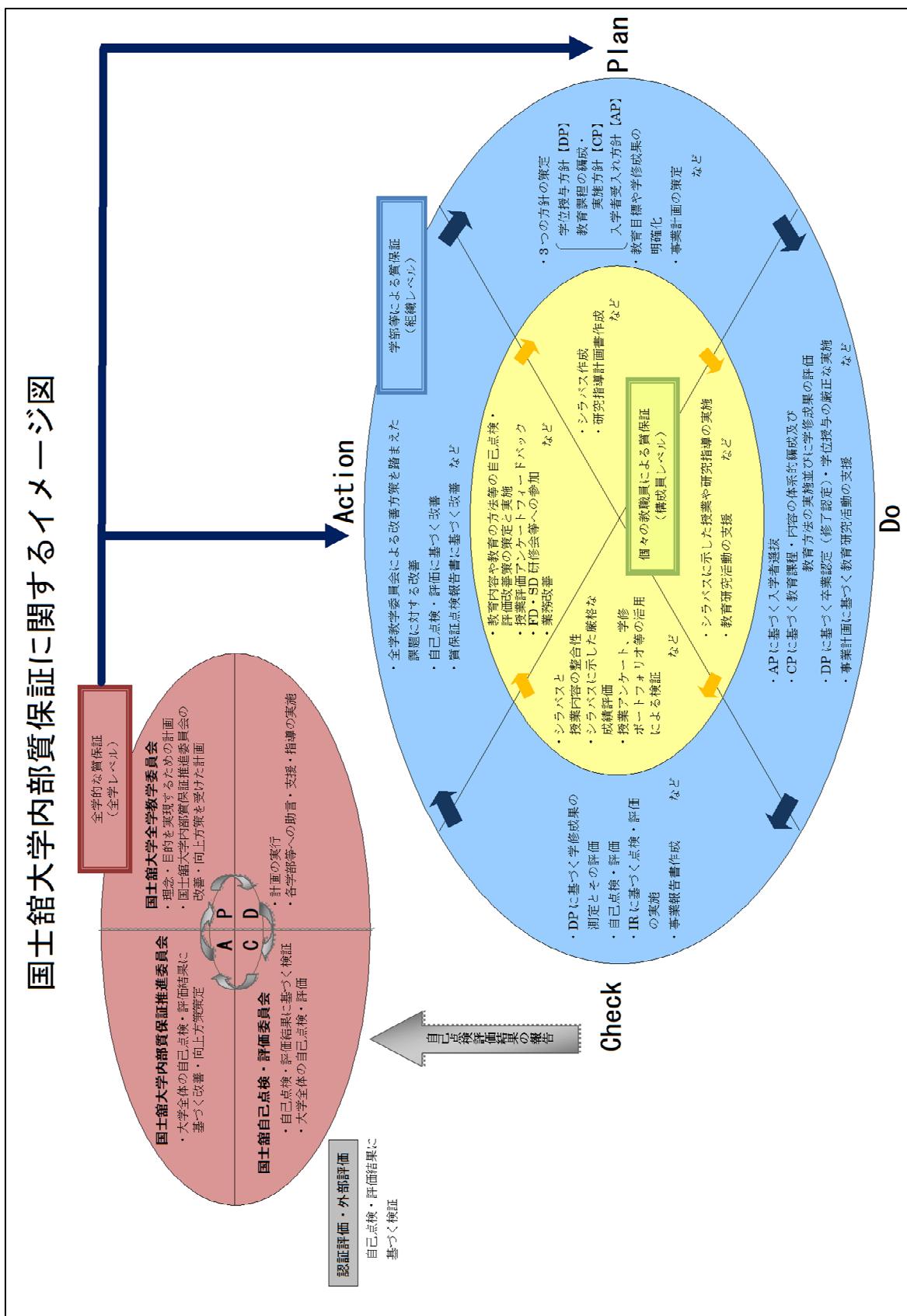
大学全体の内部質保証の体制および内部質保証システムのあり方について継続的に検討を行い、内部質保証の方針および手続き等を策定し、本学の諸活動に関する内部質保証を推進する組織として、平成 30(2018)年に「国士館大学内部質保証推進委員会規程（以下、「内部質保証推進委員会規程」という。）」を制定し、国士館大学内部質保証推進委員会（以下、「内部質保証推進委員会」という。）を設置した。内部質保証推進委員会は学長が指名する副学長を委員長、学長室長を副委員長とし、法人事務局長・教務部長、教務部事務部長および学長が必要と認める者で構成している。この内部質保証推進委員会では、自己点検・評価等の結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって、PDCA サイクル等を適切に機能させ、本学の改革・改善を着実に推進することもその役割としている。【資料 6-1-e】【資料 6-1-f】

また、平成 30(2018)年に組織した全学教学委員会を活用し、教育改善に関する PDCA サイクルの確立に向け、特に諸活動の改善・向上への組織的取組みを強化することを企図している。この全学教学委員会では、内部質保証推進委員会が提言した改善・向上方策を審議・決定し、即時対応可能な改善策を実行するとともに、対応に時間を要する事項については次年度以降の継続的な改善計画の策定に反映させることを役割としている。

これら自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会、全学教学委員会がそれぞれ機能し、かつ相互に連携することで、恒常的に内部質保証の取組みを進めることができる体制になっている（【図 6-1-1】を参照）。

以上のとおり、教育の改善・向上に向けた PDCA サイクルを機能させるための組織体制は整備され、内部質保証に関する大学の基本的な方針、内部質保証推進委員会や全学教学委員会の権限と役割、これらの委員会と学部・研究科等との役割分担、PDCA サイクルの運用プロセス等については、内部質保証推進委員会で検討を進め学内に明示した。また、学外に対してもホームページを通じて公表・周知している。【資料 6-1-g】

【図 6-1-1】 国士館大学内部質保証に関するイメージ図



6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 自己点検・評価の実施体制

本学は学則第 1 条の 2 および大学院学則第 1 条の 2 に、教育研究水準の向上を図り、本学の教育研究の目的および社会的使命を達成するため、本法人の管理運営および本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。また「国士館自己点検・評価委員会規程」には、自己点検・評価委員会が 3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表することを定めている。【資料 6-2-a】【資料 6-2-b】【資料 6-2-c】

「自己点検・評価委員会規程」に基づき法人関係事項について担当する法人部会と大学関係事項について担当する大学部会を置き、自己点検・評価委員会で策定した自己点検・評価の方針等に基づいて点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告するとともに理事会へ報告することとしている。両部会は「国士館自己点検・評価委員会規程施行細則」に則り法人事務局長を法人部会長、教務部長を大学部会長とし、それぞれ関係する役職者を委員として構成している。部会では自己点検・評価委員会が策定した基本方針や評価の基準等に基づいて、組織的にそれぞれの役割における課題を掘り下げ、恒常的な改善・向上につなげている。【資料 6-2-d】

自主的・自律的な自己点検・評価の実施

自己点検・評価における基準については、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価」を行うため、評価機構が定める 6 個の基準と 23 個の基準項目に対応して設定している。また、本学が個性・特色として重視している領域に関して独自の自己点検・評価項目として「基準 A. 社会貢献」「基準 B. 国際交流」を設定しており、それぞれに基準項目および評価の視点を設けて自己判定している。【資料 6-2-e】

令和 6(2024)年度の第 10 回自己点検・評価の実施に当たっては、第 4 サイクルの評価基準も参考に、基準項目の評価の視点ごとに対応関係を考慮して「部署別回答基準」を作成し、法人部会・大学部会の両部会で配付して自己点検・評価を依頼した。また、評価の視点ごとに評価機構が定める「評価の視点に関わる自己判定の留意点」を参考に、大学独自の留意点を数多く例示した「自己点検・評価シート」を作成し、両部会で配付して自己点検・評価の作業を適切かつ効率的に進められるよう工夫した。学部・研究科等の各部局による自己点検・評価結果は FD 推進課で取りまとめて自己点検・評価委員会および理事会報告し、学内で共有することとしている。さらに、学部・研究科等の各部局による自己点検・評価結果に基づき、全学的な観点から自己点検・評価報告書を作成し、自己点検・評

価委員会および法人部会・大学部会の委員が確認の上、自己点検・評価委員会へ報告し、併せて理事会で報告することとしている【資料 6-2-f】【資料 6-2-g】

自己点検・評価結果から抽出された課題に関しては、内部質保証推進委員会で改善・向上方策を検討し、その結果を自己点検・評価報告書の「課題に対する改善策と今後の取組み予定」に記載することで、改善・向上活動に結び付ける仕組みを整えている。【資料 6-2-h】

自己点検・評価の透明性・客観性・公平性の確保

自己点検・評価に当たっては、評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出している。また、同じく評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、IR 課が必要なデータ等を毎年取りまとめており、これらのエビデンスに基づき自己点検・評価の透明性を高めている。【資料 6-2-i】

自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、平成 30(2018)年度に「国士館大学外部評価委員会規程（以下、「外部評価委員会規程」という。）」を制定し、学外有識者等による「国士館大学外部評価委員会」（以下、「外部評価委員会」という。）を設置した。外部評価委員会は大学等の高等教育機関の教職員や本学の所在する地域の関係者（企業、公立学校等）から構成している。自己点検・評価を実施した翌年度に外部評価委員会による評価を実施することとしており、本報告書による外部評価委員会は令和 7(2025)年度に実施を予定している。【資料 6-2-j】

自己点検・評価結果の共有

本学では、3 年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。上述のとおり、自己点検・評価委員会は法人部会・大学部会を置き、全学的に自己点検・評価に取組んでいることから、自己点検・評価結果に関する教職員の共有度は高い。

また、自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として、理事長・学長はじめ、主要な役職者および学部・研究科・事務組織等の組織に配付するとともに、ホームページに公開して学内外における共有を図り、社会に対する説明責任を果たしている。【資料 6-2-k】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状を把握するための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備するため、平成 27(2015)年 4 月から学長室内に IR を担当する専任職員を配置した。また、平成 30(2018)年 4 月に学長室に IR 課を新設し体制を強化した。【資料 6-2-l】【資料 6-2-m】

IR 課が行う各種調査

本学では評価機構から示されたエビデンス集（データ編）の様式に則り、毎年 IR 課が必要なデータ等を取りまとめて学内に配付している。

全学的な調査・データ収集として、入学時・在学時・卒業時の各フェーズで調査項目を設計し、それぞれ「新入生調査」「在学生調査」「卒業時調査」という形で学生調査を毎年

実施している。それぞれの集計結果は、分析のうえ報告書として学部長会に報告し、教育課程や修学支援の材料としてフィードバックを行っている。【資料 6-2-n】【資料 6-2-o】【資料 6-2-p】

上述の調査のほか、令和元(2019)年度からは「企業調査」、令和 3 (2021) 年度からは「卒業生調査」を実施している。これらの調査は、採用担当者や卒業生からの本学に対する客観的評価を収集・分析し、学修成果の動向を学内に共有することで、教育課程の改善を図っている。【資料 6-2-q】【資料 6-2-r】

また、令和 2(2020) 年からは学内の基礎データを掲載した「KOKUSHIKAN-UNIVERSITY IR DATA BOOK」を発行し、学内外に広く情報公開を図っている。【資料 6-2-s】

教育の質保証・質向上を図るための授業評価アンケート

本学では、教育の質保証・向上を図るため、春期・秋期の年に 2 回「授業評価アンケート」を実施している。このアンケートでは、授業方法や授業運営について選択式回答のほか自由記述欄を設け、学生からの幅広く、自由な意見を収集している。【資料 6-2-t】

平成 30(2018) 年度より原則、全科目を対象とし、また従来のマークシート方式から「manaba」による Web 回答へ移行したことに伴い、例年より多くの科目の現状を把握できる環境を整備した。また、回答率の向上のため、各科目担当教員に授業内で実施期間等の周知するよう依頼している。集計および分析結果については「manaba」を利用し、各教員にフィードバックしている。【資料 6-2-u】

また、全学共通教育科目担当者委員会および教務主任会において、アンケートの実施状況、全体の集計結果を報告している。授業評価アンケートで得られた授業に対する定量的・定性的な調査結果は科目担当教員にだけでなく、適切な会議体で全体の集計結果を報告し授業改善に役立てている。【資料 6-2-v】【資料 6-2-w】【資料 6-2-x】【資料 6-2-y】

外国人留学生を対象とした調査

外国人留学生に関しては、私費留学生を対象とする「留学生実態調査」を 4 年ごとに実施しており、直近では令和 3(2021) 年度に実施した。アンケート集計結果は冊子に纏め、学内各部署に配付しているほか、学部長会等の主要会議において冊子を配付し、外国人留学生からの回答結果について考察し、課題を改善する契機としている。【資料 6-2-z】

進路・進学等に係る調査

キャリア形成支援センターでは、3 年生に対して kaede-i から進路希望調査を実施し、4 年生に対して進路届による進路決定状況調査を実施している。未提出者への対応として、学部と連携し、全卒業生からの回収を目指している。なお、最後まで残った未提出者に対しては、個別に電話連絡等で 4 月下旬まで追跡調査を実施している。これらの調査により収集したデータを分析し、学生への就職支援事業の策定に反映させている。また、主な就職支援事業ではアンケート等を実施し、結果を分析することにより各事業の質の向上・改善に活用している。【資料 6-2-aa】【資料 6-2-ab】

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

6-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、平成 28(2016)年 3 月 31 日に中央教育審議会から出された三つのポリシーの策定および運用に関するガイドラインを参考に、平成 29(2017)年 1 月に「三つの方針策定委員会」を設置し、内部質保証の起点となる三つのポリシーについて、大学全体およびすべての学部・研究科での見直し作業を実施した。この見直しの基本方針は、本学の建学の精神・教育理念・教育指針・学則第 1 条および大学院学則第 1 条に掲げる目的を三つのポリシーに反映させることであったが、その後、令和元(2019)年度からは毎年学長課からの依頼に基づき学部・研究科が三つのポリシーの確認・修正を定期的に見直す体制が構築された。【資料 6-3-a】【資料 6-3-b】

大学全体の内部質保証のための PDCA サイクルについては、全学的な教学に関わる事項についての検討を行う全学教学委員会の計画に基づき、学部・研究科が具体的な教育、研究活動に反映させ、その成果を自己点検・評価委員会が検証し、さらに、その検証結果に対する改善・向上方策を内部質保証推進委員会において策定するという、自主的・自律的なシステムを運用している。このシステムにより三つのポリシーを起点とした機能性の高い内部質保証の体制が整っている。特に、この体制の具体的特長としては、自己点検・評価委員会および全学教学委員会には学部長・研究科長が参加しているため、三つのポリシーに基づく学部・研究科における教育活動の検証および改善・向上が可能となっていることであり、さらに、こうした一連のプロセスの円滑な進行を支援する組織として内部質保証推進委員会が学部・研究科の個別の取り組みと全学的な取り組みを総合的に評価している。

【資料 6-3-c】【資料 6-3-d】【資料 6-3-e】

この内部質保証の体制においては、自己点検・評価および認証評価・外部評価の結果を活用しての改善策の検討とその実行が求められるものであるが、この体制が適切に機能していることを示す事例として、学部・研究科については、履修系統図の見直しおよび卒業論文・卒業研究の評価基準の策定を行っていること、研究科については、修士論文・博士論文審査基準の策定をおこなっていることが挙げられる。【資料 6-3-f】【資料 6-3-g】【資料 6-3-h】

今後も引き続き、内部質保証推進委員会が自己点検・評価、認証評価および外部評価の評価結果をもとに課題の精査と具体的な改善・向上方策を検討し、その結果を全学教学委員会へ提言することによって PDCA サイクル等を適切に機能させるとともに、学部・研究科での改革・改善を着実に具体化することにより本学全体の改革・改善を進める予定である。

また、内部質保証システムそれ自体の有効性および機能性についての検証は、自己点検・評価を通して定期的に行うとともに、内部質保証推進委員会規程第5条に従い、内部質保証推進委員会において体制、方法、プロセス等に関する協議を行うこととしている。これらの結果から内部質保証システムの課題が明らかになった場合には、内部質保証推進委員会が中心となるとともに全学教学委員会や自己点検・評価委員会とも密接に連携しながら、内部質保証システムの改善・向上への取組みを行っていく予定である。

6-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、外部評価委員会規程に則り、学外有識者を構成員とした外部評価委員会による外部評価を行っている。この外部評価は、自己点検・評価を実施した翌年度に実施することとしており、自己点検・評価活動の客観性・公平性の担保と教育研究水準の更なる向上を図ることを目的としている。外部評価委員会は、大学機関別認証評価において評価員経験のある他大学教員を委員長とし、本学の学生の就職実績のある企業や特別支援学校等の関係者を含む計5名で構成されている。【資料6-3-i】

外部評価は、国士館自己点検・評価委員会において評価項目および方法を定めており、本学の自己点検・評価報告書のうち、三つのポリシーに関する評価項目に基づいて評価を実施している。外部評価での指摘事項は、「内部質保証推進委員会」「国士館大学全学教学委員会」「国士館自己点検・評価委員会」の内部質保証のサイクルに則り確認・検討が行われ、全学的な改善を図っている。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ていている取組み、特色ある取組み

本学では、「全学教学委員会」、各部課所（学部・研究科を含む）、「自己点検・評価委員会」、「内部質保証推進委員会」にPDCAサイクルの機能性を持たせることにより、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行っている。内部質保証を通じて得られたデータは、IRデータとして单年度事業計画の策定に活用され、中長期事業計画の策定にも活用されつつある。中長期的な計画に基づいた、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みが機能している。【資料6-3-j】

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

これまで、IR課を中心に、IRデータの収集・分析は行っているが、収集したデータが各機関のニーズと合致しているか、または利用しやすい分析結果が提示されているかについて、実態の把握を行っていなかった。また、分析結果を具体的に活用する際の仕方についても不明瞭な点が多く、IRデータの効果的な活用を支援する体制が不十分であることが明らかになった。これらのことから、各機関が求めるデータの把握および分析結果の活用促進が課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

IRデータを活用し内部質保証の機能を向上させるため、IR担当部署において、学部・研究科等、学生にかかる機関のデータの利活用の実態および求めるデータを把握する。

また、これまで収集したデータと各機関の抱える課題との関連性を明確にし、各機関が分析結果をより効果的に活用できるよう、IR 担当部署と各機関の連携を強化し、各種研修の充実を図っていく。

その他、留学生が充実した留学生活を送るとともに今後の留学方策を検討する際の根拠となるよう、令和 7(2025)年度に留学生を対象とした実態調査を実施する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1. 地域連携・社会貢献活動の実施

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための地域連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

A-1-② 地域連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための地域連携・社会貢献に関する方針の明示と体制の整備

本学では、「特別支援教育」、「日本語支援教育」、「防災教育」を3つの柱とし、「本学の研究成果及び教育機能を広く社会に提供し、地域との連携を実施するとともに情報の提供に関する組織的取り組みを行い、もって国士館大学における教育研究活動の一層の進展及び社会貢献活動の充実を図ること」を目的として、地域連携・社会貢献推進センターを設置し、教育機関として、学生の教育機会の拡大に繋がるよう地域連携・社会貢献活動を行っている。【資料 A-1-a】

地域連携・社会貢献推進センターの運営に関する重要事項を審議し、センターの円滑な運営を図るため、地域連携・社会貢献推進センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置いている。運営委員会は、地域連携・社会貢献推進センター長を委員長とし、副センター長、学長が推薦する教職員、各学部1名、教務部長、その他運営委員会が必要と認めたものを構成員としている。

運営委員会では、地域連携および社会貢献活動の総合窓口に関することや、地域連携および社会貢献活動の支援に関すること、地域と本学学生との協働による教育推進に関すること、生涯学習プログラムの企画、実施および研究に関するなどを審議し、本学の地域貢献・社会貢献活動の活性化のための体制が整備されている。

A-1-② 地域連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元

災害に対する地域社会との連携

災害発生時に本学が防災拠点大学として地域と連携して災害対応を行うために、以下の取組みを行っている。

○平成20(2008)年3月に世田谷区と「災害における協力体制に関する協定書」を締結し、一時的避難施設として提供することとした。平成28(2016)年2月には世田谷区における地域防災力の向上に向けて見直しを行い、体育・武道館1階剣道場・3階アリーナ、柴田会館3階研修室を提供することとしたほか、ボランティアマッチングセンターの設置場所を34号館サンクンガーデンと学生食堂とした。【資料A-1-b】

○世田谷キャンパス近隣地域である若林町会と平成21(2009)年3月に「震災時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「避

難誘導サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。梅丘2・3丁目町会とは平成24(2012)年6月に「震災等発生時の活動支援に関する覚書」を締結し、震災などにより多大な被害が発生した場合、学生で組織する「災害支援サポーター」が可能な限り区域の活動に協力することとしている。令和6(2024)年11月には、世田谷中防災フェスティバルに本学学生5名が参加している。【資料A-1-c】【資料A-1-d】

○世田谷キャンパス近隣の警視庁北沢警察署と平成23(2011)年に「災害時における警察署の代替施設としての利用に関する協定」を締結し、災害時に梅ヶ丘校舎の一部「地域交流文化センター」の施設を北沢警察署代替施設として利用することとしている。【資料A-1-e】

○平成28(2016)年7月には、世田谷区、社会福祉法人世田谷ボランティア協会と「災害時における協力等に関する協定書」を締結し、平成29(2017)年9月16日から一般区民、大学生を集め、災害ボランティアマッチングコーディネーター養成講座を毎年開催している。

(コロナウイルス感染症拡大に伴う中止の場合あり)【資料A-1-f】

○「大規模災害の発生直後から自発的に地域防災のための行動ができる学生の育成」を主たる目的として、平成31(2019)年1月30日に北沢警察署、世田谷警察署と本学の三者による災害時の「学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定」を締結した。【資料A-1-g】

○令和6(2024)年10月には、世田谷キャンパスで世田谷地域連携防災訓練にて、防災・救助総合研究所の教職員、世田谷警察署、世田谷消防署、世田谷プラットフォーム、若林町会、世田谷信用金庫、小田急シティバス株式会社など、総勢50名(うち、地域住民25名)の参加者が集い、防災訓練および防災シンポジウムを実施した。【資料A-1-h】

○令和6(2024)年12月には、警視庁からの「学生ボランティア研修会」への参加依頼に基づき、学生12名が参加しており、防災講話および図上訓練を行っている。同研修には、近年継続して参加しており、学生がこのような災害時におけるボランティア活動についての研修に参加することは、学生自身にとっても貴重な体験となるとともに、防災ボランティアに関心を持つことで、自主的に防災活動に参加する等、ボランティア活動の担い手となることが期待できる。【資料A-1-i】

○総務省消防庁からの「大学の消防団への加入促進等について(依頼)」に基づき、団員の募集活動を行い、本学においても平成30(2018)年4月より学生消防団を発足した。学内の防火・防災訓練(避難訓練)での活動を始め、本学の防災教育を活かして地域防災力の向上に努めている。現在、登録学生は20名(職員3名)となっており、学生消防団への加入活動を引き続き行っている。学生が消防団活動に参加することは、学生自身にとって貴重な体験となるとともに、消防や地域防災に関心をもつことで、卒業後においても、消防団活動や自主防災活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待できる。

職場体験学習の受け入れ

社会貢献の一環として中学生に職場体験の場を提供し、労働を通して若者の社会性や職業観などの育成を図ることを目的として、世田谷キャンパスおよび町田キャンパスでは近隣の複数の中学校から職場体験のため毎年生徒を受入れている。また、多摩キャンパスにおいては、令和6(2024)年度より東京都が進める「(WORK)わく(WORK)わく WEEK

「TOKYO」中学校職場体験事業に協力し、多摩市立中学校生徒を受入れている。(職場体験学習等の実績は【表 A-1-1】を参照)。【資料 A-1-j】

【表 A-1-1】職場体験学習等の受入れ状況（直近 3 か年）

年度	キャンパス	受入校	期間／受入部署	受入人数	
令和 4 (2022) 年度	世田谷キャンパス	桜木中学校	9月 6 日～8 日／図書館・情報メディアセンター	2 名	
		太子堂中学校	10月 11 日～13 日／図書館・情報メディアセンター	2 名	
		梅丘中学校	10月 4 日～6 日／国土館史資料室	2 名	
	町田キャンパス	鶴川第 4 小学校 ※校外学習	6月 23 日／町田校舎事務課	30 名	
		鶴川第二中学校 ※職場訪問	1月 17 日／図書館・情報メディアセンター	5 名	
令和 5 (2023) 年度	世田谷キャンパス	鶴巻小学校 ※大学見学	6月 1 日／総務課	27 名	
		桜木中学校	9月 5 日～7 日／図書館・情報メディアセンター	3 名	
		船橋希望中学校	9月 13 日～15 日／国土館史資料室	3 名	
		世田谷中学校	9月 20 日～22 日／図書館・情報メディアセンター	3 名	
		梅丘中学校	10月 10 日～12 日／国土館史資料室	3 名	
	町田キャンパス	桜丘中学校	10月 11 日～13 日／図書館・情報メディアセンター	3 名	
		鶴川第二中学校 ※校外学習	1月 17 日／町田校舎事務課	5 名	
		鶴川第二中学校	1月 16 日～18 日／図書館・情報メディアセンター	4 名	
	世田谷キャンパス	真光寺中学校 ※校外学習	2月 8 日／町田校舎事務課	10 名	
令和 6 (2024) 年度		鶴巻小学校 ※大学見学	5月 28 日／総務課	34 名	
		桜木中学校	9月 9 日～11 日／国土館史資料室	2 名	
		世田谷中学校	9月 24 日～26 日／図書館・情報メディアセンター	3 名	

年度	キャンパス	受入校	期間／受入部署	受入人数
令和 6 (2024) 年度	世田谷キャンパス	富士中学校	9月30日～10月2日／図書館・情報メディアセンター	2名
		梅丘中学校	9月30日～10月2日／国士館史資料室	3名
		桜丘中学校	10月23日～25日／図書館・情報メディアセンター	3名
	町田キャンパス	真光寺中学校 ※校外学習	2月8日／町田校舎事務課	5名
		落合中学校	9月25日～27日／多摩校舎事務課	1名
			9月25日～27日／図書館・情報メディアセンター	2名

学生の課外活動による社会貢献

毎年、春期・秋期の2回、世田谷キャンパス・町田キャンパスにおいては、学生・教職員・近隣住民が協力し「ルール・マナーキャンペーン」と称した、キャンパス周辺の美化活動を行い、多摩キャンパスにおいては自転車・バイク登録摘発や交通ルールを守らせる指導を行っている。【資料 A-1-k】

警察署・消防署等から学生団体へのイベント等の参加依頼も多く、年間を通して各課外活動クラブがそれぞれ社会貢献を行っている。近年の例として、次の【表 A-1-2】のような活動が挙げられる。

【表 A-1-2】学生の課外活動による社会貢献活動への参加状況（直近3か年）

年度	イベント名	協力団体および期間
令和4(2022)年度	交通安全キャンペーン	チアダンス部エルブス（9月24日）

地域イベント交流

本学の所在する近隣地域のイベントに大学として協力したり、課外活動クラブや各ゼミナールが参加したりするなどして交流を図っている（【表 A-1-3】参照）。

【表 A-1-3】課外活動クラブの地域交流イベント参加状況（直近3か年）

年度	イベント名および主催	協力団体および期間
令和4(2022)年度	鶴川団地自治会秋祭り	野球部／10月1日
	鶴川3丁目町内会 ラジオ体操 ※ラジオ体操補助	野球部
	青少年健全育成薬師地区 親子まつり	サッカー部

年度	イベント名および主催	協力団体および期間
	青少年健全育成鶴川第三地区	陸上競技部／1月 15 日
令和 5(2023)年度	鶴川 5 丁目町内会夏祭り	野球部／8月 26 日～27 日
	鶴川団地自治会秋祭り	野球部／9月 30 日～10月 1 日
	鶴川団地ホリディ	茶道部／10月 14 日
	青少年健全育成鶴川第三地区 新春親子マラソン大会	陸上競技部／1月 14 日
	茶室「虚心亭」白雲会 「雛の茶会」の協力	邦楽研究会「竹風会」／3月 2 日
令和 6(2024)年度	鶴川 3 丁目町内会 ラジオ体操 ※ラジオ体操補助	野球部／8月 28 日～9月 1 日
	鶴川 5 丁目町内会夏祭り	野球部／8月 31 日～9月 1 日
	青少年健全育成鶴川第三地区 新春親子マラソン大会	陸上競技部／1月 19 日

図書館の公開利用

社会貢献活動の一環として、地域住民の知的好奇心の充足や学習意欲を支援する公開利用制度を展開し、中央図書館（世田谷キャンパス）、鶴川図書館（町田キャンパス）、多摩図書館（多摩キャンパス）を開放している。公開利用者は、館内閲覧席の利用、資料の貸出、レファレンスサービスなど、学生とほぼ同等のサービスを受けることが可能である。図書館ホームページでは、「学外の方の利用方法」を設け、公開利用の内容を明示するとともに、申請もオンラインで受け付けている。コロナ禍により令和 2(2020)年 4 月から公開利用を停止していたが、新型コロナウイルス感染症が 5 類に分類されたことを受け、令和 5(2023)年 6 月 1 日から利用を再開した。令和 5(2023)年度の公開利用登録者は 1,036 名に上り、月当たり平均 400 名余が図書館を利用している。【資料 A-1-1】

世田谷プラットフォームによる活動

世田谷キャンパスのある世田谷区と世田谷 6 大学コンソーシアム加盟校（国士館大学・駒澤大学・昭和女子大学・成城大学・東京都市大学・東京農業大学）との間で、様々な分野において人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、世田谷区における高等教育の活性化および地域社会の持続的な発展に資することを目的とし、平成 29(2017)年 10 月に「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書」を締結した。

「文化・芸術・教育」「地域活性」「産業」「国際化」「大学等の連携」の五つのビジョンを掲げ、それぞれに部会を設置し、地域における高等教育の活性化、区内産業の活性化、地域振興の実現に向けて活動を行っている。【資料 A-1-m】

世田谷プラットフォーム協定校 6 大学と産業界が連携し、「STEAM 教育講座」や「ビジネスキャリアデザイン講座」を実施している。令和 6(2024)年度の「STEAM 教育講座」は、世田谷区立教育総合センターに於いて、小学校 5 年生～中学 3 年生を対象に、「段ボールで椅子をつくろう」をテーマに実施し、10 名が参加した。【資料 A-1-n】

また、令和 3(2021)年度より開講している若手ビジネスパーソン向けの無料オンライン講座である「ビジネスキャリアデザイン講座」では、「テーマパークに学ぶ観光マーケティング」について講座を提供した。【資料 A-1-o】

さらに、「せたがや e カレッジ」へ参加をしており、年間 2 講座提供し、令和 6(2024)年度は、政経学部 中岡俊介教授の「グローバルな視点から捉えた所得税制度の近代史」と法学部 大淵知直教授の「グリム・メルヘンと『ハツ山羊』日本最初のグリム絵本」を開講した。【資料 A-1-p】【資料 A-1-q】

世田谷区との協定

世田谷区との間で、相互のネットワークを生かした地域協働事業の充実・発展を目的とし、令和 6(2024)年 2 月に「国士館大学と世田谷区との連携・協力に関する包括協定」を締結しており、人的交流の推進、知的・物的資源の相互活用、調査研究および事業の共同実施で、連携・協力を強化することで地域社会の持続的な発展に資する事業を協働で取り組んでいる。【資料 A-1-r】

○特別支援教育

世田谷区立八幡山幼稚園および中町幼稚園に「特別支援アドバイザー」として文学部教育学科の本間貴子准教授と松浦孝明准教授の 2 名を定期的に派遣している。また、松丘幼稚園の園内研修会や中町幼稚園の園内研修に本間貴子准教授を講師として派遣し、特別支援教育に取り組んでいる。【資料 A-1-s】

○日本語支援教育

世田谷区立三軒茶屋小学校、山崎小学校に文学部人文科学研究科の留学生 4 名を派遣し、外国人児童の授業等の支援を実施している他、世田谷区立帰国子女・外国人相談室に「社会教育実習」として、文学部教育学科の学生 15 名を派遣している。【資料 A-1-t】

○防災教育

令和 4(2022)年度に世田谷区の職員を対象に「避難所運営研修」実施している。【資料 A-1-u】

世田谷区以外の地域との協定

町田キャンパスのある町田市と本学を含む 14 大学等（青山学院大学・麻布大学・桜美林大学・惠泉女学園大学・国士館大学・サレジオ工業高等専門学校・昭和薬科大学・玉川大学・多摩美術大学・東京家政学院大学・東京造形大学・法政大学・山野美容芸術短期大学・和光大学）との間で、相互の資源を活用した連携を強化することを目的に、平成 18(2006)年 11 月に「町田市と大学との連携に関する協定書」を締結した。この包括協定をもとに、学生が地域で活躍するための仕組みづくりや大学施設の活用による地域住民の利便性の向上、市が持っている情報資源の提供による大学研究活動の充実などに向けて取り組みを行っている。【資料 A-1-v】

多摩キャンパスのある多摩市との間で、開かれた地域社会を志向し、相互の連携を通じて、地域社会への貢献を図ることを目的に、平成 15(2003)年 6 月に「多摩市と国士館大学の連携に関する基本協定書」を締結した。「人的交流」「事業に関する相互協力」「協議に基づく連携事業」などの交流を行っている。【資料 A-1-w】

埼玉県八潮市との間で、包括的な連携のものとに相互の資源を有効に活用し、発展と相互の人才の育成を図ることを目的に、平成 29(2017)年 3 月に「国士館大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書」を締結した。社会貢献の推進、人材の育成に関する事項について協働で取り組みを行っている。【資料 A-1-x】

国士館スポーツプロモーションセンターによる社会貢献

本センターでは、スポーツに係る様々な社会貢献を行っている。

○スポーツを通じて社会に貢献できる優秀な人材の輩出を目指し、スポーツにおける中高大連携強化、大学スポーツの安全・安心の確立、国士館アスリートに対する総合的な支援

「KOKUSHIKAN Athlete Total Support」を実施している。当センターでは、「01 競技力向上トップアスリート育成 WG」「02 安全・安心 WG」「03 スポーツ倫理・人格形成・キャリア支援 WG」「04 事業開発・マネジメント・マーケティング WG」の 4 つの WG を設置し、事業を進めている。【資料 A-1-y】

○本学スポーツ施設を会場として、幅広い年齢の方が受講できるスポーツ講座を実施した。令和 5(2023)年度は、7 競技（柔道、剣道、空手道、アーティスティックスイミング、新体操（男子）、レスリング、相撲）を開講し、受講者は春期 148 名、秋期 163 名であった。

【資料 A-1-z】

○本法人とフレンドシップ協定を締結した株式会社クボタをはじめ、プロ・企業スポーツや大学スポーツの競技大会など、選手がプレイ中に怪我をした際に搬送する選手救護、観客や運営スタッフの安全を確保するための救護活動等を実施し、医療全般で大会運営のサポートを実施している。【資料 A-1-aa】

○東京都の共同事業「令和 4 年度東京都と大学との共同事業」の採択を受け、東京都の行政課題解決や未来創出に向けた施策の推進に資する共同事業を実施するため、「共生都市東京にスポーツ事故ゼロの安全・安心な環境を提供する～2020TOKYO オリンピックのレガシーとしてスポーツファーストレスポンダーを育成～」を中心大学と連携し、事業を行った。【資料 A-1-ab】

○令和 4(2022)年度、ヨーロッパ非政府スポーツ機構青少年部門（ENGSO ユース）による「持続可能な開発のためのスポーツ」プロジェクトの研修会（開催地：セネガル・日本・フランス）計 3 回にアジアで唯一の参加団体として、本学学生および教職員延べ 18 名が参加した。【資料 A-1-ac】

地域連携・社会貢献推進センターによる地域貢献

本センターにおいて、地域連携・社会貢献に関する取組みの実施と教育研究成果の社会への還元を行っている。

○「世田谷区シニアスクール」への講師派遣

毎年 7 学部から講師を派遣し、世田谷キャンパス多目的ホールで年 7 回、本学の教育研究成果を地域に還元している。【資料 A-1-ad】

○「教育総合センターメッセ」出展

世田谷区立教育総合センターで開催された「教育総合センターメッセ」に、政経学部 上村ゼミと石見ゼミが出展をし、上村ゼミではフィリピンの貧困地域の路上で暮らす子ども

が描いた絵の展示を、石見ゼミではすごろくゲームと世田谷区のみらいマップのお絵描きコーナーを出展した。【資料 A-1-ae】

○公開講座

一般の方を対象に、世田谷・町田・多摩の3キャンパスにおいて、春期、秋期の2期制で開講している。7つのカテゴリー（教養、語学、歴史、芸術、健康、水泳・水中運動、ゴルフ）で多岐に渡る講座を展開し、教育研究成果を社会に還元し、生涯学習の実現に取り組んでいる。【資料 A-1-af】

○多摩センター地区連絡協議会事業への協力

令和6(2024)年度は「多摩センターこどもまつり」、「たまよさこい」、「ハロウィンin多摩センター」の3件の事業協力依頼があり、教員と学生を派遣し、救護テント運営や心肺蘇生法普及活動を行った。【資料 A-1-ag】

○若林小学校との連携事業

本学学生の教育機会を拡大する取組みとして、世田谷区教育委員会先進教育研究校で「魅力ある学校づくり研究校」である区立若林小学校と令和5(2023)年度より交流を図っている。(実績は、【表 A-1-4】を参照)

また、同年度より若林小学校が本学など地域の関係者を招き、テーマに基づき交流・話し合いの場を持つ「若林サミット」を開催しており、本学は毎年参加をしている。(テーマは、【表 A-1-5】を参照)

【表 A-1-4】若林小学校との交流内容

年度	内容
令和5(2023)年度	楓門祭にて演劇「ライオンキング」と小学生によるゲーム屋台を出展した。
	6年生の総合的な学習の時間「地域のためにできること」に文学部の教員、学生が参加し意見交換を行った。
	6年生による「若6卒業感謝祭」に学生が参加した。
令和6(2024)年度	5年生の総合的な学習の時間「SDGs」に文学部の教員、学生が参加し意見交換を行った。
	6年生の総合的な学習の時間「防災マップ」に政経学部の教員、学生が参加し作成を補助した。
	楓門際に6年生は若林地域の「防災マップ」を展示した。5年生は、ゲーム屋台を出展した。
	ステージ企画としては、国際ボランティア部と南中ソーランのコラボ発表と吹奏楽部とはコラボ演奏を行った。
	1年生の授業に文学部の学生が参加し授業の補助を行った。
	若林小学校展覧会に、学長のメッセージと文学部の学生の作品が展示された。
	6年生による「学習発表会」に教員、学生が参加した。

【表 A-1-5】「若林サミット」テーマ

年度	テーマ
令和 5(2023)年度	「まち全体が学びの場」をコンセプトに学校の枠にとらわれず、地域の中で多様な学びを選択できる仕組みを地域とともに考える会議
令和 6(2024)年度	地域と協働した学習

学部・研究科による教育研究成果の社会への還元

政経学部では、地域社会との連携による社会貢献の取組みとして、埼玉県八潮市と本学連携協定に基づき、「社会連携プレゼンテーション大会」を平成 30(2018)年度より毎年(ただし、コロナ禍により令和 2(2020)年度を除く)開催し、その詳細を政経学部ホームページ上で報告している。【資料 A-1-ah】

体育学部では、東京マラソンに関して、第 1 回よりスポーツ医科学科の学生および卒業生や教員などで構成される、モバイル AED 隊を駆使したマラソン救護に協力し安全な大会運営に寄与している。また、中学校やスポーツ団体が主催する大会などの救護・講習会活動においても、スポーツ医科学科の学生を派遣している。こどもスポーツ教育学科では、令和 5(2023)年度から市内の小学生を対象に町田市後援で「こどもスポーツ教室」を開催している。「こどもスポーツ教室」開催にあたり、21 世紀アジア学部の協力を得て、英語と中国語の話せる留学生を待機させ、外国人児童の参加にも対応できるよう配慮している。

【資料 A-1-ai】

理工学部では、世田谷区とまちづくり学系が「みどりと花いっぱい協定」を結び、世田谷キャンパス周辺のプランターや花壇への花苗植え込みと日常管理を行っている。【資料 A-1-aj】

法学部では、法に基づいてトラブルを解決する法化社会の進展に備えるため、小・中・高において、法について知る法教育が積極的に行われていることから、中学・高校生に対して、模擬裁判の実践など、法教育の展開に積極的に協力している。例えば、一般社団法人司法教育支援協会(千代田区)主催、法務省共催の中学生・高校生を対象とした「夏休み特別企画 刑事司法探求プログラム」が実施され、法学部所属の教員や学生がこの運営をサポートしている。【資料 A-1-ak】

経営学部では、学生による社会貢献として、専門ゼミナールにおいて「FT アントレゼミ」が行っている「せたまち研究会(世田谷まちなか研究会)」がある。この研究会は平成 24(2012)年に発足し世田谷区内の 8 大学 9 ゼミナールが集まり、それぞれの大学の関連するゼミにおいて行っている研究であり、商店街や地域産業等の活性化を目指した研究およびその成果発表等がなされている。これら研究および成果発表については、世田谷区の商店街の理事長をはじめ、地域に根付いている方々へのインタビューを実施し、成果発表会の場において地域活性化に資する研究成果をフィードバックしている。また、平成 27(2015)年より、地域に密着した活動として若林中央商店会と FT アントレゼミがコラボして物産展を定期的に開催している(令和 2(2020)年および令和 3(2021)年は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止)。令和 3(2021)年には、世田谷区観光物産株式会社の協力を得て、区内洋菓子店の焼き菓子のパッケージデザインを担当した。【資料 A-1-al】

スポーツ・システム研究科では、例年、日本体育大学、日本女子体育大学、国士館大学

の三大学院において、体育・スポーツ科学関連三大学院連携事業を開催し、大学院生の交流を深めている。また、スポーツ・システム研究科の教員が産官学連携の一環として受託研究を受け入れている。【資料 A-1-am】

救急システム研究科では、院生が日本医科大学多摩永山病院、日本赤十字社医療センター、東京医科大学八王子医療センター、多摩丘陵病院などの病院救急外来での活動を通じて地域連携を図っているとともに、研究成果を ERC (ヨーロッパ蘇生協議会)、EMS Asia などの国際学会での発表、オリンピックや国際スポーツ大会 (2025 世界陸上) や大相撲、B リーグ (バスケットボール)、J リーグ (サッカー)、ラグビー日本代表など様々なスポーツイベントなどの医療支援などの活動を行っている。【資料 A-1-an】

法学研究科では、シンポジウムの開催にあたり、地域住民等が参加できるように「公開参加無料」として、ホームページにて広報した上で、国際交流、地域交流および教育研究成果の社会還元に留意している。具体的には、①中国提携校教授や米国ロースクール副学長の講演、②東京税理士会世田谷支部税理士のパネリスト依頼や税知識等普及事業の支援としての世田谷税務署長の講演、③社会で活躍する修了生による OB 会での研究会、④昨今の社会的話題の「AI と経済犯罪」に関する専門研究教授の講演などを実施している。【資料 A-1-ao】

防災・救急救助総合研究所による研究成果の社会への還元

近々発生するとされている首都直下型地震、南海トラフ地震をはじめ、大震災級の自然災害への備えとして、地域と連携した防災訓練、学校現場における防災教育を行っている。

また、昨今頻発している地震、台風、豪雨等の自然災害の被災地へ教員による先遣隊・学生によるボランティア等を派遣して、災害支援の最前線の経験を得ている。令和 6(2024) 年の令和 6 年能登半島地震においても被災地（石川県）へのボランティア派遣活動等を実践した。【資料 A-1-ap】

本研究所の使命・目的および業務内容についてはホームページやパンフレットで学内外に公表し教職員、学生、社会一般とそれぞれに周知し、写真を添付するなどの工夫により、情報の得やすさや理解のしやすさに配慮している。【資料 A-1-aq】

また、研究成果、講演会等記録は「国士館 防災・救急救助総合研究」（紀要）として作成し国会図書館に納本している。【資料 A-1-ar】

さらに、防災・救急救助総合研究所の研究員が行っている研究の概要や発表論文の要旨、あるいは災害支援活動の実態等をいち早く学内外に発信する防災情報誌として、令和 4(2022) 年度より年 4 回のニュースレター「防災総研 NewsLetter」を発行している。【資料 A-1-as】

ウエルネス・リサーチセンターによる研究成果の社会への還元

1. 学外機関、地域社会との連携

本センターの目的が「ウエルネスに関する総合的研究および啓発・教育に関する事業」であることから、キャンパス所在地である世田谷区、多摩市、町田市のウエルネス（健康・福祉・スポーツ・教育）に関わる地域課題解決に向けた取組を実施している。【資料 A-1-at】

2. 年間を通じた地域交流への取組み

- 「多摩市高齢者健康体力づくり教室（主催事業）」の活動（ウォーキング、ヨガ、梯子トレーニング、筋力トレーニング、ストレッチ 講座）を週 2 回、南野キャンパスにて年間約 1,000 名が参加している。【資料 A-1-*au*】
- 「多摩市子ども体験事業（多摩市教育委員会委託事業）」の活動（運動遊び、大谷戸プレーパーク）を月 1 回、多摩市大谷戸公園にて年間約 1,500 名が参加している。【資料 A-1-*av*】
- 「町田市子ども体験事業（町田ゼルビアスポーツクラブ連携事業）」の活動（自然体験教室、スポーツ教室、SDGs 教室）を月 1 回、町田市小野路農園および各活動場所にて年間 250 名が参加している。【資料 A-1-*aw*】
- 「多摩市一般介護予防事業（多摩市高齢支援課委託事業）」の活動（多摩市フレイル予防プロジェクト）を年間 30 回、多摩市内自治会館、コミュニティセンター、公民館、パルテノン多摩ホールにて年間約 300 名が参加している。【資料 A-1-*ax*】
- 「子ども自然体験教室事業（教育委員会後援事業）」として、夏休み沖縄座間味村 17 日間、伊豆大瀬崎 3 日間、春休み沖縄座間味村 6 日間、多摩市瓜生小学校 3 日間、多摩市豊ヶ丘小学校 3 日間、多摩市貝取小学校 3 日間、年間約 35 日間の野外教育活動を各自治体教育委員会と連携して実施している。【資料 A-1-*ay*】
- 「多摩市ラジオ体操教室（多摩市委託事業）」の活動（多摩市内施設におけるラジオ体操指導）を年間 5 回、約 140 名が参加している。【資料 A-1-*az*】

3. 研究成果の社会への還元

「ウェルネス・リサーチセンターNewsLetter」を年間 2 回発行し、「研究ノート」にて各活動での調査・結果・分析の概要と課題解決のための取組方法等について報告し、各自治体および学内各部署に配布している。また、本センター所属研究員が関連する学会や研究会等で発表している。【資料 A-1-*ba*】

4. 地域課題ニーズの把握と本センターの取組

地域課題ニーズの把握にあたっては、各自治体におけるスポーツ推進審議会、教育委員会、社会福祉協議会、一般介護予防事業評価委員会等を委嘱されている本センター研究員（世田谷区：細越淳二教授、多摩市：永吉英記教授、町田市：波多野圭吾講師）を窓口として運営委員会により各自治体のニーズに関わる情報を共有し、必要に応じてプロジェクトチームをつくって調査研究等の取組を行っている。

[基準 A の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、地域連携・社会貢献推進センターを中心に、防災協定締結や地域防災教育、スポーツ教室、特別支援教育、日本語支援教育など、地域連携・社会貢献活動を幅広く展開し、学生の教育機会拡大にも繋がる内容を実施している。

また、世田谷区、八潮市、多摩市、町田市など、自治体と連携し、地域のニーズに応える取り組みを行っている。

加えて、学部・研究科等の教員独自の活動のみならず、組織としても地域連携を積極的に行い、本学が持つ防災、救急、スポーツ、教育研究資源を活用し、地域住民や社会の課

題解決に貢献している。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

学部・研究科の教員が行っている地域連携・社会貢献の情報について、学部・研究科内で情報が十分に共有されていないことが課題である。

また、地域連携・社会貢献推進センターが窓口となる地域連携事業について、一部の学部・研究科への依頼となっており、依頼先に偏りが生じていることも課題である。

さらに、世田谷区とは地域連携・社会貢献推進センターが窓口となり活発に地域連携事業が行われているが、多摩市・町田市との地域連携事業に関して、地域連携・社会貢献推進センターに情報共有が十分にできていないことが課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

学部・研究科内で学部・研究科教員の地域連携・社会貢献の情報が十分に共有されていないことについては、地域連携事業の実施状況を各種会議体や広報媒体を通じて学内外へ発信していくことに加え、地域連携・社会貢献推進センターが毎年行う「地域連携・社会貢献事業実施状況アンケート」の結果を活用し、学部・研究科の教員の取組み情報を学部・研究科が把握できる仕組みを同センター運営委員会で協議する。

地域連携・社会貢献推進センターが窓口となる地域連携事業の各種講師の派遣については、ニーズを考慮しつつ、総合大学としての強みを活かして、多様なニーズに対応した地域貢献を目指す。

これまで行ってきた多摩市・町田市との地域連携事業に関して、地域連携・社会貢献推進センターに情報共有を徹底する体制を整備する。

基準 B. 国際交流

B-1. グローバル化の推進と国際交流

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

B-1-③ 学生の留学支援に対する取組み

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 大学のグローバル化を推進するための全学的な方針の策定

第 2 次中長期事業計画において、国際交流の推進に向けて、(1) 国際交流事業の推進、

(2) 外国人留学生に関する支援強化、(3) 海外協定校との連携強化と学際的コンソーシアム構築の 3 つのアクションプランを掲げている。【資料 B-1-a】

加えて、大学のグローバル化を推進するため、本学に国際交流政策会議（以下、「政策会議」という。）を設置し、本学の国際化と国際交流の推進に係る基本方針の策定とその運用、外国人留学生の受け入れ・支援に係る基本方針の策定とその運用、本学学生の海外留学・支援に係る基本方針の策定とその運用に関する事項について審議している。【資料 B-1-b】

B-1-② 大学のグローバル化の推進に向けた体制や環境の整備

大学のグローバル化推進の体制

大学のグローバル化推進への対応として、本法人および本学の国際交流に関する基本的方針を策定し、その実施における総合調整を行う政策会議を設置しており、学長を議長とし、法人と教学の役職者や各学部長等で構成している。

政策会議が策定した基本方針に基づき、本学の教育研究における国際交流、外国人留学生受入れおよび支援並びに本学学生等の海外留学支援を推進するため国際交流センターを設置し、事務組織として国際交流課を置いている。また、国際交流センターの業務を円滑に遂行するため、各学部等から選出された委員で構成する国際交流委員会を置き、国際交流センターが行う恒常的な業務（国外の大学等との交流・外国人留学生支援・本学 教職員および学生の海外留学支援・国際交流に関わる連絡調整・留学生支援に関わる連絡調整・海外事務所の運営など）について審議している。【資料 B-1-c】【資料 B-1-d】【資料 B-1-e】

国際交流に係わる基本の方針やその実施における調整事項は、政策会議の構成員である学部長等や国際交流委員会の構成員である各学部等の委員により教授会等で共有し、学部・研究科等が協力して全学的に実施する体制を構築している。

外国人留学生の受け入れ

外国人留学生の受け入れは、21 世紀アジア学部を中心にそれぞれの学部・研究科で行っており、大学全体として約 600 人の外国人留学生を受け入れている。【資料 B-1-f】

スポーツ医科学科を除くすべての学部・学科で令和 7(2025)年度の外国人留学生選抜出

願資格を定めており、該当する者をⅠ期およびⅡ期の選抜試験で面接、口頭試問、小論文等によって選抜している。また、21世紀アジア学部では日本国外在住外国人留学生選抜試験および協定校である大連外国语大学と大連東軟信息学院にて日本国外在住外国人留学生協定編入学選抜試験を実施している。【資料B-1-g】【資料B-1-h】

入試部では公平性・公正性を担保した選抜が実施できるよう「入学者選抜要項」を作成するとともに、出願書類を受け付けている。「入学者選抜要項」は国や大学の留学生政策に合わせて適宜見直しており、関連部課室と意見交換しながら、志願者から必要な情報を漏れなく収集できるようにするとともに、政策と齟齬のないよう配慮している。

日本語教育科目等の配当

学則第44条に外国で教育を受けた学生に対する履修の特例を規定し、必要があると認めるときは、日本語に関する科目および日本事情に関する科目を開設し、履修させることができることとしている。【資料B-1-i】

外国人留学生の受入人数が多い21世紀アジア学部では、日本語科目や「現代日本の社会と文化」などの外国人留学生用科目を開講して、外国人留学生が授業を受ける環境を整えている。【資料B-1-j】

また、21世紀アジア学部以外の全学部においても「アカデミック日本語」「ビジネス日本語」「日本語スキルアップ」を開講し、それぞれの日本語能力に合わせた履修ができるよう配慮しているほか、全学共通教育科目に「日本事情」を開講し、日本の歴史、日本の現代文化、近代日本の歩み、日本の国際化、自然環境および地方地誌を学べるようにしている。【資料B-1-k】【資料B-1-l】【資料B-1-m】【資料B-1-n】

大学院においては、政治学研究科および経済学研究科の修士課程に特修科目として「文献講読（日本語）」、政治学研究科博士課程に特修科目として「文献研究（日本語）」を開設し、日本語科目を学べるようにしている【資料B-1-o】【資料B-1-p】

外国人留学生に対するサポート体制

世田谷キャンパスおよび町田キャンパスに国際交流課の職員を配置し、各学部教員、大学院課、教務課、学生・厚生課および統合学部事務課等と連携して、外国人留学生の修学および生活のサポートにあたっている。多摩キャンパスに在籍する外国人留学生については、主に町田キャンパスの職員が対応にあたっている。

経済面での支援として、奨学生制度があり、国士館大学奨学生規程第5章に外国人留学生奨学生制度について定めている。これは一定の条件および学部等の定める選考基準により留学生を選考し、所属する学部教授会等の推薦に基づき、学生主任会の議を経て学長が決定した留学生に対して、毎月返還不要の奨学生を支給するものである。【資料B-1-q】

就職面での支援として、キャリア形成支援センターでは、日本での就職を希望する外国人留学生を対象に、国際交流センターや外国人雇用サービスセンターの協力を得て、日本での就職活動の基礎知識や卒業後の在留資格について解説するガイダンス等を実施している。また同センターが主催する「業界研究フェア」「就活！HOT SPACE」では、留学生の採用を希望する企業も多数参加しており、企業紹介資料に留学生採用の有無をわかりやすく明記している。【資料B-1-r】【資料B-1-s】

文学部では、留学生が日本に馴染みやすいように課外活動でのサポートも行っている。日本文学・文化コースでは、令和4(2022)年度以降、毎年、新入学留学生に上級学年の日本人学生をチューターとしてつけ、日本語作文などの課外活動を行っている。課外活動の目的は日本語で専門分野をテーマとした作文を書くことと、留学生同士および日本人学生と交流する機会を持つためである。同コース行事には交換留学生の参加を促しており、令和6(2024)年度は5月に新宿末廣亭で落語、10月にサントリーホール、森美術館での展覧会をそれぞれ鑑賞した。

外国人留学生の学生生活の状況を把握するために4年ごとに「留学生実態調査」を実施し、調査結果を報告書にまとめて関係部局に配付し、外国人留学生を指導する上での資料としている。なお国際交流委員会において「留学生実態調査」の結果報告を行い、更なる支援の充実にフィードバックしている。【資料B-1-t】

B-1-③ 学生の留学支援に対する取組み

海外に積極的に目を向ける学生の学ぶ意欲に応えるために、本学では柔軟な留学制度を設けており、「国士館大学留学規程」「国士館大学留学規程施行細則」に定めているように、

(1) 本学と外国の大学等との学術交流協定に基づき本学が選考し派遣する交換留学、(2) 交換留学によらず教授会が承認した大学へ留学する認定留学、(3) 本学と外国の大学等との協定に基づく短期の研修プログラムの教育に参加する短期留学の3つの留学制度を設けている。このほか休学による留学も可能としている。【資料B-1-u】【資料B-1-v】

交換留学制度

本学の交換留学制度は、「国士館大学留学規程」「国士館大学留学規程施行細則」「国士館大学交換留学生受入れ規程」の定めに則り、本学と海外協定校との間で調印している「交換留学協定」に基づいて全学部同様に実施している。

令和6(2024)年度時点での「交換留学協定」締結校は、中国、台湾、韓国をはじめ、モンゴル、ベトナム、インドネシア、ドイツ、ミャンマー、ロシア、ブルガリア、ハンガリー、タイ、フィリピン、キルギス、カザフスタンにあり、本学学生を交換留学生として1年間外国留学へ派遣すると同時に、外国の大学等から本学への交換留学生を受入れている。実績として令和6(2024)年度は15名を派遣、16名を受入れた。【資料B-1-w】【資料B-1-x】

【資料B-1-y】

認定留学制度

認定留学制度は、本学に在籍しながら当該学生が希望する海外教育機関（交換留学先大学以外でも可）に留学する制度であり、期間は原則として1年間であるが学生からの願い出により教育研究上特に有益と判断された場合、修業年数への算入はできないが所定の手続きを経て1年を限度として延長することが可能となっている。留学先大学において取得した単位は、学部生は60単位を、大学院生は15単位を上限として所定の審議を経て認定される。

なお、認定留学は留学先大学から入学許可を受けた学生が対象となり、教授会等の承認を得る必要がある。

学費については留学先大学および本学ともに全額自己負担となるが、認定留学期間は卒業に必要な在学期間に算入されるため、定められた修学年数で卒業することが可能となっている。

短期留学（海外研修）制度

夏季又は春季休暇中にカナダ・アメリカ（ニューヨーク・カリフォルニア）・オーストラリア・中国・韓国で短期留学（海外研修）を約1か月実施している。研修先での成績については、海外研修校からの成績通知に基づき「海外演習（英語・中国語・韓国語）」として単位を認定し、卒業要件単位に算入している。ただし、オーストラリアおよびアメリカ（カリフォルニア）研修は秋期授業休止期間中に実施されるため、卒業直前となる4年次に参加した場合には、卒業要件の単位としては認定されない。

21世紀アジア学部では「海外研修」を必修としており、夏休みや春休みに履修した言語が使われている国での約1か月の研修を、短期の海外留学として学生全員が経験する制度を設けている。

令和3(2021)年度の夏季および春季プログラムより、協定校が提供するオンラインコースでの留学を開始し、現在も継続して実施している。【資料B-1-z】

休学による留学

上記以外の方法で留学をする場合は、「休学願」を提出し学長に許可を得て留学する必要があり、留学先大学については当該学生が希望する海外教育機関とし、留学期間については学則第18条および国士館大学学籍管理規程第7条に基づく休学可能期間とし、原則として留学先で修得した単位は本学では認められない。また、学費に関しては国士館大学納入金規程第6条に基づき年間休学2万円又は半期休学2万円となっている。休学による留学の期間は卒業に必要な在学期間に算入されない。【資料B-1-aa】【資料B-1-ab】

なお、各留学制度を学生に周知するために、留学の促進のためにホームページや毎年作成する「海外留学ガイドブック」を活用している。【資料B-1-ac】

海外留学する学生へのサポート

留学に際しては、安全かつ安心な海外生活を送ることができるよう国際交流センター、各学部、各研究科によるサポートを行っている。留学前には該当者に対して、国際交流センターによるオリエンテーションや説明会が複数回実施され、留学中に必要となる知識、注意事項、単位認定の方法などの説明がある。留学中の学生に事件・事故等の対処が必要な事案が発生した場合に備え、協定校その他関連する部門と連携して対応できる体制を整えている。【資料B-1-ad】

交換留学では、派遣先大学への留学申請手続き支援に加え、出発前オリエンテーションでビザ申請、保険等の手続き支援を行っている。留学中は毎月留学状況（学習、生活、健康状態等）を国際交流センターに報告することにしており、学生の留学状況の把握に努め、必要に応じて相談や指導を行っている。また、3か月ごとに学習状況報告書を提出させて学習面における状況を確認し、必要に応じて相談や指導を行っている。留学終了時には留学修了届を提出させ、帰国後は成果報告と情報共有のため交換留学（派遣）報告書の提出

を義務付けている。【資料 B-1-ae】【資料 B-1-af】

短期留学（海外研修）では出発までに 2 回のオリエンテーションを実施し、留学期間における危機管理や留学に伴うビザ等の手続きを支援している。また、それぞれの短期留学（海外研修）には職員等が 1 週間程度同行し、学生が留学先でスムーズに留学生活を開始できるよう支援している。帰国後には帰国後報告会を開催して研修期間の振り返りを行っている。【資料 B-1-ag】

B-1-④ 海外の大学や機関との交流等

学術交流協定の締結

本学では、海外の教育・研究機関との人材交流、研究交流を発展させるために、海外の大学や機関と積極的に学術交流協定を締結している。全学的な方針のもと、政策会議や国際交流委員会などの組織を活用し、様々な国・地域の高等教育機関との間で学術協定を結ぶことで、交換留学をはじめとした学生交流や学術的な共同研究、教職員の相互派遣等、多岐にわたる国際的な連携を展開している。近年では特にグローバル人材の育成強化を背景に、海外協定校の拡大にも力を注いでおり、令和 6(2024)年度時点では、56 の海外協定校と学術交流協定等を結んでいる。

協定に基づく交流

学術交流協定に基づき、本学と海外協定校との間では、多くの交換留学を実施しており、令和 6(2024)年度は 15 名を派遣、16 名を受入れた。交換留学では、本学の学生を協定校へ派遣するだけではなく、協定校からの留学生を本学へ受け入れることも活発に行っている。これにより、本学学生は 1 年間または短期のプログラムで海外の大学等で学ぶ機会を得ると同時に、多様な国際的環境に触れ、視野を広げる機会となっている。また、海外協定校の学生も本学で学び、本学の教育資源を活用しながら、異文化交流を深めている。さらに、教員間の学術交流も行い、協定のもとで学術的・教育的な連携が進められており、本学の国際化促進の基盤を形成している。なお、協定に基づく交流には、派遣・受入れ学生の学費の取り扱いや単位認定等のルールが定められており、円滑で実効性ある国際交流運営が実現されている。

体育学部では、武道学科 3 年次に、協定校であるハンガリースポーツ科学大学において、武道による国際交流を目標に、日本武道の受け入れ方・普及の仕方等を体験し、国際感覚を醸成し、国際的に活躍できる武道指導者を養成する「海外武道実習」を行っている。【資料 B-1-ah】

文学部では、令和 5(2023)年度に協定校である韓国の高麗大学の教授をお招きして歴史講演会を開催し、文学部教員、学生と交流を行った。また同年に文学部の教員が高麗大学にて講演を行い、韓国の研究者と交流をした。

21 世紀アジア学部では、協定校である中国の大連外国语大学と 2 年半留学のグローバルビジネスプログラムを半年から 1 年留学できるグローバルスタディプログラムに変更する協定を締結した。また、協定校である中国の大連外国语大学、上海対外経貿大学および大連東軟信息学院と編入学に関する協定を結び、3 年次に編入学する学生を受け入れ、大学院も視野に入れた勉強ができる体制を整えている。【資料 B-1-ai】

海外協定校以外との国際交流

理工学部では、各教員がそれぞれの専門分野における研究活動の中で海外の研究機関や研究者と交流を行っている。海外における活動例として、イランのイスラム・アザド大学北テヘラン支部と提携し 令和 5(2023)年度にテヘランの大学および地震工学研究所に直接出向いて国際共同研究を実施した。

文学部では、令和 6(2024)年度にマカオの澳门大学の教授が来日し、本学において文学部教員・学生および在日女性作家協会の会員たちと学術座談会を開催した。

防災・救急救助総合研究所では、エジプト日本教育パートナーシップの一環として実施されている人材育成事業（病院前救急医療部門）における研修を平成 30(2018)年度より実施し現在も継続している。令和 6(2024)年度に実施された第 7 期のプログラムでは、救急医療に携わる救急救命士 10 名と関係者がエジプトから来日し、約 40 日間の研修を実施した。自国で病院前救急医療システムを充実させ、救急救命士を養成できるようなプログラムを提供している。【資料 B-1-aj】

B-1-⑤ 地域や社会のグローバル化へ貢献する取組み

毎年世田谷キャンパスの学園祭「楓門祭」において、国際交流センターが主催となり、本学へ留学している学生がテーマに基づき日本語でスピーチをする「留学生スピーチコンテスト」を開催している。【資料 B-1-ak】

世田谷区から区立小中学校等で実施する「国際理解授業」への留学生の派遣依頼があり、複数名の留学生を派遣し、外国の文化や伝統を紹介する「自国紹介」「昔遊び」の授業を行い、地域に貢献する取組みを行っている。そのほか世田谷区内の小学校において、日本語のサポートを必要とする児童に対し、人文科学研究科の外国人留学生を派遣し、児童の日本語学習のサポートに関わっている。【資料 B-1-al】

21 世紀アジア学部では、多くの留学生が学んでおり、近隣の学校から「留学生の出身国の言語や文化を紹介してほしい」との要請を受け、留学生の派遣を行っている。また高等学校にて授業を行うデリバリー授業において、高等学校の要請に基づき外国人教員が高等学校で授業を行っている。

総合知的財産法学研究科では、「総合知財交流会」を年 1 回開催しており、外国人留学生の修了生、在校生が出席し、勉強会と意見交換会を実施しており、グローバルな形での交流会を実施している。【資料 B-1-am】

[基準 B の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、政策会議や国際交流委員会を中心として、国際交流の推進のための基本的な方針を明確にし、多様かつ特徴的な国際交流の取組みを展開している。

外国人留学生への支援では、教職員による生活および学修面のサポート、外国人留学生用の日本語教育科目の開講、返還不要の奨学金制度などがあり、サポート体制が充実している。

本学から海外協定校などへ留学する留学生への支援では、令和 6(2024)年度時点で 56 の

海外協定校と学術協定等を結んでおり、複数の留学制度があるほか、学修支援を含む全般的なサポート体制が充実しているため、留学生が安心をして留学できる状況にある。

地域や社会のグローバル化への貢献については、地域の学校へ外国人留学生を派遣し授業を行い地域に貢献するほか、エジプトから来日した救急医療に携わる救急救命士に対し、救急医療研修を行い国際的にも貢献している。

(2) 自己点検・評価で発見された課題など

学生の留学先（特に英語圏）について、渡航コストの著しい高低差が生じたことにより、留学先地域間の参加者数に大きな偏りがあり、多様な選択肢が必要であることが課題である。

また、外国人留学生向けの就職関連イベントを開催しているが、参加者が少なく、日本特有の就職活動について十分に理解をさせることが課題である。

(3) 課題に対する改善策と今後の取組み予定

学生に合った留学機会が提供できるよう多様な選択肢を開拓するため、令和7(2025)年度に海外の大学視察と、新たな海外協定校との締結について国際交流委員会において議論し、政策会議で新規協定校を決定する。

また、外国人留学生に日本特有の就職活動について十分に理解をさせるため、キャリア形成支援センターが国際交流センターと連携し、外国人留学生向けのキャリアガイダンスを継続的に実施するとともに、その他各種講座や就職に係るイベントの広報を両センターが積極的に行い、外国人留学生に参加を促していく。

V. 特記事項

1. 防災教育

防災・救急救助総合研究所は、防災・救急救助に関する総合的研究を行い、持つて本学における教育研究活動の一層の進展及び学外における防災・救急救助総合研究の発展に資することを目的とし、研究成果は学生教育を通して学生に還元し、防災・救急救助の知識・技能を備えた学生を育成し、「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『國士』の養成」を目指している。

現在、学校法人として掲げている第2次中長期事業計画内、「本学の特性を深化発展させる附置研究所等の役割と展望」において、「防災拠点大学として、全学的に防災教育・活動を継続し、地域防災力向上のための防災リーダーの担い手の育成、全国のモデルとなる防災リーダー養成教育プログラムの作成、全国・世界への防災リーダー教育の発信など、防災・救急教育に関する研究拠点を構築する。」「本学の考える学問『防災リーダー養成学』を確立し、地域防災力向上を図ることに加えて、アジア開発途上国の大規模災害の発生に鑑み、防災リーダー育成に焦点を当て、防災力、救命率向上に協力する。」と記述されている。

本研究所では「防災教育」として新入生 2,982 名（出席率 96%）への「防災総合基礎教育」、履修生 1,335 名への「防災リーダー養成論」、履修生 762 名への「防災リーダー養成論実習」、履修生 60 名への「災害とドローン」を令和 6 年度実施しており、年間累計 5,000 名程度の学生に「防災教育」を提供している。

また、更なるステップアップを望む学生には「防災士」の養成事業として 1 年間に 4 回の「防災士養成研修」を行い 175 名が令和 5(2023)年度に合格した。

学科や演習だけに留まらず、教育活動の一環として「災害ボランティア活動」を毎年行つており、令和 6(2024)年は石川県七尾市で 91 名の学生と一緒にボランティア活動を行つた。

「地域社会との連携」として令和 5(2023)年度はマラソン大会や地域のイベントの救護活動を 41 件、心肺蘇生法や防災の講習会を 28 件、地域連携・社会貢献推進センターからの依頼を 6 件実施し、研究成果の還元や地域防災力の向上に寄与した。

「國士館高校」にも、災害時に自身を守る防災行動をとり、他者に手を差し伸べることができる人材の養成を目的とし、高校 1 年生～3 年生までにガイダンス、防災学習、探究学習の段階を踏む形で防災教育を提供した。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 2 条（組織）に定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。	3-1
第 88 条	—	該当しない。	3-1
第 89 条	—	該当しない。	3-1
第 90 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 1 号および第 2 号に定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 25 条（学長）、第 26 条（副学長）、第 27 条（学部長等）、第 28 条（教員）、第 29 条（職員）、國土館大学学長に関する規則第 2 条（学長の職務）、國土館大学副学長規程第 2 条（職務）、國土館大学学部規程第 2 条（学部長の職務）、教員評価基準第 2 条（教授）、第 3 条（准教授）、第 4 条（専任講師）、第 5 条（助教）、國土館大学助手規程第 2 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 30 条（教授会の構成）および第 33 条（教授会の検討事項）に定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位）および大学院学則第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）、学位規程第 5 条（博士の学位の授与要件）第 2 項に定めている。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	國土館自己点検・評価委員会規程第 6 条（自己点検・評価結果の報告等）第 1 項より、3 年に 1 度自己点検・評価を行うことが定めている。認証評価機関による認証評価は、評価機構で平成 22 年度に第 1 回、平成 28 年度に第 2 回、令和 4 年度に第 3 回を受審し、法令で定める 7 年以内に受審している。	6-2
第 113 条	○	ホームページに「國土館の情報公開」のページを設け、教育情報や教員の研究情報等を公開している。	3-2
第 114 条	○	学則第 29 条（職員）に定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 4 号に定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目

第 4 条	○	<p>一、修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項について、学則第 5 条（学年）、第 6 条（学期）、第 7 条（休業日）、第 41 条（修業年限・在学年限）に定めている。</p> <p>二、部科及び課程の組織に関する事項について、学則第 2 条（組織）に定めている。</p> <p>三、教育課程及び授業日時数に関する事項について、学則第 6 条（学期）、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）、第 47 条（単位の基準）に定めている。</p> <p>四、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項について、学則第 42 条（履修要領）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）に定めている。</p> <p>五、収容定員及び職員組織に関する事項について、学則第 4 条（学生定員）、第 29 条（職員）に定めている。</p> <p>六、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項について、学則第 8 条（入学時期）、第 9 条（入学資格）、第 10 条（選考の方法）、第 11 条（編入学、転入学）、第 12 条（入学手續）、第 13 条（保証人）、第 14 条（他大学への入学等）、第 15 条（転学部・転学科）、第 18 条（休学及び復学）、第 19 条（退学及び再入学）、第 52 条（卒業）に定めている。</p> <p>七、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項について、学則第 21 条（入学検定料）、第 22 条（納入金）、第 23 条（納入金の改定）、第 24 条（入学検定料及び入学金等の返還）に定めている。</p> <p>八、賞罰に関する事項について、学則第 72 条（表彰）、第 73 条（懲戒）に定めている。</p> <p>九、寄宿舎に関する事項については、学則第 75 条（学生寮）に定めている。</p>	3-1
			3-2
第 24 条	○	学生の履修科目、成績等学習にかかわる事項並びに健康診断の記録については、関係部局で厳正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 73 条（懲戒）および大学院学則第 69 条（懲戒）に定めている。	4-1
第 28 条	○	学校に備えなければならない表簿については、関係部局で厳正に管理されている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	—	該当しない。	3-1
第 147 条	—	該当しない。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	学則第 9 条（入学資格）第 1 項第 3 号～第 8 号に定めている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1

第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に定めている。	2-1
第 162 条	○	外国人留学生編入学選抜において、出願資格を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 5 条（学年）、第 8 条（入学時期）、第 52 条（卒業）に定めている。	3-2
第 163 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	大学全体、学部および研究科毎にアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	評価機構の評価項目に沿って、3 年に一度自己点検・評価を実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的や三つの方針をはじめ、教育研究活動等の状況についてホームページに掲載し学外へ周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 53 条（学位）に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 2 号に基づき作成している編入学・転入学選抜要項において、2 年次および 3 年次への編入学を実施すること並びに 1, 4 年次への入学は認めないことを謳っている。	2-1
第 186 条	○	学則第 11 条（編入学・転入学）第 1 項第 4 号に定めている。	2-1

大学設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	寄附行為第 3 条（目的）に定めている。	6-2 6-3
第 2 条	学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	学則第 10 条（選考の方法）に定めている。	2-1
第 3 条	学則第 2 条（組織）により、学部を設け、各学部等の教育研究上の目的を達成するため、適切に教育研究実施組織および教員を配置している。	1-2

第 4 条	<input type="radio"/>	学則第 2 条（組織）に定めている。	1-2
第 5 条	一	該当しない。	1-2
第 6 条	<input type="radio"/>	学部以外の教育研究上の基本となる組織として、学則第 39 条により、防災・救急救助総合研究所が附置されている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	<input type="radio"/>	学則第 2 章第 4 節 教職員組織および第 5 節 教授会、学部長会及び委員会において教員組織の編制等について定めており、教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置し、教員情報についてはホームページ（教員情報）で公開している。 また、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮しつつ、教員の公募・採用を行っている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	<input type="radio"/>	主要授業科目は、原則基幹教員が担当しており、実技等を伴う授業科目については実習助手が補助し、各授業科目については SA や TA が補助している。	3-2 4-2
第 9 条	<input type="radio"/>	学外派遣制度を設けており、学内の選考を経て、学外派遣者に採用されると、授業を担当しないことが可能である。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	<input type="radio"/>	教育上主要と認める授業科目（必修科目）については、原則として教授、准教授が担当をしている。ただし、少人数クラス制を設けている演習科目や実技科目については、講師又は助手が担当することもある。	3-2 4-2
第 11 条	<input type="radio"/>	教員および事務職員等に対し、研修を行っており、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営がなされるよう努力している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	<input type="radio"/>	学長に関する規則第 5 条（学長候補者の資格）に定めている。	4-1
第 13 条	<input type="radio"/>	教員評価基準第 2 条（教授）に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	<input type="radio"/>	教員評価基準第 3 条（准教授）に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	<input type="radio"/>	教員評価基準第 4 条（専任講師）に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	<input type="radio"/>	教員評価基準第 5 条（助教）に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	<input type="radio"/>	国士館大学助手規程に定めている。	3-2 4-2
第 18 条	<input type="radio"/>	学則第 4 条（学生定員）に定めている。	2-1
第 19 条	<input type="radio"/>	学部・学科・コース・学系毎に定められたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成し、学則第 40 条（教育研究上の	3-2

		目的・授業科目)において授業科目を定めている。	
第 19 条の 2	一	該当しない。	3-2
第 20 条	○	学則第 40 条(教育研究上の目的・授業科目)に定めている。	3-2
第 21 条	○	学則第 40 条(教育研究上の目的・授業科目)第 1 項第 1 号(別表第 1)～第 8 号(別表第 8)、第 47 条(単位の基準)に定めている。	3-1
第 22 条	○	学則第 6 条(学期)に定めている。	3-2
第 23 条	○	各学部便覧に定めている。	3-2
第 24 条	○	授業ごとの学生数は、教育効果を十分にあげられるよう適切に定め、授業の実施にあたっては、適切な規模の教室を利用している。	2-5
第 25 条	○	学則第 47 条(単位の基準)および第 47 条の 2(多様なマルチメディアによる授業の方法)に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 49 条(成績評価)、第 52 条(卒業)およびシラバス並びに各学部便覧にて明示している。	3-1
第 26 条	一	該当しない。	3-2
第 27 条	○	学則第 50 条(単位認定及び再履修)に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学生便覧に履修上限単位数を明記している。	3-2
第 27 条の 3	一	該当しない。	3-1
第 28 条	○	学則第 43 条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 43 条の 2(大学以外の教育施設等における学修)に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 51 条(入学前の既修得単位等の認定)に定めている。	3-1
第 30 条の 2	一	該当しない。	3-2
第 31 条	○	第 58 条(科目等履修生の単位認定)に定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 41 条(修業年限・在学年限)第 1 項に修業年限が、学則第 42 条(履修要領)第 1 項に卒業所要単位が別表第 9 のとおり定めている。	3-1
第 33 条	一	該当しない。	3-1
第 34 条	○	各キャンパスに、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	各キャンパス敷地内に運動施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は設置基準に準じ、設置している。	2-5
第 37 条	○	校地面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	学則第 37 条の 3(図書館・情報メディアセンター)および国士館大学図書館・情報メディアセンター規程に基づき、世田谷、町田、多摩各キャンパスに図書館を置き、図書等教育研究上必要な資料や施設を備えている。	2-5

第 39 条	<input type="radio"/>	体育学部がある町田キャンパス・多摩キャンパスにそれぞれ体育館を、理工学部がある世田谷キャンパスに実習施設を 7 号館、10 号館およびメイプルセンチュリーホールに設けている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	<input type="radio"/>	設置基準を遵守し、必要な種類および数を備えている。	2-5
第 40 条の 2	<input type="radio"/>	各キャンパスに、教育研究に必要な施設および設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	<input type="radio"/>	学校法人国士館事業計画に基づき、適切に整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	<input type="radio"/>	大学、学部および学科名は教育研究上の目的に沿っており、ふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	—	該当しない。	3-2
第 42 条	—	該当しない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当しない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 5	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当しない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当しない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当しない。	2-5
第 43 条	—	該当しない。	3-2
第 44 条	—	該当しない。	3-1
第 45 条	—	該当しない。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 58 条	—	該当しない。	1-2
第 59 条	—	該当しない。	2-5
第 61 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 53 条（学位）および学位規程第 3 条（学士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 53 条（学位）および学位規程第 2 条（学位の種類）に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 47 条（単位の基準）、第 48 条（試験）および第 49 条（成績評価）に定めており、学則に変更が生じた場合は、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 44 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき策定した、第 2 次中長期事業計画において、経営基盤の保持と学生・生徒の安定的確保、法人ガバナンスの強化、カリキュラムと教育方法の改革・改善などをアクションプランとして掲げ、法人・教学一体となって実行・推進している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 7 条（監事の選任および職務）第 2 項において、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任すると定めている。また、寄附行為第 20 条第 3 項において、利益相反取引に関する承認の決議について、理事それぞれの意思を議事録に記載することを定めている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項および学校法人国士館情報の公開および開示に関する規程第 4 条（開示する書類）に定めている。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条（役員）に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 4 章に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 11 条（理事会）、第 12 条（理事会の招集）、第 13 条（理事会の議長）、第 14 条（理事会の成立）、第 15 条（理事会の議決）に定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）、第 19 条（理事長職務の代理等）に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任及び職務）、第 8 条（役員の任期）、第 10 条（役員の解任及び退任）に定めて	5-2

		いる。	
第 39 条	○	寄附行為第 7 条（監事の選任及び職務）第 1 項に定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条（役員の補充）に定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 24 条（評議員会）、第 25 条（評議員会の招集）、第 26 条（評議員会の議長）、第 27 条（評議員会の成立）、第 28 条（評議員会の議決）に定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 30 条（諮問事項）、第 31 条（議決事項）に定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 32 条（意見具申等）に定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 33 条（評議員の選任）に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 4 章に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為第 4 章に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為第 4 章に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 4 章に役員のこの法人に対する損害賠償責任を定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 55 条（寄附行為の変更）に定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 44 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 46 条（決算及び実績の報告）第 2 項に定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 49 条（役員の報酬）及び学校法人国士館役員等の報酬等に関する規程に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 51 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 48 条（情報の公表）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○ 大学院学則第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○ 大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 102 条	○ 大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）および第 10 条（博士課程の入学資格）に定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

遵守	遵守状況の説明	該当
----	---------	----

	状況		基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 9 条（修士課程の入学資格）に定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 10 条（博士課程の入学資格）第 1 項第 6 号に定めている。	2-1
第 157 条	—	該当しない。	2-1
第 158 条	—	該当しない。	2-1
第 159 条	—	該当しない。	2-1
第 160 条	—	該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	寄附行為第 3 条（目的）に定めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 12 条（選考の方法）に定めている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に定めている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）および第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 3 条（課程の趣旨）および第 34 条（修業年限及び在学年限）に定めている。	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科を定めている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に研究科内の専攻を定めている。	1-2
第 7 条	○	教員の多くは、学部および附置研究所の教員が兼任していることから、適切に連携している。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教育研究上の目的を達成するため適切に教員を配置している。また、教員の多くは学部および附置研究所の教員が兼任しており、教員情報についてはホームページ（教員情報）で公開している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1

			4-2 4-3
第 9 条	○	教員任用規則第 3 条（資格）に定めている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	教員および事務職員等に対し、研修を行っており、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営がなされるよう努力している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 4 条（学生定員）に定めている。	2-1
第 11 条	○	研究科および課程毎に定められたカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に教育課程を編成し、大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）において、授業科目を定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	該当しない。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 2 条（組織及び専攻）第 2 項に定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学生便覧、シラバス、大学院学則第 46 条（修士論文の審査）および第 50 条（博士論文の審査）に定めている。	3-1
第 15 条	○	各授業科目の単位については大学院学則第 33 条に、授業日数については第 6 条に、授業の方法および単位の授与については第 38 条および第 44 条に、他の大学院における授業科目の履修等については第 36 条に、入学前の既修得単位等の認定については第 36 条の 2 に、科目等履修等については第 61 条に、それぞれ定めている。また、授業期間については大学院便覧に定め、授業を行う学生数については教育効果を十分に上げられるよう適切に定め、授業の実施にあたっては、適切な規模の教室を利用している。 なお、大学院の連携開設科目、連携開設科目に係る単位の認定および長期にわたる教育課程の履修については、本学では該当しない。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、修業年限及び授業科目の履修等）、第 35 条（必要最低単位数）および第 40 条（修士の学位）に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、修業年限及び授業科目の履修等）、第 35 条（必要最低単位数）および第 41 条（博士の学位）に定めている。	3-1
第 19 条	○	大学院設置基準に基づき、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	研究科において必要な種類および数の機械、器具および標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科において、教育研究上必要な資料を系統的に整備して備えている。	2-5

第 22 条	<input type="radio"/>	大学等の施設および設備については、大学と大学院で共有している。	2-5
第 22 条の 2	<input type="radio"/>	各キャンパスに、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 22 条の 3	<input type="radio"/>	学校法人国士館事業計画に基づき、適切に整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	<input type="radio"/>	研究科等の名称については、教育研究上の目的に沿っており、ふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	—	該当しない。	2-3
第 43 条	<input type="radio"/>	学校独自の奨学金制度を設け、ホームページおよび学生募集要項で公表を行い、大学院生の経済的負担の軽減に努めている。	2-4
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	— 該当しない。	6-2 6-3

第 2 条	—	該当しない。	1-2
第 3 条	—	該当しない。	3-1
第 4 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 5 条の 2	—	該当しない。	3-2 3-3 4-2
第 6 条	—	該当しない。	3-2
第 6 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 6 条の 3	—	該当しない。	3-2
第 7 条	—	該当しない。	2-5
第 8 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 9 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 10 条	—	該当しない。	3-1
第 11 条	—	該当しない。	3-2
第 12 条	—	該当しない。	3-1
第 13 条	—	該当しない。	3-1
第 14 条	—	該当しない。	3-1
第 15 条	—	該当しない。	3-1
第 16 条	—	該当しない。	3-1
第 17 条	—	該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	該当しない。	2-1
第 20 条	—	該当しない。	2-1
第 21 条	—	該当しない。	3-1
第 22 条	—	該当しない。	3-1
第 23 条	—	該当しない。	3-1
第 24 条	—	該当しない。	3-1

第 25 条	—	該当しない。	3-1
第 26 条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-1
第 28 条	—	該当しない。	3-1
第 29 条	—	該当しない。	3-1
第 30 条	—	該当しない。	3-1
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-2
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	3-1
第 42 条	—	該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第 40 条（修士の学位）および学位規程第 4 条（修士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
○	大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）、第 41 条（博士の学位）および学位規程第 5 条（博士の学位の授与要件）に定めている。	3-1
○	大学院学則第 56 条（学位論文の審査の協力）に定めている。	3-1
○	学位規程第 24 条（文部科学大臣への報告）に定めている。	3-1

大学通信教育設置基準

遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
—	該当しない。	6-2 6-3
—	該当しない。	3-2
—	該当しない。	2-2 3-2
—	該当しない。	3-2
—	該当しない。	3-1
—	該当しない。	3-1
—	該当しない。	3-1

第 8 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当しない。	2-5
第 11 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	1	学校法人国士館寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内		
	1	国士館要覧 2024	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則		
	1	国士館大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	1	令和 7 年度(2025 年度)入学者選抜要項	
【資料 F-5】	学生便覧		
	1	2024 年度政経学部便覧	
【資料 F-6】	2024 年度体育学部便覧		
	2	2024 年度理工学部便覧	
【資料 F-7】	3 2024 年度法学部便覧		
	4	2024 年度文学部便覧	
【資料 F-8】	5 2024 年度 21 世紀アジア学部サバイバルガイド（便覧）		
	6	2024 年度経営学部便覧	
【資料 F-9】	7 令和 6 年度大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）		
	8	令和 6 年度大学院便覧（スポーツ・システム研究科、救急システム研究科）	
【資料 F-10】	9 令和 6 年度工学研究科便覧		
	10	令和 6 年度人文科学研究科便覧	
【資料 F-11】	11 令和 6 年度大学院便覧（グローバルアジア研究科）		
	12	令和 6 年度大学院便覧（グローバルアジア研究科）	
【資料 F-12】	大学組織図		
	国士館要覧 2024		
【資料 F-13】	事業計画書		
	令和 3 年度事業計画書		
【資料 F-14】	事業報告書		
	令和 2 年度事業報告書		
【資料 F-15】	中期的な計画		
	第 2 次中長期事業計画－2020－2024－		
【資料 F-16】	法人及び大学の規定一覧及び規定集		
	国士館規程集 目次		
【資料 F-17】	国士館規程集		
	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料		
【資料 F-18】	1	理事・監事・評議員 選任区分及び任期一覧表	
	2	令和 6 年度理事会、評議員会の開催状況	

	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）			
【資料 F-12】	1	計算書類（過去 5 年間）		
	2	財産目録（過去 5 年間）		
	3	監事による監査報告書（過去 5 年間）		
	4	決算の概要について（過去 5 年間）		
	5	会計監査報告（過去 5 年間）		
【資料 F-13】	履修要項、シラバス			
	シラバス			
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）			
	1	1	学生便覧（政経学部）	
		2	政経学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html	
	2	1	学生便覧（体育学部）	
		2	体育学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/policy.html	
	3	1	学生便覧（理工学部）	
		2	理工学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/policy.html	
	4	1	学生便覧（法学部）	
		2	法学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html	
	5	1	学生便覧（文学部）	
		2	文学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html	
	6	1	学生便覧（21 世紀アジア学部）	
		2	21 世紀アジア学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/policy.html	
	7	1	学生便覧（経営学部）	
		2	経営学部の教育研究上の目的及び 3 つのポリシー（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/policy.html	
	8	1	学生便覧（政治学研究科）	
		2	政治学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/PS/outline/policy/index.html	
	9	1	学生便覧（経済学研究科）	
		2	経済学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/ES/outline/policy/index.html	

三つのポリシー一覧（策定単位ごと）			
【資料 F-14】	10	1	学生便覧（経営学研究科）
	10	2	経営学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/BA/outline/policy/index.html
	11	1	学生便覧（スポーツ・システム研究科）
	11	2	スポーツ・システム研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/SS/outline/policy/index.html
	12	1	学生便覧（救急システム研究科）
	12	2	救急システム研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/EDS/outline/policy/index.html
	13	1	学生便覧（工学研究科）
	13	2	工学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Engineering/outline/policy/index.html
	14	1	学生便覧（法学研究科）
	14	2	法学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/Law/outline/policy/index.html
	15	1	学生便覧（総合知的財産法学研究科）
	15	2	総合知的財産法学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/IPL/outline/policy/index.html
	16	1	学生便覧（人文科学研究科）
	16	2	人文科学研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/HS/outline/policy/index.html
	17	1	学生便覧（グローバルアジア研究科）
	17	2	グローバルアジア研究科 教育研究上の目的・方針（HP） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/GA/outline/policy/index.html
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）		
	該当なし		
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）		
	該当なし		

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学校法人国士館寄附行為 第3条（目的）	
【1-1-b】	国士館大学学則 第1条（目的）	
【1-1-c】	国士館大学大学院学則 第1条（目的）	
【1-1-d】	国士館大学学則 第40条（教育研究上の目的・授業科目）	
【1-1-e】	国士館大学大学院学則 第33条（教育研究上の目的、授業科目および履修方法）	
【1-1-f】	令和6年度三つの方針の点検について（依頼）	
【1-1-g】	令和6年度大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）_特定課題研究コース	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分のURL		
【1-2-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/policy/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-2-2】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【1-2-3】	内部質保証推進委員会規程	
【1-2-4】	国士館大学全学教学委員会要綱	
【1-2-5】	国士館大学学則	
【1-2-6】	国士館大学大学院学則	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-2-a】	建学の精神・教育理念・教育方針を記載したパネル（写真）	
【1-2-b】	学生便覧（学部、研究科）_教育研究上の目的	
【1-2-c】	令和6年度国士館大学入学式式辞	
【1-2-d】	令和6年度建学の精神を継承する国士館教育（学長講話資料）	
【1-2-e】	令和6年度：新採用教員研修配布資料_「建学の精神」「教育理念」	
【1-2-f】	国士館大学ホームページ_建学の由来と理念 https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/about/philosophy/	
【1-2-g】	国士館大学ホームページ_理念と目標 ◇政経学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/objective.html ◇体育学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html ◇理工学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/SE/about/objective.html ◇法学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/objective.html ◇文学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/objective.html ◇21世紀アジア学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/about/objective.html ◇経営学部 https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/BA/about/objective.html	
【1-2-h】	国士館大学 大学案内2025_建学の精神・教育理念・教育指針・教育研究上の目的	
【1-2-i】	国士館要覧2024	

【1-2-j】	国士館大学新聞第 536 号（2024 年 4 月 27 日発行）3 面_建学の精神など	
【1-2-k】	大講堂外観写真（国登録有形文化財）	
【1-2-l】	大講堂内観写真	
【1-2-m】	国士館史資料室パンフレット	
【1-2-n】	『国士館史研究年報 楓原』2024 第 16 号	
【1-2-o】	国士館百年史 史料編	
【1-2-p】	ブックレット 国士館 100 年のあゆみ	
【1-2-q】	国士館百年史 通史編	
【1-2-r】	資料室展示室写真	
【1-2-s】	学校法人国士館 第 1 次中長期事業計画書	
【1-2-t】	学校法人国士館 第 2 次中長期事業計画	
【1-2-u】	学校法人国士館 第 3 次中長期事業計画	
【1-2-v】	「三つの方針策定委員会」要項	
【1-2-w】	令和 6 年度三つの方針の点検について（依頼）	
【1-2-x】	国士館大学学則第 2 条（組織）、第 39 条（附置研究所及び附属研究施設等）、第 39 条の 4（地域連携・社会貢献推進センター）、第 39 条の 5（ウエルネス・リサーチセンター）、第 39 条の 6（デジタルアーカイブセンター）	
【1-2-y】	国士館大学大学院学則第 2 条（組織及び専攻）、第 31 条（附属研究施設）	
【1-2-z】	国士館大学学則第 34 条（学部長会）	
【1-2-aa】	国士館大学学部長会規程	
【1-2-ab】	国士館大学大学院学則第 28 条（研究科長会）	
【1-2-ac】	国士館大学大学院研究科長会規程	
【1-2-ad】	国士館大学附置研究所規程	

基準2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分のURL		
【2-1-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【2-1-2】	国士館大学学則	
【2-1-3】	国士館大学大学院学則	
【2-1-4】	国士館大学全学教学委員会要綱	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【2-1-5】	国士館大学入学試験運営規程	
【2-1-6】	国士館大学学部長会規程	
【2-1-7】	教務主任会規程	
【2-1-8】	国士館大学学則	
【2-1-9】	国士館大学大学院学則	
【2-1-10】	国士館大学大学院研究科長会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	国士館大学ホームページ_大学の3つのポリシー	
【2-1-b】	国士館大学ホームページ_学部別の3つのポリシー ◇政経学部（政治行政学科、経済学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/pse/about/policy/ ◇体育学部（体育学科、武道学科、スポーツ医科学科、こどもスポーツ教育学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/pe/about/policy/ ◇理工学部（理工学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/se/about/policy/ ◇法学部（法律学科、現代ビジネス法学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/law/about/policy/ ◇文学部（教育学科、史学地理学科、文学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/letters/about/policy ◇21世紀アジア学部（21世紀アジア学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/asia21/about/policy/ ◇経営学部（経営学科） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/ba/about/policy/	
【2-1-c】	入学者選抜の方法と入学者受け入れの方針（学部）	
【2-1-d】	国士館大学 大学案内 2025_アドミッション・ポリシー	
【2-1-e】	令和7年度（2025年度）入学者選抜要項_アドミッション・ポリシー	
【2-1-f】	国士館大学大学院 GUIDE BOOK2025_アドミッション・ポリシー	
【2-1-g】	令和7年度（2025年度）国士館大学大学院 学生募集要項_アドミッション・ポリシー	
【2-1-h】	令和6年本学主催高等学校教員対象入試相談会実施要領	
【2-1-i】	令和6年度 オープンキャンパス実施計画	
【2-1-j】	国士館大学入学試験運営規程	
【2-1-k】	国士館大学入学試験運営要領	
【2-1-l】	入学試験問題出題委員会要綱	
【2-1-m】	令和7年度大学院入試説明会のご案内 国士館大学大学院	
2-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【2-2-1】	国士館大学学則	
【2-2-2】	国士館大学大学院学則	

学修支援に関する会議体の規則		
【2-2-3】	国士館大学学部長会規程	
【2-2-4】	教務主任会規程	
TA、SAなどに関する規則		
【2-2-5】	国士館大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【2-2-6】	国士館大学スチューデント・アシスタントに関する要綱	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【2-2-7】	学生便覧（学部生）	
【2-2-8】	オフィスアワー担当表 掲示物（大学院生）	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【2-2-9】	国士館大学障がい学生支援委員会規程	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【2-2-10】	国士館大学学則	
【2-2-11】	国士館大学大学院学則	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	国士館大学学部規程	
【2-2-b】	国士館事務組織規則	
【2-2-c】	国士館事務分掌規程	
【2-2-d】	令和6年度 教務関連日程	
【2-2-e】	令和6年度 教育懇談会(旧 父母懇談会)の開催について	
【2-2-f】	教職課程運営センター規程	
【2-2-g】	国士館大学就職指導委員会細則	
【2-2-h】	国士館国際交流センター規程	
【2-2-i】	図書館ガイダンス	
【2-2-j】	国士館大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【2-2-k】	国士館大学スチューデント・アシスタントに関する要綱	
【2-2-l】	ティーチング・アシスタント ハンドブック	
【2-2-m】	スチューデント・アシスタント ハンドブック	
【2-2-n】	体育学部教務助手規程	
【2-2-o】	国士館大学理工学部教務助手規程	
【2-2-p】	体育学部実習助手規程	
【2-2-q】	国士館大学大学院研究科助手規程	
【2-2-r】	manaba マニュアル（教員用、学生用）	
【2-2-s】	令和3年度入学前教育関連資料（学部）	
【2-2-t】	国士館大学入学前教育のご案内	
【2-2-u】	令和6年度 防災総合基礎教育 実施報告	
【2-2-v】	学校法人国士館災害対応マニュアル	
【2-2-w】	国士館大学障がい学生支援委員会規程	
【2-2-x】	令和6年度オフィスアワー日程表（学部・研究科）	
【2-2-y】	令和6(2024)年度在学生調査集計結果	
【2-2-z】	学生相談申込 WEB 受付	
2-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【2-3-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/career/support/center/	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【2-3-2】	該当なし	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【2-3-3】	国士館大学就職指導・斡旋規程	

【2-3-4】	国士館大学就職指導委員会細則 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧	
【2-3-5】	https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/career/support/lectureship/	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	「初年次ゼミナールⅠ・Ⅱ」シラバス	
【2-3-b】	MY CAREER NOTE I ADVANCE	
【2-3-c】	「キャリアアップ講座1～4」シラバス	
【2-3-d】	「キャリアデザインA～C」シラバス	
【2-3-e】	「教養教育ゼミB」シラバス	
【2-3-f】	「キャリアデザインI～III」シラバス	
【2-3-g】	「キャリアデザイン1～3」シラバス	
【2-3-h】	「プロフェッショナル・キャリアセミナー」シラバス	
【2-3-i】	「プロフェッショナル・ビジネスセミナー」シラバス	
【2-3-j】	「優良中堅・中小企業研究」シラバス	
【2-3-k】	「起業家教育講座」シラバス	
【2-3-l】	「競技スポーツコーチング特論・実習Ⅰ・Ⅱ」シラバス	
【2-3-m】	「ビジネスコミュニケーション実習」シラバス	
【2-3-n】	教職課程運営センター規程	
【2-3-o】	「教職特別講座」シラバス	
【2-3-p】	「キャリアアップ講座」シラバス	
【2-3-q】	「社会実践教育論 AⅠ～AⅣ」シラバス	
【2-3-r】	「社会実践教育論 BⅠ～BⅣ」シラバス	
【2-3-s】	「救急車同乗実習」シラバス	
【2-3-t】	「病院内実習」シラバス	
【2-3-u】	「現代的教育課題および教育総合」学生便覧	
【2-3-v】	「法学特殊講座Ⅰ～Ⅲ」シラバス	
【2-3-w】	インターンシップ手引書	
【2-3-x】	大学主催インターンシップについて	
【2-3-y】	就職活動スケジュール	
【2-3-z】	インターンシップ対策講座	
【2-3-aa】	「経済学特殊講座Ⅰ～Ⅲ」学生便覧	
【2-3-ab】	理工学部「インターンシップ」学生便覧	
【2-3-ac】	法学部「インターンシップ」学生便覧	
【2-3-ad】	21世紀アジア学部「インターンシップ」学生便覧	
【2-3-ae】	「インターンシップⅠ～Ⅳ」シラバス	
【2-3-af】	「知財管理実務論」シラバス	
【2-3-ag】	「グローバルアジア特別研究」大学院案内	
【2-3-ah】	仕事理解セミナー	
【2-3-ai】	公務員採用試験対策講座	
【2-3-aj】	警察官・消防官採用試験対策講座	
【2-3-ak】	教員採用試験対策講座	
【2-3-al】	教職支援室	
【2-3-am】	公務員相談室	
【2-3-an】	就職活動体験共有会	
【2-3-ao】	公務員&キャリア・ガイダンス（私の就活体験）	
【2-3-ap】	国士館大学就職指導委員会細則	
【2-3-aq】	WorkingGearJr	
【2-3-ar】	WorkingGear	

【2-3-as】	キャリア形成支援センター 国土館大学ホームページ
【2-3-at】	キャリアガイダンス
【2-3-au】	業界研究フェア
【2-3-av】	就活！HOTSPACE
【2-3-aw】	面接体験セミナー
【2-3-ax】	面接練習会
【2-3-ay】	国土館大学資格講座 2024
【2-3-az】	S P I 3 対策講座について 国土館大学
【2-3-ba】	2024 年度経済学研究科税法関連分野修了生 OB と現役生との交流会
【2-3-bb】	第 1 回総合知財交流会

2-4. 学生サービス

学生生活支援に関する方針・計画

【2-4-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/support/
---------	---

学生生活支援に関する会議体の規則

【2-4-2】	学生主任会規程
---------	---------

学生の課外活動の支援に関する規則

【2-4-3】	国土館大学課外活動団体運営要綱
---------	-----------------

奨学生に関する規則

【2-4-4】	国土館大学奨学生規程
---------	------------

自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料

【2-4-a】	国土館事務分掌規程
---------	-----------

【2-4-b】	国土館大学学生寮管理運営規程
---------	----------------

【2-4-c】	学生主任会規程
---------	---------

【2-4-d】	第 4 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子
---------	-------------------------

【2-4-e】	国土館大学奨学生規程
---------	------------

【2-4-f】	奨学生 国土館大学ホームページ
---------	-------------------

【2-4-g】	学校法人国土館危機管理規程
---------	---------------

【2-4-h】	日本学生支援機構奨学生（満期返還説明会） 国土館大学ホームページ
---------	------------------------------------

【2-4-i】	クラブ・サークル 国土館大学ホームページ
---------	------------------------

【2-4-j】	令和 6 年度第 1 回課外活動クラブ主將会議議事録
---------	----------------------------

【2-4-k】	令和 6 年度リーダーズキャンプ実施報告
---------	----------------------

【2-4-l】	令和 6 年度課外活動援助金支給基準（指導者／クラブ）
---------	-----------------------------

【2-4-m】	学生相談室 国土館大学ホームページ
---------	---------------------

【2-4-n】	国土館健康管理室規程
---------	------------

【2-4-o】	定期健康診断実施計画及び実施結果
---------	------------------

【2-4-p】	インフルエンザ等の感染症予防について 国土館大学ホームページ
---------	----------------------------------

【2-4-q】	健康管理室 国土館大学ホームページ
---------	---------------------

【2-4-r】	国土館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
---------	------------------------------

【2-4-s】	国土館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則
---------	--------------------------

【2-4-t】	国土館キャンパス・ハラスメント相談員細則
---------	----------------------

【2-4-u】	コンプライアンス 学校法人国土館
---------	--------------------

【2-4-v】	令和 6 年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画
---------	-----------------------------

【2-4-w】	国土館大学法学部セクシャル・ハラスメント等の防止に関する内規
---------	--------------------------------

2-5. 学修環境の整備

施設・設備の管理に関する規則

【2-5-1】	固定資産及び物品管理規程
---------	--------------

ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

【2-5-2】	https://www.kokushikan.ac.jp/cis/net/
---------	---

図書館に関する規則		
【2-5-3】	国士館大学図書館・情報メディアセンター規程	
【2-5-4】	国士館大学図書館・情報メディアセンター運営委員会規程	
【2-5-5】	国士館大学図書館・情報メディアセンター資料管理細則	
【2-5-6】	国士館大学図書館・情報メディアセンター利用細則	
図書館利用案内		
【2-5-7】	https://www.kokushikan.ac.jp/library/guide/	
建物の耐震化率を示す文書		
【2-5-8】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/about/campus/	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-5-a】	令和2年度 財産目録	
【2-5-b】	国士館大講堂（国登録有形文化財） 学校法人国士館ホームページ	
【2-5-c】	令和6年度事業計画書	
【2-5-d】	国士館事務分掌規程	
【2-5-e】	各施設の施設管理責任者指定表	
【2-5-f】	国士館大学ホームページ_図書館・情報メディアセンター	
【2-5-g】	アクセスポイント 情報システム利用案内 国士館大学	
【2-5-h】	国士館大学学生寮管理運営規程	
【2-5-i】	国士館大学学生寮細則	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-6-1】	該当なし	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-6-2】	国士館大学学則	
【2-6-3】	国士館大学大学院学則	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-6-a】	令和6年度授業評価アンケートの実施について（依頼）（春期・秋期）	
【2-6-b】	令和6(2024)年度新入生調査集計結果	
【2-6-c】	令和6(2024)年度在学生調査集計結果	
【2-6-d】	令和5(2023)年度卒業時調査集計結果	
【2-6-e】	学生生活支援アプリ	
【2-6-f】	令和3(2021)年度留学生実態調査報告書	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	国士館大学学則	
【3-1-3】	国士館大学大学院学則	
【3-1-4】	国士館大学全学教学委員会要綱	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【3-1-5】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/policy/	
学位規則、学位審査基準		
【3-1-6】	国士館大学学位規程	
【3-1-7】	国士館大学学則	
【3-1-8】	国士館大学大学院学則	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【3-1-9】	国士館大学学則	
【3-1-10】	国士館大学大学院学則	
【3-1-11】	国士館大学履修規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【3-1-12】	国士館大学学則（教授会）	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	カリキュラムマトリクス	
【3-1-b】	国士館大学の3つのポリシー 国士館大学	
【3-1-c】	国士館大学 大学案内 2025	
【3-1-d】	学生便覧（学部）	
【3-1-e】	国士館大学学則	
【3-1-f】	国士館大学大学院学則	
【3-1-g】	シラバス作成ガイド	
【3-1-h】	国士館大学学位規程	
【3-1-i】	学則・学位／単位認定、卒業・進級要件 学校法人国士館	
3-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【3-2-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-2-2】	国士館大学学則	
【3-2-3】	国士館大学大学院学則	
【3-2-4】	国士館大学全学教学委員会要綱	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【3-2-5】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/policy/	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【3-2-6】	https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/learning_support/course_composition/curriculum/	
履修に関する規則		
【3-2-7】	国士館大学学則	
【3-2-8】	国士館大学大学院学則	
【3-2-9】	国士館大学履修規程	

教育課程を検討する会議体の規則		
【3-2-10】	国士館大学学則	
【3-2-11】	国士館大学大学院学則	
【3-2-12】	全学共通教育科目担当者委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【3-2-13】	シラバス作成について（依頼）	
教養教育を検討する会議体の規則		
【3-2-14】	全学共通教育科目担当者委員会規程	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	国士館大学の3つのポリシー 国士館大学	
【3-2-b】	国士館大学 大学案内 2025	
【3-2-c】	学生便覧（学部、研究科）	
【3-2-d】	全学共通教育科目担当者委員会規程	
【3-2-e】	シラバス作成ガイド【2024年度版】	
【3-2-f】	科目ナンバリング・カリキュラムマトリクス 国士館大学	
【3-2-g】	履修系統図	
【3-2-h】	国士館大学の科目ナンバリング	
【3-2-i】	国士館大学の全学共通教育 国士館大学	
【3-2-j】	国士館大学F D委員会規程	
3-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【3-3-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/assessment/docs/assessment_policies_re.pdf	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【3-3-2】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/assessment/docs/assessment_policies_re.pdf	
学修成果の把握・評価の方針		
【3-3-3】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/about/purpose/assessment/docs/assessment_policies_re.pdf	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【3-3-4】	国士館大学学則	
【3-3-5】	国士館大学大学院学則	
【3-3-6】	国士館大学全学教学委員会要綱	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【3-3-7】	IRデータ集	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【3-3-8】	該当なし	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	シラバス作成ガイド【2024年度版】	
【3-3-b】	学生便覧	
【3-3-c】	令和6年度アセスメント・テスト（1年生・3年生）の実施について	
【3-3-d】	授業評価アンケート_回答画面	
【3-3-e】	令和6(2024)年度在学生調査集計結果	
【3-3-f】	令和6(2024)年度新入生調査集計結果	
【3-3-g】	令和5(2023)年度卒業時調査集計結果	
【3-3-h】	令和6(2024)年度_企業調査結果報告書	
【3-3-i】	令和6(2024)年度_卒業生調査報告書	
【3-3-j】	国士館大学全学教学委員会要綱	

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【4-1-1】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/corporation_info/organization/	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【4-1-2】	国士館大学全学教学委員会要綱	
【4-1-3】	国士館大学教学マネジメント推進委員会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【4-1-4】	国士館大学学長に関する規則	
【4-1-5】	国士館大学学長に関する規則施行細則	
教授会に関する規則		
【4-1-6】	国士館大学学則（教授会）	
【4-1-7】	国士館大学大学院学則（研究科委員会）	
教授会の開催日時・議題一覧		
【4-1-8】	令和6年度 主要行事及び諸会議予定表	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【4-1-9】	国士館大学学則	
【4-1-10】	国士館大学大学院学則	
事務局組織図		
【4-1-11】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/corporation_info/organization/	
事務分掌に関する規則		
【4-1-12】	国士館事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【4-1-13】	国士館大学職員任免規則	
【4-1-14】	専任職員の昇格等の基準	
【4-1-15】	職員人事委員会規程	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	国士館大学学則 第25条（学長）	
【4-1-b】	国士館大学学長に関する規則	
【4-1-c】	国士館大学学長に関する規則施行細則	
【4-1-d】	国士館大学学則 第34条（学部長会）	
【4-1-e】	国士館大学学部長会規程	
【4-1-f】	国士館大学大学院学則 第28条（研究科長会）	
【4-1-g】	国士館大学大学院研究科長会規程	
【4-1-h】	国士館大学附置研究所規程 第11条（所長会）	
【4-1-i】	国士館大学学則 第26条（副学長）	
【4-1-j】	国士館大学副学長規程	
【4-1-k】	国士館事務組織規則	
【4-1-l】	国士館事務分掌規程	
【4-1-m】	国士館大学学則 第33条（教授会の検討事項）	
【4-1-n】	国士館大学大学院学則 第27条（研究科委員会の検討事項）	
【4-1-o】	国士館大学学則第33条第1項第3号の「学長が教授会に意見を聴く」及び同第2項の「学長等の求めに応じ教授会が意見を述べることができる」教育研究に関する事項についての要綱	

【4-1-p】	國士館大学大学院学則第 27 条第 1 項第 3 号の「学長が研究科委員会に意見を聴く」及び同第 2 項の「学長等の求めに応じ研究科委員会が意見を述べることができる」教育研究に関する事項についての要綱	
【4-1-q】	國士館大学全学教学委員会要綱	
【4-1-r】	國士館大学教学マネジメント推進委員会規程	
【4-1-s】	令和 6 年度専任職員の採用計画	
【4-1-t】	職員研修委員会規程	
【4-1-u】	日本私立学校振興・共済事業団との覚書	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【4-2-1】	國士館大学教員任用規則	
【4-2-2】	國士館大学教員の昇格及び採用の審査に関する運用要綱	
教員人事に関する会議体の規則		
【4-2-3】	大学教員に関する人事調整委員会規程	
FD の方針・計画		
【4-2-4】	國士館大学 FD 委員会規程	
【4-2-5】	令和 6 年度 FD 事業計画	
FD の実施報告書		
【4-2-6】	https://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/#sec1-09	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	國士館大学教員規則	
【4-2-b】	國士館大学の求める教員像	
【4-2-c】	大学教員に関する人事調整委員会規程	
【4-2-d】	全学共通教育科目担当者委員会規程	
【4-2-e】	國士館大学教員任用規則	
【4-2-f】	大学教員の昇任及び採用の審査に関する運用要綱	
【4-2-g】	國士館大学全学部共通教員評価基準	
【4-2-h】	学校法人國士館 第 2 次中長期事業計画—2020-2024—	
【4-2-i】	國士館大学 FD 委員会規程	
【4-2-j】	令和 6 年度 FD 事業計画について（申請）	
【4-2-k】	國士館大学 FD 委員会 令和 6 年度活動報告書	
【4-2-l】	國士館大学 FD ニュースレター（第 15 号）	
【4-2-m】	ファカルティ・ディベロッパー（FDer）養成講座チラシ	
【4-2-n】	第 31 回 FD シンポジウム 記録冊子	
【4-2-o】	第 11 回 FD 研修会 記録冊子	
【4-2-p】	第 4 回 FD・SD シンポジウム 記録冊子	
【4-2-q】	令和 6 年度 春期授業公開・授業参観_実施報告	
4-3. 職員の研修		
SD の方針・計画		
【4-3-1】	職員研修委員会規程	
【4-3-2】	令和 6 年度職員研修(SD)事業計画	
【4-3-3】	令和 6 年度職員研修(SD)実施方針等について（申請）	
SD の実施報告書		
【4-3-4】	該当なし	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	職員研修委員会規程	
【4-3-b】	令和 6 年度職員研修(SD)事業計画	
【4-3-c】	令和 6 年度職員研修(SD)実施方針等について（申請）	
【4-3-d】	令和 6 年度世田谷プラットフォーム主催合同 SD 研修会実施要項	

【4-3-e】	専任職員の昇格等の基準	
4-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【4-4-1】	該当なし	
研究環境整備の方針・計画		
【4-4-2】	該当なし	
研究倫理に関する規則		
【4-4-3】	人を対象とした研究に関する國立館大学倫理委員会規程	
【4-4-4】	國立館大学動物実験等管理規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【4-4-5】	研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	
【4-4-6】	研究費の運営・管理に関する規程	
【4-4-7】	不正防止に関する運用内規	
【4-4-8】	調査研究費規程	
【4-4-9】	調査研究費使用ハンドブック	
【4-4-10】	公的研究費使用ハンドブック	
研究活動への資源配分に関する規則		
【4-4-11】	調査研究費規程	
【4-4-12】	学術研究助成に関する内規	
【4-4-13】	学長賞に関する申し合わせ	
【4-4-14】	学術研究奨励賞に関する申し合わせ	
【4-4-15】	科研費再チャレンジに関する申し合わせ	
【4-4-16】	研究チーム支援に関する申し合わせ	
【4-4-17】	リサーチ・アシスタント及びポスト・ドクターに関する申し合わせ	
【4-4-18】	大学院生の研究発表助成に関する申し合わせ	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【4-4-19】	國立館大学ポスト・ドクター規程	
【4-4-20】	國立館大学リサーチ・アシスタント規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【4-4-21】	「研究インテグリティ」に係る情報の登録について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【4-4-22】	https://www.kokushikan.ac.jp/research/faculty_academic/	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-4-a】	國立館大学教員規則	
【4-4-b】	國立館大学学則第 39 条 (附置研究所及び附属研究施設等)	
【4-4-c】	調査研究費規程	
【4-4-d】	学術研究助成に関する内規	
【4-4-e】	國立館大学学外派遣研究員等規程	
【4-4-f】	國立館大学ポスト・ドクター規程	
【4-4-g】	國立館大学リサーチ・アシスタント規程	
【4-4-h】	國立館事務組織規則 第 3 条 (大学の事務組織)	
【4-4-i】	國立館事務分掌規程 第 14 条 (教務部学術研究支援課)	
【4-4-j】	國立館大学研究者等行動規範	
【4-4-k】	國立館大学における研究不正防止に関する基本方針	
【4-4-l】	研究費の不正防止に関する運営・管理責任体系図	
【4-4-m】	不正発生要因の分析	
【4-4-n】	コンプライアンス教育の実施について	
【4-4-o】	國立館大学 研究倫理教育教材 (学生用) 2024 年度版	

【4-4-p】	公的研究費使用ハンドブック＜研究費運用基準＞	
【4-4-q】	調査研究費使用ハンドブック＜第4版＞	
【4-4-r】	人を対象とした研究に関する国士館大学倫理委員会規程	
【4-4-s】	国士館大学動物実験等管理規程	
【4-4-t】	国士館大学利益相反管理規程	
【4-4-u】	学校法人国士館安全保障輸出管理規程	
【4-4-v】	内部監査規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【5-1-1】	学校法人国士館寄附行為	
【5-1-2】	学校法人国士館憲章「国士館ガバナンス・コード」<第2版>	
情報公表に関する規則		
【5-1-3】	学校法人国士館情報の公開及び開示に関する規程	
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL		
【5-1-4】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/educational_info/	
私立学校法第137条に対応して公開した部分のURL		
【5-1-5】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/corporation_info/ （寄附行為）	
【5-1-6】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/financial/ （計算書類等）	
内部統制の組織体制を示す図		
【5-1-7】	https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/corporation_info/docs/internal_control_system.pdf	
内部統制に関する規則		
【5-1-8】	学校法人国士館寄附行為	
【5-1-9】	学校法人国士館寄附行為施行規則	
【5-1-10】	学校法人国士館理事会運営規程	
【5-1-11】	学校法人国士館常任理事会規程	
【5-1-12】	学校法人国士館評議員会運営規程	
【5-1-13】	学校法人国士館理事の職務及び決裁権限規程	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【5-1-14】	理事会議事録（令和6年9月25日）	
ハラスメント防止に関する規則		
【5-1-15】	国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【5-1-16】	国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則	
個人情報保護に関する規則		
【5-1-17】	学校法人国士館個人情報保護規程	
危機管理に関する方針・規則		
【5-1-18】	学校法人国士館危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【5-1-19】	危機管理マニュアル	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	学校法人国士館憲章「国士館ガバナンス・コード」<第2版>	
【5-1-b】	学校法人国士館寄附行為 第3条（目的）	
【5-1-c】	学校法人国士館情報の公開及び開示に関する規程	
【5-1-d】	内部統制システム整備の基本方針	
【5-1-e】	国士館教育総合改革検討委員会要綱	
【5-1-f】	学校法人国士館第2次中長期事業計画(2020年度～2024年度)	
【5-1-g】	学校法人国士館第3次中長期事業計画(2025年度～2029年度)	
【5-1-h】	令和6年度事業計画書	
【5-1-i】	令和6年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画	
【5-1-j】	令和6年度新採用職員研修実施要項	
【5-1-k】	国士館大学新聞第536号（2024年4月27日発行）3面	

【5-1-1】	国士館要覧 2024
【5-1-m】	国士館大学ホームページ_建学の由来と理念
【5-1-n】	国士館エネルギー管理規程
【5-1-o】	「節電ビズ」の実施について
【5-1-p】	省エネルギー推進のための令和6年度学園閉鎖計画について
【5-1-q】	国士館におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
【5-1-r】	国士館キャンパス・ハラスメント防止対策委員会細則
【5-1-s】	国士館キャンパス・ハラスメント相談員細則
【5-1-t】	国士館キャンパス・ハラスメント調停委員会細則
【5-1-u】	国士館キャンパス・ハラスメント調査委員会細則
【5-1-v】	令和6年度国士館キャンパス・ハラスメント相談員名簿
【5-1-w】	インフルエンザ等の感染症予防について
【5-1-x】	AED設置場所
【5-1-y】	国士館保安管理規程
【5-1-z】	学校法人国士館防火・防災管理規程
【5-1-aa】	学校法人国士館災害対応マニュアル
【5-1-ab】	地震時の対応マニュアル（災害に備える国士館手順書）
【5-1-ac】	世田谷（本部）・梅ヶ丘校舎 防災備蓄品リスト
【5-1-ad】	学校法人国士館危機管理規程
【5-1-ae】	危機管理基本マニュアル
5-2. 理事会の機能	
法人の意思決定に関する組織図	
【5-2-1】	常任理事会による機動的意志決定を行う組織図
予算・決算を承認した際の理事会の議事録	
【5-2-2】	予算…理事会議事録（令和6年3月13日）
【5-2-3】	決算…理事会議事録（令和6年5月29日）
理事を選任する会議体の規則	
【5-2-4】	学校法人国士館寄附行為
【5-2-5】	学校法人国士館寄附行為施行規則
理事を選任した際の会議体の議事録	
【5-2-6】	評議員会議事録（令和6年5月29日）
【5-2-7】	理事会議事録（令和6年5月29日）
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書	
【5-2-8】	該当なし
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料	
【5-2-a】	学校法人国士館寄附行為
【5-2-b】	学校法人国士館寄附行為施行規則
【5-2-c】	令和6年度国士館大学会議関連日程表
【5-2-d】	意思表示書（様式）
【5-2-e】	学校法人国士館常任理事会規程
5-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	
評議員を選任した際の会議体の議事録	
【5-3-1】	理事会議事録（令和6年4月24日）
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録	
【5-3-2】	予算…評議員会議事録（令和6年3月13日）
【5-3-3】	決算…評議員会議事録（令和6年5月29日）
監事監査に関する規則	
【5-3-4】	監事監査規程

監事監査計画書	
【5-3-5】	監事監査計画書（令和5年4月26日理事会提示）
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料	
【5-3-a】	定例学内理事懇談会要綱
【5-3-b】	令和6年度国土館大学会議関連日程表
【5-3-c】	国土館教育総合改革検討委員会要綱
【5-3-d】	学校法人国土館憲章「国土館ガバナンス・コード」<第2版>
【5-3-e】	学校法人国土館寄附行為 第11条（理事会）、第17条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）
【5-3-f】	国土館大学学則 第25条（学長）
【5-3-g】	学校法人国土館寄附行為 第7条（監事の選任及び職務）
【5-3-h】	監査報告書
【5-3-i】	学校法人国土館寄附行為 第24条（評議員会）、第32条（意見具申等）、第33条（評議員の選任）
【5-3-j】	学校法人国土館寄附行為施行規則 第3条（評議員となる者）
5-4. 財務基盤と収支	
資産運用に関する規則	
【5-4-1】	学校法人国土館資金運用規程
予算編成方針	
【5-4-2】	予算編成方針
財務計画書	
【5-4-3】	第2次中長期事業計画書－財務の概要－
外部資金導入の実績	
【5-4-4】	財産目録
【5-4-5】	事業報告書
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料	
【5-4-a】	学校法人国土館第2次中長期事業計画－2020-2024－
【5-4-b】	令和6年度予算編成方針
【5-4-c】	学校法人国土館資金運用規程
【5-4-d】	国土館キャンパス環境整備計画 基本構想
【5-4-e】	創立110周年記念事業募金 寄付のご案内 国土館大学
5-5. 会計	
経理に関する規則	
【5-5-1】	経理規程
【5-5-2】	予算規程
【5-5-3】	調達規程
【5-5-4】	固定資産及び物品管理規程
【5-5-5】	国土館旅費規程
【5-5-6】	学校法人国土館資金運用規定
会計監査人の選任に関する規則	
【5-5-7】	学校法人国土館寄附行為施行規則
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など	
【5-5-8】	監査実施概要報告書
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料	
【5-5-a】	経理規程
【5-5-b】	予算規程
【5-5-c】	調達規程
【5-5-d】	固定資産及び物品管理規程

【5-5-e】	國土館旅費規程	
【5-5-f】	学校法人國土館資金運用規程	
【5-5-g】	令和6年度予算編成方針	
【5-5-h】	令和6年度予算編成手続き	
【5-5-i】	令和6年度補正予算について	
【5-5-j】	予算執行に関する留意事項（令和6年度版）	
【5-5-k】	予算流用申請書	
【5-5-l】	事業計画書	
【5-5-m】	監査契約書	
【5-5-n】	監査法人による監査日程	
【5-5-o】	独立監査人の監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【6-1-1】	国士館の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/evaluation/self_inspection/	
内部質保証のための組織図		
【6-1-2】	国士館大学内部質保証に関するイメージ図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【6-1-3】	国士館大学内部質保証推進委員会規程	
【6-1-4】	国士館大学全学教学委員会要綱	
【6-1-5】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【6-1-6】	国士館大学学則	
【6-1-7】	国士館大学大学院学則	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	国士館大学学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-1-b】	国士館大学大学院学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-1-c】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【6-1-d】	国士館自己点検・評価委員会規程施行細則	
【6-1-e】	国士館大学内部質保証推進委員会規程	
【6-1-f】	国士館大学全学教学委員会要綱	
【6-1-g】	国士館の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/evaluation/self_inspection/	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【6-2-1】	国士館大学学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-2-2】	国士館大学大学院学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-2-3】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【6-2-4】	国士館自己点検・評価委員会規程施行細則	
直近の自己点検・評価の報告書		
【6-2-5】	令和3年度 自己点検・評価報告書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【6-2-6】	国士館自己点検・評価委員会（第33回）議事録	
【6-2-7】	国士館自己点検・評価委員会大学部会（第43回）議事録	
【6-2-8】	国士館自己点検・評価委員会法人部会（第39回）議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【6-2-9】	国士館自己点検・評価委員会（第30回）	
IRなどを検討する会議体の規則		
【6-2-10】	該当なし	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	国士館大学学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-2-b】	国士館大学大学院学則第1条の2（自己点検・評価）	
【6-2-c】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【6-2-d】	国士館自己点検・評価委員会規程施行細則	
【6-2-e】	令和6年度 大学機関別認証評価 受審の手引き	
【6-2-f】	第10回自己点検・評価 部署別回答基準	
【6-2-g】	第10回自己点検・評価 自己点検・評価シート	
【6-2-h】	国士館大学内部質保証推進委員会規程	

【6-2-i】	令和 6 年度 自己点検・評価 エビデンス集 (データ編)	
【6-2-j】	国士館大学外部評価委員会規程	
【6-2-k】	国士館の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/evaluation/self_inspection/	
【6-2-l】	国士館事務組織規則 第 3 条 (大学の事務組織)	
【6-2-m】	国士館事務分掌規程 第 11 条の 3 (学長室 IR 課)	
【6-2-n】	令和 6(2024) 年度新入生調査集計結果	
【6-2-o】	令和 6(2024) 年度在学生調査集計結果	
【6-2-p】	令和 5(2023) 年度卒業時調査集計結果	
【6-2-q】	企業調査 集計・分析結果報告書	
【6-2-r】	2024 年度卒業生調査結果報告書 (全体版)	
【6-2-s】	KOKUSHIKAN UNIVERSITY IR DATA BOOK 2024	
【6-2-t】	授業評価アンケート_回答画面	
【6-2-u】	令和 6 年度春期授業アンケート結果確認及びフィードバックコメント入力について (依頼)	
【6-2-v】	全学共通教育科目担当者委員会規程	
【6-2-w】	教務主任会規程	
【6-2-x】	令和 6 年度春期授業評価アンケートの実施について (依頼)	
【6-2-y】	令和 6 年度春期 授業評価アンケート 集計結果 (全体)	
【6-2-z】	令和 3(2021) 年度留学生実態調査報告書	
【6-2-aa】	令和 6 年度進路状況	
【6-2-ab】	令和 6 年度進路決定状況調査票	

6-3. 内部質保証の機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【6-3-1】	国士館大学内部質保証推進委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【6-3-2】	国士館大学内部質保証推進委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【6-3-3】	国士館の情報公開_内部質保証 https://www.kokushikan.ac.jp/houjin/disclosure/evaluation/self_inspection/	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【6-3-4】	国士館大学内部質保証に関するイメージ図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【6-3-5】	国士館自己点検・評価委員会規程	
自己点検・評価報告書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	「三つの方針策定委員会」要項	
【6-3-b】	令和 6 年度三つの方針の点検について (依頼)	
【6-3-c】	国士館大学全学教学委員会要綱	
【6-3-d】	国士館自己点検・評価委員会規程	
【6-3-e】	国士館大学内部質保証推進委員会規程	
【6-3-f】	令和 7 年度三つの方針 の点検 及び 履修系統図 の 作成 について (依頼)	
【6-3-g】	平成 30 年度自己点検・評価における改善・向上方策の推進について (依頼) 「学位論文審査基準の公表 について」	
【6-3-h】	国士館大学大学院 学位論文評価基準	
【6-3-i】	国士館大学外部評価委員会規程	
【6-3-j】	第 2 次中長期事業計画 -2020-2024-	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・社会貢献活動の実施		
【A-1-a】	国士館大学地域連携・社会貢献推進センター規程	
【A-1-b】	災害における協力体制に関する協定書	
【A-1-c】	震災時の活動支援に関する覚書 若林町会	
【A-1-d】	震災等発生時の活動支援に関する覚書 梅丘2・3丁目町会	
【A-1-e】	災害時における警察署の代替施設としての利用に関する協定 北沢警察署	
【A-1-f】	災害時における協力等に関する協定書 社会福祉法人世田谷ボランティア協会	
【A-1-g】	学生・語学支援ボランティアの育成等に関する協定 北沢警察署・世田谷警察署	
【A-1-h】	世田谷地域連携防災訓練_関連資料	
【A-1-i】	学生ボランティア研修会 警視庁	
【A-1-j】	世田谷キャンパス職場体験_関連資料	
【A-1-k】	ルール・マナーキャンペーン	
【A-1-l】	図書館の公開利用_関連資料	
【A-1-m】	「世田谷プラットフォーム」形成事業に係る連携・協力に関する包括協定書	
【A-1-n】	STEAM教育講座 世田谷プラットフォーム	
【A-1-o】	ビジネスキャリアデザイン講座 世田谷プラットフォーム	
【A-1-p】	グローバルな視点から捉えた所得税制度の近代史 せたがやeカレッジ	
【A-1-q】	グリム・メルヘンと『ハツ山羊』日本最初のグリム絵本 せたがやeカレッジ	
【A-1-r】	国士館大学と世田谷区との連携・協力に関する包括協定	
【A-1-s】	令和6年度教育・保育実践コンパスレポート	
【A-1-t】	世田谷区内小学校 日本語支援教育_関連資料	
【A-1-u】	避難所運営研修 世田谷区職員	
【A-1-v】	町田市と大学との連携に関する協定書	
【A-1-w】	多摩市と国士館大学の連携に関する基本協定書	
【A-1-x】	国士館大学と埼玉県八潮市の包括的連携に関する協定書	
【A-1-y】	KOKUSHIKAN Athlete Total Support_関連資料	
【A-1-z】	スポーツ講座_関連資料	
【A-1-aa】	フレンドシップ協定(救護活動) _関連資料	
【A-1-ab】	令和4年度東京都と大学との共同事業	
【A-1-ac】	持続可能な開発のためのスポーツ国際プロジェクトの総括会議	
【A-1-ad】	世田谷区シニアスクールへの講師派遣_関連資料	
【A-1-ae】	教育総合センターメッセ_関連資料	
【A-1-af】	公開講座パンフレット	
【A-1-ag】	多摩センター地区連絡協議会事業_関連資料	
【A-1-ah】	社会連携プレゼンテーション大会 埼玉県八潮市	
【A-1-ai】	こどもスポーツ教室 体育学部こどもスポーツ教育学科	
【A-1-aj】	みどりと花いっぱい協定 世田谷区	
【A-1-ak】	夏休み特別企画 刑事司法探求プログラム 一般社団法人司法教育支援協会(千代田区)主催、法務省共催	
【A-1-al】	FTアントレゼミ_関連資料	

【A-1-am】	体育・スポーツ科学関連三大学院連携事業_関連資料 スポーツ・システム研究科	
【A-1-an】	国際学会 (EMS Asia) での発表 救急システム研究科	
【A-1-ao】	シンポジウム資料 法学研究科	
【A-1-ap】	能登半島ボランティア 防災・救急救助総合研究所	
【A-1-aq】	防災・救急救助総合研究所・使命・目的及び業務内容	
【A-1-ar】	「国士館 防災・救急救助総合研究」(紀要)	
【A-1-as】	防災総研 NewsLetter	
【A-1-at】	国士館大学ウエルネス・リサーチセンター規程	
【A-1-au】	多摩市高齢者健康体力づくり教室 (主催事業)	
【A-1-av】	多摩市子ども体験事業 (多摩市教育委員会委託事業)	
【A-1-aw】	町田市子ども体験事業 (町田ゼルビアスポーツクラブ連携事業)	
【A-1-ax】	多摩市一般介護予防事業 (多摩市高齢支援課委託事業)	
【A-1-ay】	子ども自然体験教室事業(教育委員会後援事業)	
【A-1-az】	多摩市ラジオ体操教室 (多摩市委託事業)	
【A-1-ba】	ウエルネス・リサーチセンターNewsLetter	

基準B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. グローバル化の推進と国際交流		
【B-1-a】	学校法人国士館第2次中長期事業計画-2020-2024	
【B-1-b】	国際交流政策会議規程	
【B-1-c】	国士館国際交流センター規程	
【B-1-d】	国士館事務組織規則	
【B-1-e】	国士館事務分掌規程	
【B-1-f】	留学生数 国士館大学	
【B-1-g】	令和7年度(2025年度)入学者選抜要項	
【B-1-h】	日本国外在住外国人留学生 協定編入学選抜要項	
【B-1-i】	国士館大学学則	
【B-1-j】	現代日本の社会と文化 シラバス	
【B-1-k】	アカデミック日本語 シラバス	
【B-1-l】	ビジネス日本語 シラバス	
【B-1-m】	日本語スキルアップ シラバス	
【B-1-n】	日本事情 シラバス	
【B-1-o】	文献購読 シラバス	
【B-1-p】	文献研究 シラバス	
【B-1-q】	国士館大学奨学生規程	
【B-1-r】	業界研究フェア 国士館大学	
【B-1-s】	就活！HOT SPACEについて 国士館大学	
【B-1-t】	令和3(2021)年度留学生実態調査報告書_	
【B-1-u】	国士館大学留学規程	
【B-1-v】	国士館大学留学規程施行細則	
【B-1-w】	国士館大学交換留学生受入れ規程	
【B-1-x】	海外協定校 国士館大学	
【B-1-y】	交換留学実績学生数	
【B-1-z】	留学オンラインコース	
【B-1-aa】	国士館大学学籍管理規程	
【B-1-ab】	国士館大学納入金規程	
【B-1-ac】	海外留学ガイドブック 2024	
【B-1-ad】	留学におけるオリエンテーション資料	
【B-1-ae】	学習状況報告書	
【B-1-af】	交換留学（派遣）報告書	
【B-1-ag】	帰国後報告会	
【B-1-ah】	海外武道実習 シラバス	
【B-1-ai】	国士館大学 21世紀アジア学部 2025年4月入学協定編入学選抜要項	
【B-1-aj】	エジプト-日本教育パートナーシップ	
【B-1-ak】	第13回留学生スピーチコンテスト 国士館大学	
【B-1-al】	国際理解教育 国士館大学	
【B-1-am】	総合知財交流会 国士館大学院	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削

除すること。